

令和 6 年第 4 回定例会

(12 月 5 日招集)

山都町議会会議録

令和6年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

○12月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 議案第81号 専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第4号）の 報告並びにその承認を求めることについて	4
日程第6 議案第82号 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部改正について	6
日程第7 議案第83号 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う 関係条例の整備について	8
日程第8 議案第84号 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正につい て	12
日程第9 議案第85号 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	15
散会	17

○12月10日（第2号）

出席議員	18
欠席議員	18
説明のため出席した者の職氏名	18
職務のため出席した事務局職員	18
開議	19
日程第1 一般質問	19
4番 西田由未子議員	19
3番 眞原 誠議員	33
散会	46

○12月11日（第3号）

出席議員	47
------	----

欠席議員	47
説明のため出席した者の職氏名	47
職務のため出席した事務局職員	48
開議	48
日程第1 一般質問	48
2番 坂本幸誠議員	48
8番 藤川多美議員	63
10番 吉川美加議員	78
日程第2 発議第2号 山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について	92
散会	98

○12月12日（第4号）

出席議員	99
欠席議員	99
説明のため出席した者の職氏名	99
職務のため出席した事務局職員	99
開議	100
日程第1 議案第86号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	100
日程第2 議案第87号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について	114
日程第3 議案第88号 令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について	115
散会	118

○12月13日（第5号）

出席議員	119
欠席議員	119
説明のため出席した者の職氏名	120
職務のため出席した事務局職員	120
開議	120
日程第1 議案第89号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	120
日程第2 議案第90号 財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器一式）	122
日程第3 議案第91号 財産の処分について（旧御岳グラウンド）	125
日程第4 議案第92号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）	128
日程第5 議案第93号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）	136

日程第 6	議案第94号	工事請負契約の締結について（一の瀬川⑥河川災害復旧工事）	・ ・ 139
日程第 7	議案第95号	工事請負契約の締結について（一の瀬川④河川災害復旧工事）	・ ・ 142
日程第 8	議案第96号	工事請負契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工 事）	・ ・ ・ ・ ・ 144
日程第 9	議案第97号	工事請負変更契約の締結について（中央体育館解体工事）	・ ・ ・ ・ 147
日程第10	同意第 3 号	山都町教育委員の任命について同意を求める件	・ ・ ・ ・ ・ 149
日程第11	委員会報告	請願付託報告について	・ ・ ・ ・ ・ 149
日程第12	委員会の閉会中の継続審査申出について		・ ・ ・ ・ ・ 152
日程第13	特別委員会の閉会中の継続審査申出について		・ ・ ・ ・ ・ 152
日程第14	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調 査申出について	・ ・ ・ ・ ・ 152
閉会			・ ・ ・ ・ ・ 153

12 月 5 日（木曜日）

令和6年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年12月5日午前10時0分招集
2. 令和6年12月5日午前10時0分開会
3. 令和6年12月5日午前10時55分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 議案第81号 専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第6 議案第82号 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
 - 日程第7 議案第83号 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について
 - 日程第8 議案第84号 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第85号 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1 番 東 浩 昭	2 番 坂 本 幸 誠	3 番 眞 原 誠
4 番 西 田 由未子	5 番 中 村 五 彦	6 番 矢仁田 秀 典
7 番 興 梶 誠	8 番 藤 川 多 美	9 番 飯 開 政 俊
10 番 吉 川 美 加	11 番 後 藤 壽 廣	12 番 工 藤 文 範
13 番 藤 原 秀 幸	14 番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝

健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山の都創造課長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学校教育課長	鈴 木 保 幸
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監 査 委 員	志 賀 美枝子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 嶋 田 浩 幸 外 2 名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和6年第4回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、眞原誠君、4番、西田由未子君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの9日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

本日までに受理した請願は請願等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） おはようございます。

令和6年第4回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

実りの秋を迎え過ごしやすい季節を期待していたものの、10月後半まで残暑が続きました。11月には観測史上初の台風が同時に四つ発生するという異常気象でしたが、幸いにも台風の襲来はなく安堵しています。

このような中、先般8月末の台風10号の被害状況を鑑み、今議会の補正予算に、農林業施設や公共土木施設に係る災害復旧費用を計上しておりますが、相当な額になっており、今後も季節に関係なく、降雨の予報には十分な警戒を持って対応すべきと改めて実感しています。

11月下旬に紅葉の便りをようやく耳にしたものの、朝晩の寒さが急に厳しさを増し、九州脊梁山地にも雪模様が見られ、早くも冬の訪れを感じるようになりました。昼夜の気温差も大きく、季節の変わり目でもありますので、皆様におかれましては、充分ご自愛ください。

さて、先般の定例会以降、本町に関連する出来事について紹介いたします。今回は、10月下旬に子育てや教育に関する説明会等に接する機会が多くありましたので、そのことについて触れさせていただきます。

まず、先に方針を示しています保育園に関する保護者等説明会を、中島地区及び二瀬本地区において開催し、直接、多くの方から貴重な意見をお伺いいたしました。本町における子どもたちの保育環境の保持を念頭に、優先すべき事項を十分に検討し、今後の調整にあたって参ります。

次に、教育委員会において協議が進められている義務教育学校です。従前の方針である矢部地区、清和地区及び蘇陽地区のそれぞれに1校ずつの計3校を整備する方針から、児童生徒数の推移を見通しつつ、通学時間等の問題を踏まえ、矢部地区に1校、清和地区及び蘇陽地区に1校の計2校を整備する方針に変更した旨の説明がなされました。12月の広報やまとに関連する記事が掲載されますので御覧ください。既に各地区において説明会を開催し、貴重な意見をいただいたと聞いております。また、要望に応じて、保育園や小中学校での説明会も行っているとのことですので、関心を持っていただければと思います。

最後に、高等学校在り方検討会による「みんなで考えよう！県立高校のみらい 地域意見交換会」が開催されました。意見交換会は県内25か所程度で開催される予定で、これまで開催された複数の場所と比べ、100名を超える本町の参加者の多さに関係者が非常に驚かれていたようです。意見交換会の中では、在り方検討会における議論の状況等について説明があった後、ワールドカフェ方式のワークショップにより、メンバーを交替しながら、「10年後、この地域にあって欲しい高校の姿」について熱く語り合われました。会の最後には、アンケートの回収もありました。

今後は、ワークショップで出された意見やアンケートの結果が県立高校在り方検討会に報告され、県内から出された多くの意見を踏まえた提言としてまとめられ、次期方針を決定されるようです。町民の皆様におかれましても、本町に唯一の県立高校、矢部高等学校の将来に関心を持つ

て見守っていただきますよう、切にお願いいたします。

「山の都づくりの取組み」を進めていく中で、「子育て家庭が安心して生活できるまち」、「将来に夢と希望を持つ子どもが育つまち」を推し進めることが重要だと考えています。人材確保の厳しさがあらゆる分野に影響を及ぼしつつある中、次世代への繋がりを意識しながら、よりよい教育環境を築けるよう、取り組んでまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について、概要を説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分1件、条例4件、補正予算3件、その他3件の合計11件です。

専決処分は、衆議院の解散に伴う選挙執行経費を速やかに措置する必要があったため一般会計の補正を行いましたので、その報告をし、承認を求めるものです。

条例4件は、それぞれ必要な条例の一部を改正するものです。補正予算3件は、令和6年度の一般会計及び事業会計に関するものです。

その他3件のうち、1件は町が加入する一部事務組合の規約の一部変更に関するもの、1件は財産の取得に関するもの、1件は財産の処分に関するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第81号 専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第81号「専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、説明いたします。

議案第81号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第7号、令和6年度山都町一般会計補正予算（第4号）について。

令和6年12月5日提出、山都町長。

提案理由です。

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費につきまして、専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

なお、解散表明報道から期日前投票の開始まで約2週間しかなく、外注の必要があるポスター掲示場の設置等やその他選挙事務を考慮し、町長において、議会の議決すべき事件について特に

緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、補正予算を専決処分することとしたものです。

それでは、歳出から説明しますので、8ページを御覧ください。

2款4項5目衆議院議員選挙費です。8ページの1節報酬から次の9ページの13節使用料及び賃借料まで、必要経費をそれぞれ計上し、総額1,400万円です。また、今回、1節報酬及び3節職員手当等の給与費の補正を行いましたので、続く10ページ以降、人件費に係る明細書も併せて補正しております。後ほど御覧願います。

続きまして、歳入を説明しますので、7ページを御覧ください。

16款3項1目総務費国庫委託金です。衆議院議員選挙委託金1,400万円です。先に説明しました歳出と同額を計上するもので、全額国費となることから、一般財源の持ち出しはありません。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いいたします。

令和6年度山都町一般会計補正予算。

令和6年度山都町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億800万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年10月1日専決、山都町長。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第81号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 9ページの委託料のところで、投票所移動支援車両運行業務委託料が7万円計上されていますが、どれぐらいの利用があられたか、もし分かれば教えてください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今回、移動支援につきましては、期日前投票につきましては従前からの移動の利用がございませんで、基本的に今回の選挙でも運行はいたしておりません。実際、運行移動支援を行いましたのは、選挙当日の移動支援になります。8路線運行しておりまして、清和の鶴ヶ田近辺、あと東緑川方面、それと津留方面、それと郷野原方面、それと長崎方面、それと上菅方面、それと原、金内近辺、それと下神働のほう、花上。そちらのほうの全部で9路線運行しております。

実際利用がございましたのが、津留と郷野原、それと上菅、下神働とか花上方面、そちらの利用が若干ありまして、13名利用しておりますけれども、残りの4路線につきましては利用状況はゼロでした。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 選挙の期間が決定してから選挙が始まるまで、先ほど、総務課長の説明の中にありましたように、期間が非常に短うございました。

それで、ポスターの掲示板を見てみましたら、タイトルのところに貼り紙をしてありました。なので、その貼り紙をする経費等、あとまた、決定されてから貼り紙を撤去されたと思いますが、その分も含めて委託料にあったのか、それは役場のほうで便宜上されたのかをお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） ポスター掲示場につきましては、今回のポスターが以前の選挙で使わなかった部分のポスターを、板を利用した形で立ててるんですけども、そのシールにつきましては、それこそやっぱり前回使ったシールをちょっとそのまま貼らせていただいております、実際、あの部分のシールというのが県のほうから送られてくるもので、皆で発注して、町から希望の発注はするんですけども、実際、県からその資料が送られてきて、それを貼るという行為が必要なので、その貼るまでにちょっと時間がありまして、取りあえず別のを貼らせていただいております。ものが来たら貼ってもらっています。ちょっとその分の、すいません、費用につきましては、ちょっとここに控えておりませんので、またお知らせいたします。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号「専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて）は、原案どおり承認されました。

日程第6 議案第82号 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第82号「山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第82号、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。
山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年12月5日提出、山都町長。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正する必要があります。

これが議案を提出する理由です。

まず、資料により、法改正の概要を説明いたします。

1、背景及び改正理由です。

マイナンバー、マイナンバーカードの国民の利便性向上の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布、令和6年12月2日に施行されました。

この法改正において、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が見直され、条例で引用している別表第二が廃止され、新たに用語が定義されました。

2、改正内容です。

資料は条例改正の概要としておりますが、法改正が前提となるものですので、法に読替えていただければと思います。

①ですが、法別表第2の第2欄に掲げる事務が、特定個人番号利用事務、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報が利用特定個人情報と新たに定義をされております。

②法の定義に以下の六つの用語が新たに追加されました。

なお、各用語の説明につきましては、次のページに示していますので、御参照いただければと思います。

改正文にお戻りください。

第2条に、先ほど説明した六つの用語を加え、第4条中の法の引用部分の語句を新たに定義された語句に改めたものです。

次のページをお願いします。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第82号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号「山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第83号 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第83号「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） 議案第83号について御説明をします。

議案第83号、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について。

地方公共団体情報システム標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年12月5日提出、山都町長。

提案理由。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、町の基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することに伴い、関係条例を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本案は、今後予定されている町の基幹業務システムの標準準拠システムへの移行に伴い、町県民税と固定資産税及び国民健康保険税の集合税徴収方式を単税徴収方式に変更するためのものです。

なお条例の題名は、今回の改正等が主に情報システムの標準化に関する法律を根拠として行うものであることから、このようにしています。

まず、資料により御説明をします。

8ページをお願いします。

現行とシステム標準化後を比較しています。表の1行目、現在は町県民税と固定資産税及び国民健康保険税を合わせて、一つの納付書で納めてもらっています。これがシステム標準化後は、それぞれで納めてもらうようになります。

なお、令和6年度から国の森林環境税が導入されており、これは町県民税と併せて徴収することになっています。森林環境税は町県民税に含まれるとして説明をします。

2行目、納期については、現在6月からの10期で納めてもらっていますが、システム標準化後は町県民税が4期、固定資産税も4期、国民健康保険税が10期となります。

一つ飛ばして4行目、現在の集合税方式の根拠は、山都町税等の徴収等の特例に関する条例で

す。これを今回廃止することにしていきます。

5行目、近隣などの市町村の状況は、本町と同じ集合税方式の10期が宇土市と宇城市で、システム標準化後は、いずれも単税方式の4期とされます。これまで単税方式ですが、10期とされていた甲佐町も4期とされる予定です。美里町においては、10期のままとされる意向のようです。

6行目、変更の時期は令和8年度からで、システム自体は令和7年度の12月に切り替わる予定です。

次のページをお願いします。

表は納期のイメージを表したものです。変更後は下のとおりになります。納付書の枚数は10枚から18枚になります。なお、納期月は地方税法に示されており、それに基づき現在の町税条例の納期月も規定されています。

今回、固定資産税の納期の1期目を4月から5月に改正することにしていきます。これは課税処理の都合上から5月にするものです。なお、納期月の変更は、システム標準化の範囲内です。

また、システム標準化に係るものではありませんが、令和7年度から軽自動車税の納期月を4月から5月に変えるようにしています。これは、軽自動車税の賦課期日が4月1日で、納期月も4月だと、その課税処理の期間が十分に取れず、無理をしていたためです。特にこれまで3月末の移動の処理が間に合わないことがありました。なお、近隣の自治体の納期はほとんどが5月です。

次のページをお願いします。

納税通知書と納付書の現行と変更後を表したものです。

これまで6月に集合税として三つの税をまとめた1枚の納税通知書、それに年税額を一括で納付するための全期前納用納付書を1枚、期別納付用の納付書10期分10枚を6月中旬に送っていました。これを単税化後は税目ごとにそれぞれの封筒で送付し、その時期も異なります。町県民税を6月に、固定資産税を5月に、国民健康保険税は6月に送付するようになります。なお、口座振替の方は特に手続の必要はありません。

次のページをお願いします。

単税化方式にする理由と考えられる影響です。

このような変更する理由は、情報システムの標準化が市町村の費用と労力を軽減するためのものだからです。そして、標準化とは、市町村ごとのカスタマイズ、個別の設定をなくすこととされています。

本町の最高情報責任者補佐からは、システム事業者はカスタマイズに応じるだろうが、それには費用が発生し、さらに法改正のたびに必要になるとの助言も受けているところです。

今回の場合、標準とは単税方式で、町県民税と固定資産税の納期は4期になります。カスタマイズは集合税方式であり、町県民税と固定資産税の納期が10基の場合です。

集合税方式をやめることの影響として、納期回数が減るため、1期ごとの負担額が増加すること。町県民税と固定資産税は同じ月とはしないものの、毎月の負担が一律とはならないこと。納付書の種類と枚数が増えること。税目を選んでの納税をされる可能性などがあります。

一方で、集合税の際には、各税目の金額は内訳としては示されていましたが、これからはより税目ごとの金額が分かりやすくなります。

次のページをお願いします。

標準化に係る経緯と予定を示しています。8月に総務常任委員会で概要の説明をしました。今回、集合税の根拠となっている特例条例の廃止と、町税条例及び国民健康保険税条例の一部改正をお願いしています。議決が受けられれば、来年1月以降から住民の方への周知を行っていきます。

図の中央下のほうになります。令和7年度の納税通知書等はこれまでと同じ集合税方式で発送します。令和7年12月にシステムの切替えが実施されて、標準システムでの運用になります。12月以降に税額の更正があった場合、発行されるのは単税での納付書となります。なお、この場合も、令和7年度中の納期は10期割のままです。令和8年度からは、単税方式での納税通知書と納付書を送ることになります。

この見直しにより、町民の方が直接的にメリットを感じられることはありません。しかし、情報システム標準化の取組の中で、個別の設定であるカスタマイズを残し、そのための費用が今後発生し続けることは、町民の利益を損ねることになります。そして、その金額も幾らになるか分かりません。そのような状況は避けなければならないと判断し、この機会に集合税方式を廃止して、単税方式に変えたいものです。

改めて条文について御説明をします。

2ページをお願いします。

今回の条例は2条立てで、第1条が山都町税条例の一部改正、第2条が山都町国民健康保険税条例の一部改正となっています。

4ページの町税条例の新旧対照表をお願いします。町税条例第67条の改正は、固定資産税の1期目の納期月を4月から5月に変えることを示しています。

第83条第2項の改正は、軽自動車税の種別割の納期月をこれも4月から5月に変えることを示しています。

次のページをお願いします。

国民健康保険税条例第11条において、改正で第3項を追加しています。内容は、各納期の端数の処理について、100円未満の端数があるときには1期目で調整することを示しています。なお、町県民税と固定資産税は納期が4期であることもあり、1,000円単位で調整するようになっています。また、同じく追加となる第11条の2は、次の納期以降の納付もできることを定めています。

次の納期とは、例えば第1期の納付の際に、第2期以降の分の納付を可能にするものです。これにより一括納付もできることを示しています。町県民税と固定資産税は、それぞれ既に同様の規定があります。この二つの条文は、今回条例を見直す中で、納税の際にこれらの規定があったほうがよいことから追加をしたものです。

再度条文の説明になります。

3ページをお願いします。

附則の第1条で、この条例の施行期日を令和8年4月1日からとしています。ただし書は、軽自動車税の納期を変えることに係るものであり、この施行期日は令和7年4月1日からです。

附則第2条で、現在の集合税の根拠となっている山都町税等の徴収等の特例に関する条例を廃止するとしています。

附則第3条以降は経過措置に係るものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第83号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 質問は、すいません、納付書を配布されている町民の方々いらっしゃると思うんですけれども、それ以外で、例えば会社勤めの方などは給与から源泉徴収されていると思うんですけど、山都町内の住民の中で源泉徴収されている住民の方の数と、それから納付書を送られて直接納付なさっている数の割合とか、その人数とかというのを何か課のほうで情報として持っていらっしゃれば、ちょっと参考までに教えていただきたいなと思ったところと、あともう一つは、口座引き落としを手續されている方に関してはあまり影響がないだろうという御説明だったと思います。私もそうかなと思うんですけれども、納付書で納めていらっしゃる方々の中で、口座引き落としを選択なさっている方というのがどのぐらいの割合いらっしゃるのかなと思っています。

何でこんな質問しているかというと、これをやることによって起きる影響という一つの中に、私もぴんと来たのが、毎月でないと忘れちゃう人いるかなと思ったんですよね。僕も自戒の念を込めて申しておりますけど、ちょっとあるんですが、それがどのぐらいの町民の割合で影響を受けるのかなという思いがありました。

あともう一つ質問なのは、e L T A Xってあるじゃないですか。電子で納められますというやつですね。あれ実は今、私も試しに進めているんですけれども、手数料370円ぐらい余計にかかっちゃうんですけど、そちらのe L T A X利用に対しての誘導は、町のほうで何か考えていらっしゃるのかなと思っています。その2点、データがあれば、教えてほしいなと思います。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。一つ目の源泉徴収等をされている方の数等については、手元に持ってきておりません。申し訳ありません。今お答えすることは難しいです。

二つ目の口座振替を利用されている方の割合ですが、約5割の方が口座振替を利用されています。

最後のe L T A Xについては、今後、流れとしてはぜひ使っていただきたいものですが、まだ町のほうで積極的に周知、推進をするまでには至っておりません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） この標準化システムというのを導入すると、カスタマイズしないので、いろんなところでシステム更新の委託料とか出てきますけど、それがなくなっていくということでしょうか。税に関することだけでしょ。システム改修料、今回の補正にもいろいろ出ていますよね。更新のためのシステム改修料とかいうのが出てくるのが、税に関してはなくなるということでしょうか。

全体のいろんなシステム改修料が減っていくということなのかというのが一つと、標準化をすれば、学校給食の公会計化も進むというふうに以前説明を受けてたと思うんですが、そのことに関連するでしょうか。2点お願いします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。まず、システムの標準化により費用がなくなるわけではありません。国のほうが標準化を進めて、市町村ごとにそれぞれがシステムを開発とかする必要がなくなるので、余計にかからなくなる。カスタマイズをすると、余計にかかってしまうというふうに理解しております。給食関係のことについては申し訳ありません。承知しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第84号 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第84号「山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

法案についての提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第84号について御説明いたします。

議案第84号、山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることとする。

令和6年12月5日提出、山都町長。

提案理由です。

山都町運動公園内に整備しているサッカー場及びちびっこ運動広場の令和7年度供用開始に伴い、管理に関する条項及び利用料を新たに追加する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

山都町運動公園におきましては、現在、来年度の供用開始に向けて、サッカー場及びちびっこ運動広場を整備しております。

今回、上程しますのは、令和4年10月1日施行の山都町運動公園の設置及び管理に関する条例において、新たに加わるサッカー場及びちびっこ運動広場の利用規定を盛り込むものです。

それでは、今回の改正点について、新旧対照表で説明いたします。左側が現行、右側が改正後案となっております。改正後案で説明をいたします。

名称及び位置に関する第3条第2項において、新たにサッカー場、ちびっこ運動広場を追加します。施設の利用時間に関する第5条第2号の芝生広場の利用時間を午前5時から午前7時に改めます。これは当初、山都町営グラウンド条例における時間帯に合わせて5時からとしておりましたが、今回、他の施設と合わせて7時からに統一しております。

また、3号、4号で、サッカー場及びちびっこ運動広場を追加し、利用時間を設定しておりますが、ナイター照明があるサッカー場については、午後10時までとしております。

使用料に関する第11条に、ただし書でちびっこ運動広場を利用するものについてはこの限りでないことを追記しております。ちびっこ運動広場の使用料は無料としております。

使用料の額に関する第12条では、中央グラウンドの使用料の額は別表第1のとおりとし、供用開始までは使用料は据え置きます。

今回、第2項で、サッカー場及び芝生広場の使用料の額を別表第2に規定をしております。

別表第2を御覧ください。

使用料は1時間当たりの金額となっております。サッカー場（人工芝）全面の一般使用を1,200円、高校生以下を600円、半面の場合、一般使用を600円、高校生以下を300円、フットサルコート、6面中1面で、一般使用を300円、高校生以下200円としております。

芝生広場につきましては料金の変更はございませんが、別表自体を第1表から第2表に変えておりますので、下線表示となっております。

照明料につきましては共通で、一般1,000円、高校生以下500円としております。

条例の改正分に戻りまして、山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表で説明した内容で条文を改正しております。

次のページをお願いします。

附則。この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第84号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ちびっこ広場の時間の設定は何なんだろうかと思います。今なら、本当に6時には真っ暗で、あまり外で遊ぶような人はいないかもしれないんですが、夏場ですと、8時近くまで明るかったり、家庭のいろんな働き方とか、子どものふれあい方とか、いろんな想定がされると思うんですが、例えばこういうふうに時間を区切ってしまうと、6時になったけん、帰ってくださいねということになるんでしょうか。誰かがそれを管理するんでしょうか。

これはもう本当に、何というかな、やっぱり親御さんがやっぱり遊ばせたいというふうなことで訪れる場合、そこまで縛る必要がどこにあるのかなというのが非常に疑問です。もちろん無料なのは当然なんですけど、時間を制限したということの根拠をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。ちびっこ運動広場は、基本的に運動公園内の施設であります。フリースペースではあるものの、一応時間帯を決めて、使用時間をその時間帯でしていただきたいというものでございますが、あくまでこれはフリースペースで、拘束力はなかなかないとは思いますが、その辺は臨機応変に使っていただいても構いませんと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 臨機応変というのがちょっと引っかかりましたけど、同じくちびっこ広場なんですけど、これからどんどん全体的な運動公園を利用することになると、例えば体育館で剣道大会するなり、何々大会するとなったときに、休憩時間とか、そういうときに、お天気がよければ、外で御飯食べようなどというときに、このちびっこ広場が無料ですので、そこで弁当開きするとかということが出来るのかなというのは……。フリースペースといえどフリースペースなんですけども、その許容範囲というか、そういうのをお示しいただけたらと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） フリースペースで、お昼の時間帯にお弁当食べたりはしても構わないと思いますが、あとごみの管理とかは使用者に周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 確認をさせていただきたいんですけど、グラウンドゴルフとして芝生広場を借りる場合、この料金は、何か大会をするときとか、そういう特別なときの料金だというふうに何回か確認をさせてもらっているんですが、それでいいですか。練習のときに、自由に空いてれば行けるということによろしいということでしょうか。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。芝生広場については、一応あそこも基本的にはフリースペースとなっております。

しかしながら、グラウンドゴルフ大会で一般の人を利用を拘束するような場合、チームだけでや

りたい場合は、予約をしていただいて、料金を払っていただくというシステムにしております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ちょっと気になりましたので、質問して答弁しておいていただきたいなと思います。先ほどのちびっこ広場の利用の時間の話で、規定はしているけど、臨機応変という御答弁だったんですけど、私の解釈としては、7時から午後6時までというふうに規定はしてありますと。規定はしてあるけれども、それを管理、監視したり、あとはその時間外に対する罰則などは特に設けてないと。そこまでの御答弁だったということで理解してよろしいですか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） そのとおりでございます。罰則等は設けておりません。

ただ、ここが夜間照明がございませんので、おのずと夜はちょっと利用はできないのかなと。子ども連れのお子さんはやはり夜は危険なので、日没とともにやっぱり使えなくなるのかなというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号「山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第85号 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第85号「山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。

それでは、議案第85号について御説明いたします。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年12月5日提出、山都町長。

提案理由です。

ごみ処理手数料の改正に伴い、山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必

要があります。これが議案を提出する理由です。

4 ページを御覧ください。

来年度、令和 7 年 4 月より、上益城 5 町及び西原村は、熊本市の東部環境工場へ可燃ごみの処理委託を行います。それに伴い、地域のごみステーションにて集荷するごみは、収集許可業者が熊本市東部環境工場へ直送しますが、個人持込み及び粗大ごみは持ち込めませんので、既存の小峰クリーンセンターを中継地として活用するため、現在改修をしております。

現在の持込み手数料は、平成31年、令和元年 4 月から10キロ当たり100円で、その後10キロごとに100円となっております。③表のとおり、町のごみの処理量は、令和元年度に比べて、昨年度、令和 5 年度は、パーセンテージで行きますと96.6%、数量で行きますと339トン、約3.4%減っておりますが、次のページを御覧ください。

⑤表のとおり、ごみ処理にかかる費用は、近年の物価高騰により、1 キログラム当たり56.55 円から70.65円と、14.1円、約24.9%大幅に増加しております。このうち、燃料費、薬剤費、定期補修工事、最終処分費は減少しますが、熊本市への搬送委託料等、また、中継地としての経費は増加しますので、10キログラム当たり150円に改定し、周知期間を置いて、令和 7 年 4 月 1 日から適用するために本条例を改正するものです。

2 ページにお戻りください。

改正点について説明します。中ごろ、9 行目です。第 9 条第 2 項第 1 号の表手数料欄中、100 円を150円に改めます。

次のページを御覧ください。

附則。その前のページですね。附則についてです。

附則で、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日からと規定しております。

次のページを御覧ください。

新旧対照表を添付しております。

先ほど説明しました10キログラム当たり100円を150円に改正しております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 議案第85号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号「山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午前10時55分

12 月 10 日（火曜日）

令和6年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年12月5日午前10時0分招集
2. 令和6年12月10日午前10時0分開議
3. 令和6年12月10日午後0時08分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

4番 西田由未子議員

3番 眞原 誠議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税務住民課長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山の都創造課長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学校教育課長	鈴 木 保 幸
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監 査 委 員	志 賀 美枝子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がありますので、本日2人、明日3人にしたいと思います。順番に発言を許します。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 皆さん、おはようございます。4番、西田由未子でございます。よろしく願いいたします。

12月8日は太平洋戦争が始まった日でした。そして、ノーベル平和賞を受賞される日本原水爆被害者団体協議会、被団協のたゆまぬ努力と未来へのメッセージとして、町立図書館にて映画「ひろしま」が上映されました。二度と過ちは繰り返さないと誓ったのに、今日本は新たな戦前となってしまっていると思います。戦争への道を再び歩まないよう、二度と我が子や若者を戦場に送ることがないようにしなければなりません。

昨日の報道で、同行する高校生平和大使の皆さんも、「これは過去のことではない。たった一発の原爆で一生人々を苦しめることになる」と伝えたいと話していました。また、熊本の高校生平和大使も同行されます。熊本の高校生平和大使は、私たちは微力だが無力ではないと、核兵器廃絶を求める署名活動をずっと行ってきています。ノーベル平和賞受賞への思いが今日の熊日にもたくさん載せられていました。あの日一瞬で命を奪われた無念や怒り、その後、今も続く後遺症や差別に苦しめられていることを忘れず、私たちは次世代につないでいかねばなりません。

今や世界中に1万2,000発以上の核兵器がある。これを何が何でもなくしていかなければならない。2006年3月に、非核山都町宣言を採択した山都町としても、ぜひ日本非核宣言自治体協議会への加入をされ、より一層核兵器廃絶に向けての行動をしていってほしいと思います。私も微力ながら行動を続けていく決意です。

初日の提案理由説明の中で、町長は、子育て家庭が安心して生活できるまち、将来に夢と希望を持つ子どもが育つまちを推し進めていくことが重要だと言われました。私も全く同感であります。そのために何を大事にどうしていくのかということを、まずお尋ねしたいと思います。

それでは、質問台から質問いたします。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 初めに、義務教育学校についてお尋ねをします。

11月初めに、義務教育学校計画説明会が開催されています。そもそも義務教育学校とはどんな学校か、そして、山都町ではどのように進めていこうとされているのか、説明会で住民の方や保

護者からどのような意見が出たのか、説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。義務教育学校の設置計画変更に伴う住民説明会につきましては、蘇陽地区を蘇陽支所で10月21日に、清和地区を清和基幹集落センターで10月23日に、矢部地区を10月29日に矢部保健福祉センター千寿苑で開催しました。また、保護者説明会としまして、11月20日に菅尾保育園で、11月22日に清和小及び清和中で開催しました。そのほかの保育園及び小中学校保護者への説明会は、現在日程調整中となっております。

説明会での意見としましては、学校開設時期及び場所について、放課後児童クラブに関すること、義務教育学校の内容や必要性などについて、御質問、御意見をいただきました。

説明会につきましては、今後も保護者向け説明会など丁寧な説明を行っていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 保護者の方たちからもお尋ねがあったことについて重ねてですが、それと、建設予算についての今分かっているところがあれば、お答えいただきたいと思います。

スクールバス運行についてはなかったのでしょうか。私は、1時間以内の通学時間が基本というふうになっていますので、距離が長い児童生徒については、部分的にタクシー送迎と組み合わせるということもありではないかと思っています。そうすることで、全体の通学時間短縮にもつながるのではないかと思うのですが、その辺についての御検討があれば、お答えください。

それから、先ほども、すいません、言われたように、通学距離が長くなることに加え、放課後児童クラブのことでお尋ねがあったと言われましたが、やはりそれまで通っていた学校に放課後児童クラブがないとなれば、遠くの新しい学校に迎えに行くという保護者の負担が増えると思います。

どこに建設されるかも未定ではございますが、今申しましたように、現在通っている小学校より遠いところに建設された場合でも、やはり放課後児童クラブは元の小学校に置いていただきたいと、保護者の方の声も聞いておりますので、そのように私は考えておりますが、いかがでしょうか。

建設予算とスクールバス運行、放課後児童クラブについて、お答えできる範囲で構いませんので、よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。まず建設予算についてですが、校舎本体の建設費用の概算額としまして、新築の場合、41億円、清和中改修の場合、19億円、蘇陽中改修の場合、14億円を見込んでおります。この数値につきましては、住民説明会時の資料に記載し説明を行っております。

次に、給食室につきましては、令和5年度に作成しました山都町学校給食体制に関する報告書により、建物と厨房機器を含めて6億円と見込んでおります。

建設されますと、これに体育館、グラウンド等の附属設備、また、外構工事等がありますが、校舎の設置場所により変わることになりますので、開校場所と併せて、今後検討を進めてまいります。

続きまして、スクールバス運行についてですが、通学時間1時間以内、こちらを目指すことになります。義務教育学校の設置場所を決め、その後、路線の検討を学校開設準備と併せて、協議を進めてまいります。

次に、放課後児童クラブについてですが、住民説明会時に開設場所、開所時間等についての御質問がありました。放課後児童クラブは、福祉課が所管となりますので、義務教育学校の設置準備と併せて、福祉課と十分に情報共有を行いながら、準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 建設予算を聞きましたが、本体新築となると、給食室、体育館、グラウンドを合わせると、相当な額になるということが分かります。今ある清和中、蘇陽中を改築するということも視野に入れながらされていくということだと思いますが、複合施設のほうがいいのではないかという考え方もありますけれども、私はいろんな機能が集中しないように、様々な機能が小さい単位で存在しているほうが防災上もいいと思っておりますので、今言われたことが最大限かなというふうに思っています。

これからのことではありますが、児童生徒が創意工夫をして、友達と共に学び合うことができる教育環境と、有機農産物をはじめとした地域の農産物を使った安心・安全な給食提供のための給食室を造っていただくことを要望したいと思います。

それから、放課後児童クラブについては、福祉課との連携を密にさせていただいて、それから、やっぱり保護者さんの意見を十分聞いていただいて、できる限りの支援を、スクールバス運行との調整も要と思います。福祉課だけでなく、企画政策課との調整もあるかと思っておりますので、各課、庁内で連携し合ってやっていただきたいと思います。

それから2点目に行きます。

もう一つ、義務教育学校が二つできるという方針に加えて、私は、広い山都町においては、保育所と同様にやっぱり小規模校が点在して、今まで小規模校の良さを最大限発揮してきたことを考えますと、義務教育学校を山都町全体で2校にするということだけでなく、やはり、やっぱり通学距離ですね、1時間以内ということを考えたとき、西と東に位置する小規模校を小規模特認校として残すというやり方もあるんじゃないかなと思っております。

小規模特認校というのは、自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模校で、町内に住んでいれば校区外からも入学ができるという制度ですけれども、このことについては、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 教育委員会では、少子化による児童生徒数の減少に対応するために、将来にわたり学校教育環境の維持及び充実を図ることを目的に、山都町学校規模適正化基本方針を定めました。その中に定めました適正方針の一つに、児童生徒数の減少に対応し、教育環境の

一層の向上に努めますとしております。一定規模以上の児童生徒集団を確保するとともに、指導体制、学校運営体制を整備し、教育環境の充実を図ることを目指してまいります。

小規模特認校は、上益城郡内では御船町、また、熊本市でも取組が進められていると承知しております。小規模特認校とした場合、町内のどこからでも転入学することができ、複式学級の規模が大きければ、複式学級の解消といった効果が期待できておりますが、山都町の全体の児童生徒数が年々減少している状況にあり、複式学級、現在は小学校で2校ですけれども、あるいは、12年度までには、小学校5校中4校が複式学級になるということが予想されます。

このような状況を見据えて、適正化方針に定めます一定規模以上の児童生徒集団の確保、それから、今御案内ありましたように、学び合う環境、教育環境の充実を図っていくということを目的に義務教育学校の設置を目指してまいります。

それから、また、人手不足というのも、どの業種でも、そして、この山都町におきましても深刻な状況でございます。実際に、現状では複式学級の場合には、町の支援員を配置して、その補助等に当たっていただいております。その必要な人員確保にも今精いっぱい、御当人方、そして、担当者の努力によりまして、確保できておるところでございますけれども、これから先の見通しも大変厳しくなりはしないかということを心配しております。

義務教育学校の場合は、小学校及び中学校を合わせた教職員の配置となりますので、一つの集団の中で、より多くの先生方の関わりを持って、教育効果を目指すということが期待できるのではないかと思います。

反対に、特認校というお話でございましたけれども、今、現状見通しを申し上げましたとおり、一方が増えた場合に、今度は散在するといいますか、複式校が散在するということになりますので、先ほど挙げました熊本市など、大規模校等があるところで、その一部が複式学級などのある学校を解消するために行くということは、平準化につながるもので、効果が多いと思いますけど、その元の数が少ない山都町におきましては、さらに運営を厳しくするような、ちょっと展望としては厳しいところがあるのかなという所見を持っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 教育長のおっしゃることも分かります。ただ、子育てしやすいまちづくりの推進、町を挙げてというところで、やはり町外から移住されて来られる、そのこと、希望的なことだけを申し上げてはいけないと思うんですけど、そのことも十分にやる中で、私は、絶対できないというふうに欄外に置くのではなくって、町全体の子育て支援を考えて、小規模特認校というのを視野には入れておいていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、小中学校教員の働き方改革についてお尋ねをします。

今言われたように、先生方の人手不足、成り手がないということにも、このことは働き方改革を進めなければ、このことにもつながってしまうという思いで、これまでも何度もお尋ねをしてきました。

昨年の9月議会でもお尋ねをしましたが、6年前、2019年3月に出された文部科学省から出た、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化の項目の中に、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の三つの分類が示されて、全部で14の業務が掲げられています。それから、2023年8月には緊急提言として、さらに教育委員会がやるべき項目として三つ追加されてきています。

全部で17項目について、2023年に「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」というのがありまして、結果が山都町ホームページ上にも公開されていますが、山都町は17項目のうち15項目が特に取り組んでない、取り組む予定はないとされています。昨年度の結果ですので、このアンケートから1年間、取組がされておると思います。状況が進んでいくところもあるかと思いますが、御説明をいただきたいと思います。

また、特に学校以外が担う業務、四つあるんですけど、その中で進んでないものについては、なぜ進んでいないのか、その理由をお聞かせください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。御質問の調査につきましては、文部科学省通知の学校における働き方改革に関する取組の徹底についてに基づく調査ということになっております。

議員の御指摘どおり、山都町では17項目中15項目が未実施と回答しております。未実施と回答した項目は、代表的なものが、登下校時の対応、児童生徒の休み時間の対応、授業準備や学校行事への対応などへの学校以外の人材の活用に関する項目になります。地域人材の学校内外での活用や、支援スタッフの充実といったものが対応となっております。この調査項目は三択で回答するもので、設問の解釈により市町村で回答が異なるものもあると思われますが、改善の視点として今後に生かしていきたいと思っております。

初めに、現在のところ取組を進めている項目としましては、地域人材等との連絡調整や、授業準備等の教師へのサポートとして、町配置の会計年度任用職員の活用を進めております。いまだ取り組めてない項目もありますが、学校と連携し協議を進めてまいります。

なお、今年度、校務支援システム、出退勤等管理システムを全小中学校に導入を行いました。こちらは学校の働き方改革の一環とした活用が期待されるものと思っております。

御質問ありました、基本的には学校以外が担うべき業務というところになります。

一つ目が登下校時の学校の対応状況となっております。現在山都町の状況としましては、学校により違いはありますが、挨拶や声かけ等の支援を学校で行っておられます。登校してくる児童生徒の様子の確認、挨拶指導等が主な目的になると思っております。勤務調整等の措置は特にはないようですが、実施につきましては、学校の判断により計画し実施されているところになります。この登下校時の対応につきましては、全てではありませんが、民生・児童委員さんによる見守り、また、地域の方、PTAの御協力を、全校ではありませんが、御支援を受けながら実施しているところでございます。

次の学校以外が担うべき業務としましては、放課後から夜間における学校の見守り、見回り、

また、児童生徒が補導されたときの対応が、学校以外の主体が中心に対応しているかという問いなんですけども、こちらにつきましては、いまだ対応を取っている状況ではございません。

次の項目三つ目が学校徴収金、給食費等の徴収管理は公会計化または教師が関与しない方法で徴収管理を行っているかという問いなんですけども、こちらにつきましても、現在のところまだ取組のほうは進めておりませんで、学校のほうで全て行っている状況になります。

以上になります。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今おっしゃっていただいたように、基本的には、文部科学省のほうで、学校以外が担うべき業務としているものを、まず学校以外、地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等に移行していただきたいというのが、もう6年間申し上げてきています。それをぜひ進めていただきたいと思いますし、朝の登校指導については、文科省が一番に掲げていることで、そんなに難しくないことだと思うんです。ただ、挨拶の指導、今言われたように挨拶の指導だったり、子どもたちの様子の把握というのは、教室に入ってきてからだってできるわけですよね。勤務調整がないところがあるとおっしゃいましたが、それはいかんとですよね。勤務時間外にそれをしてくださいと言われてるので、勤務調整はしなくてはいけない。でも、先生方、朝の登校指導だけでなく、スクールバスの下校指導もあるんですね。でも、それを外部の方にしていただければ、先生方が余裕を持って子どもに向かえる時間、放課後ちょっとでもあしたの準備ができる時間ができるわけです。登下校指導はぜひ早く、先生方でない方にやっていただけるようにしていただきたいと思います。先生方も「出でいいよ」って言ってほしいんです。通勤距離が長い先生は朝のラッシュに遭わないように、朝5時に家を出て来られる人もいます。そして、その中で登校指導なら、もっと早く出なくてはいけない。そして、ぎりぎりの時間に教室にばたばたと向かわれるわけです。そういう状況でない、そういう状況をぜひ、もう来年度から改善していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

それから、中学校の部活動の指導員配置については、実施しているとの回答をされています。中学校の先生方の時間外勤務が多いのは、部活動によるものが多いとされている中、部活動指導員の配置があることには感謝をしております。ただ、まだ十分ではないということも申し添えます。以前、中学校の勤務時間が夜中の2時までだったりとか、朝4時から出勤されているという状況を、9月のときに申し上げましたが、中学校の先生は特に、小学校のように部活の社会体育への移行が実現することが一番だと思っています。現在の具体的な部活動指導員の配置の状況と、今後社会体育への移行についての協議はどのようになっているのかということをお説明ください。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。部活動指導員は校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とし、部活動の顧問として、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行うなど、学校と連携を図り部活動の指導等を行います。

現状としましては、矢部中学校にバレー、剣道、陸上の3名、清和中学校にバドミントン1名

の計4名を会計年度任用職員として配置を行っております。配置につきましては、各学校と協議を行い、学校長の選任により必要な部活動指導員配置を決定しております。

なお、部活動指導員の費用につきましては、県の補助事業により費用額の3分の2が補助されております。

部活動指導員に対しましては、町で定める中学校における運動部活動の指針により、部活動の位置づけと教育的意義等について、町の研修を実施しております。また、熊本県教育委員会主催による研修を年1回受講を行っていただいております。

練習日、時間、大会等につきまして、学校と部活動指導員で調整等を行い、部活動の指導に当たっていただいております。また、中学校部活動の社会体育移行につきましては、現在まだ協議を行っている最中でございます。学校と連携しながら、まずは受皿づくり等を含めて、検討を今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 現在4名の部活動指導員の方がいらっしゃって、支援していただいているということには本当にありがたく思います。

それから、社会体育への移行の協議もされているということで、ぜひ進めていただきたいと思いますし、確かパスレルのほうでも部活動への支援をしたいというふうなことも確かあったと思いますので、そういう指定管理者との話し合いもぜひ進めていただければ、実現に向かうのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

すいません。時間が気になっているんですけども、フッ化物洗口事業の見直しについては、すいません、用意をさせていただいたかと思いますが、申し訳ありませんが、次に回させていただきます。

先生方の働き方改革については、文部科学省が具体的な取組をするべきとしてから、もう6年がたっています。先生方が健康でゆとりを持って子どもたちにしっかりと向き合えるようにしていただきたいと思います。将来に夢と希望を持つ子どもが育つまちの実現のためにも、ぜひとも必要なことです。重ねましてですが、具体的な取組が進むことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

次は、健康保険証についてお尋ねをします。

12月2日から新規の健康保険証の発行がされなくなりましたが、山都町では今持っている保険証が使えるようになるのではという誤解は解消されているのでしょうか。マイナンバーカードそのものが任意、作るか作らないかは個人の自由のはずなのに、マイナンバーカードに健康保険証を登録させるという国の方針には、どうしても私は納得がいきません。

また、制度が複雑、情報流出の不安などから、全国的にはマイナ保険証の利用率は10月時点で、これは国民健康保険、社会保険の両方を合わせたものになると思いますが、利用率15%にとどまっているという報道があります。

山都町の国民健康保険利用者の中で、マイナ保険証の利用率はどうなっているのでしょうか。マイナンバーカードを持っていない、あるいは、マイナンバーカードに保険証を登録していない人

に送られてくる資格確認証というのがありますが、その資格確認証の内容、どういうものかということと、その発行に係る予算、発行状況についての説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えいたします。さきの議会でも少しお話はしましたが、資格確認証とは、これが証ではなくて書なんです、書とは、マイナンバーを取得していない方、マイナンバーカードの保険証利用の申込みをしていない方などの被保険者資格を確認するためのもので、保険証に代わり交付されるものです。これまでの健康保険証と同様の負担割合で受診することが可能となっております。

この資格確認書は、先ほど議員おっしゃいましたように、本年12月2日以降は新規に資格を取得したとき、または、お持ちの保険証の有効期限が過ぎる前に交付されます。ただし、75歳以上の方などの後期高齢者医療保険におきましては、令和7年7月31日までの暫定的な運用としまして、新規加入の方、また、紛失等により再交付を申請した方などには、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されます。加えて、既にマイナ保険証を保有されている場合でも、障害をお持ちの方など医療機関でのマイナ保険証の利用が困難な方は申請により、また、施設等に入所されている方は御本人の意思確認の上、施設等介助者の代理申請により資格確認書の交付を受けることができます。

次に、国民健康保険の資格確認書の交付に係る令和6年度予算の執行状況ですけれども、歳出では、関連しますシステム改修費用としまして223万8,000円、また、資格確認書の台紙作成費用としまして20万5,000円を支出し、歳入のほうでは、さきのシステム改修費用全額を対象に国庫負担補助で国庫補助金として受入れを行います。令和7年度以降は、台紙の作成に係る経費が主になりますが、マイナ保険証の利用者数の増加に伴い安価になると予想されております。

また、本町のマイナ保険証の利用率ですけれども、なかなかそれこそ伸び悩んでいるということをおっしゃられておりましたが、本町の健康保険のほうでは、大体10月で21%ぐらいには少し伸びを生じているところです。

それから、12月2日以降の資格確認書の交付状況ですけれども、先日までで8件ございました。連日、健康保険証の廃止に関連した電話や来庁による問合せが増えております。特に高齢者に対しましては、75歳年齢到達者を対象とした後期高齢者医療制度説明会を開催して、集合で開催しておりますが、この機会を捉えまして、御不安を払拭していただき、新たな制度への理解を広めていただき、丁寧な対応に努めているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今御説明いただきましたように、すごく複雑なんですよ。

マイナ保険証を持っておられても、障害を持っておられる方だったり、それを使うことが困難な方には、申請によって資格確認書が送られるとおっしゃいました。それから、施設入所者の方には、本人の意思確認で、また送られると言われましたが、本人の意思確認ができないこともあるわけですよ。それから、申請をしないといけないということも一つハードルがありますよね。マイナンバーカードを持っていない、健康保険証を登録していない人には申請なくても送ってきま

すが、その時期が、今の健康保険証の期限が来る前に送られるということですが、マイナ保険証を逆に持っていたら申請をしないといけないわけですよね。

そのように、これはもう国の制度ですので、そのようにお答えいただかないと仕方がないということで承知いたしますけれども、やはりマイナ保険証は、今言われたように、山都町は高齢化率51%の町です。使いづらい状況にある方が多いと思います。報道を見ても、施設において、マイナ保険証の登録を解除して、資格確認書を持ってなければ、入所ができないというような事例も見ました。それから、顔認証がしづらい、パスワードが分からない等のマイナ保険証使用時の混乱もあります。また、マイナンバーカードそのものも、5年で更新していかなければなりません。高齢化率51%と言いました、今の山都町において、住民の方にとっては、これも大変なことではないかなと思います。

マイナンバーカード交付については、ちょっと課が違いますね、その課でもしお答えできるようであれば、町としてのお考え、5年での更新についての不安や、とても難しいと感じられている方にどのように対処していただけるのか、お考えをお聞かせいただければ、ありがたいです。

それで、私は、そういういろんな自治体職員の皆様にも資格確認書の交付には、そういうふうに関心する人々をチェックして、この方には交付する、この方には交付しない、この方は申請があったらするとかいうふうに、大変な労力が要ると聞きますし、そういう混乱を防ぐために、先ほどシステム改修料は223万8,000円、それがもうあるわけですから、いつでも交付はできるわけですよね。あとは、台紙代で済むわけですから、私は全員に、山都町としては交付をするという方針を持っていただけなのだろうかと考えております。

今の点について、各課からお答えをいただければ、よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。マイナンバーカードは、その電子証明書の更新が5年ごと、カード本体は10年での更新になります。最初は、その電子証明書、いわゆるパスワードの更新が必要ですが、それは窓口のほうで丁寧に説明をしながら対応をしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） マイナ保険証の仕組みへ完全に移行しまして、マイナンバーカードによるオンラインでの資格確認を基本としたことで、国はマイナ保険証と資格確認書の両方持ちを、原則的には認めておりません。しかしながら、先ほど回答しましたように、既にマイナ保険証を保有されている場合でも、要介護高齢者や障害をお持ちの方、マイナ保険証の利用が困難な方並びに施設等に入所されている方につきましては、本人のほか親族等の法定代理人ですとか、介助者などの代理により交付申請を可能としております。なお、この交付申請は一度していただければ、ずっと通年利用できるものとなっております。

また、マイナ保険証を利用する場合、暗証番号を入力しなくても、先ほど顔認証もなかなか認

証しづらいとおっしゃいましたが、顔認証だけでも確認ができるよう大分改修されているところ
であります。

マイナ保険証を利用するメリットとしましては、申請なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される、引っ越しをしてもそのまま使うことができる、過去に処方された薬や検診の情報が薬剤師や医師に共有されるなど幾つか挙げられますが、視点を変えますと、利用が増えることで、自治体側におきましても、診療や投薬などの治療に係る1人当たりの保険給付費の削減、重複等も含めて、削減につながるほか、資格確認書の作成や郵送に係る経費の削減、また、窓口職員の事務負担の軽減といったことの効果が期待されておりまして、これらのことからしますと、資格確認書を全員に交付することにつきましては、マイナ保険証利用者と自治体の双方のメリットの促進に一定のブレーキがかかるおそれがあると推察されます。

また、先ほど台紙代のみになるとおっしゃられておりましたが、それに伴って郵送をしますが、郵送代が普通郵便ではございませんので、もし全ての世帯に今と同様に郵送した場合、約110万ほど経費がかかりますが、マイナ保険証を保有していない方に郵送したとした場合は、32万ほどに減少する見込みとなっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） メリット、デメリット、どちらも今から減少されていくものではないかと思う。ですが、今の全員に資格確認書の交付をする場合の予算としても、そんな莫大なお金がかかるわけではない。これから5年間の……、資格確認書は5年間有効ですね。だから、5年間の中で、いろんな検証をされながら、制度的にもより良い方向に変わっていくことを私は望んでおります。

なので、今混乱をしていることに対して、少しでも住民の方が安心して医療が受けられるように、やはり、もう一度全員に資格確認書を交付することについては、御検討いただければありがたいと思います。

もう一つ、災害時の停電についての対応も前回もお尋ねをして、マイナ保険証を使えない場合も、全額負担等にはならない等の配慮があるとお聞きしました。しかし今、繰り返しになりますが、全員に資格確認書がもしあれば、停電時もそれを持っていればいいわけなので、受けられるわけですね。そして、マイナ保険証であれば、お薬情報も分かるからと説明されるんですけど、すぐにその情報が自分自身のデータに反映されるわけではないとも聞いています。お薬手帳であれば、手帳1冊分の情報はすぐ見てとれます。災害時には特にお薬手帳があったほうがよいと、前回の答弁でも課長にもいただきましたけれども、この発行自体というのが、マイナ保険証を推進していく中で、なくなっていくということになれば、私はいかんと思うし、お薬手帳は発行を続けていただきたいと思います。その辺についての情報とか、お知りでありましたらお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） そうですね。前回もそれこそお答えしましたけれども、災

害時の避難所対応としましては、お薬手帳以外にもマイナンバーカードの持参をお勧めしますということで、お答えしているかと思います。

お薬手帳の発行なんですけれども、発行自体につきましては、自治体からの助言ですとか、発行を停止しますなどといった指示とかも行っておりませんし、その権限もございませんので、今のところは、やはりまだ電子処方箋とかの普及とかもありまして、かなりの薬局、医療機関の中では紙で出されて、また、お薬手帳に貼るというのが今も結構続けられているのかなとは、私のほうでも承知しております。完全に電子化になるのは、なかなかこう、双方いろんな機関が結びつかないと、完璧までにはいかないと思いますので、逆にやっぱりお薬手帳は自分を守るためにも、災害時には必ず備えていかれていたほうがいいということ、ここでも強く申したいと思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ありがとうございます。

お尋ねすればするほど、なぜ紙の保険証が廃止されなければならなかったのかなというのが、私は分からなくなります。これは国の制度として、やはり……、国の制度ですが、地方自治体から、やはり今度より良い制度に変わっていくように、私はもう紙の保険証に戻していただきたいんですが。そして、住民の皆さんがやっぱり安心して病院に行けるように、今後も丁寧な説明と取組をお願いして、次の最後の質問に移りたいと思います。ありがとうございました。

最後の質問ですが、通告には下名連石地区としていましたが、そこだけではなく、名連川地区ということでしたので、おわびして訂正させていただきます。

名連川地区における太陽光発電事業の計画についてお尋ねをします。

この太陽光発電事業の環境アセスメントは、四つの段階があるうちの三つ目、準備書というのが出されて、もう既に審査会も行われ、県知事の意見も出されている状況にあります。その際、住民説明会等開かれたと思いますので、その様子や町から出された意見について、特に心配されている大雨による崩落や水害防止のこと、水源の水質汚染、草刈りには除草剤を使わずに人力で行うということ、工事中の影響、希少生物の保護について、御説明いただきたいと思います。

今回は公聴会が開かれませんでした、公聴会、やっぱり公聴会の希望がなければ、開かれないうということにはなっておりますけれども、この情報があまり伝わってなかったというのもありますので、その辺についての情報を出すという姿勢といいますか、町ではどのようにされていたのかということも併せて、お願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。環境アセスメントにつきましては、重大な環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても重要なものであり、事業の規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について、環境アセスメントの手続を定め、関係機関や住民等の意見を求めつつ、環境影響評価の結果を当該事業に反映することで、事業が環境の保全に十分に配慮して行うことを目的として運用されております。

今回名連川地区で山都太陽光発電所合同会社が計画しているアグリヒルズ・ソーラー山都太陽

光発電事業においては、令和3年4月から環境アセスメントの手續に着手されているところです。この環境アセスメントには大きく四つの手續があり、一つ目に、事業計画段階において環境への配慮事項に関する配慮書、二つ目に、環境影響評価を行う方法や項目に関する方法書、三つ目に、方法書にて決定した項目、方法によって得られた結果の案について意見を聞く準備書、これが終わっているということです。四つ目に準備書における結果に関して、一般の方々や都道府県知事と環境大臣等からの意見を基に見直しを行った評価書となっております。

現在準備書までが終了しており、環境アセスメント該当事業につきましては、評価書を確定したことを公告するまでは、事業を実施することができません。

質問にありました、環境アセスメント準備書における住民説明会の様子についてですが、事業者である山都太陽光発電事業所合同会社において、令和6年1月29日午後から、下名連石老人憩いの家とJA名連川支所研修センターで準備書における説明会を開催されました。町としましては、令和6年1月号の広報やま及び山都町ホームページに準備書の縦覧及び意見募集、説明会開催について周知を行っております。説明会当日は、各会場25名ずつの参加があり、事業者からの事業概要及び環境アセス準備書の内容について説明を受けた後、質疑応答がっております。

質疑の内容ですが、大雨による災害発生のリスクや対策、維持管理及び事業継続について質問が出ておりました。事業者からの回答として、災害に対しての懸念は十分に理解している。今後、防災対策について詳細が出来次第、説明を行っていく。維持管理については、地権者や土地改良区と協力し、継続管理し、事業者として責任を持って進めていきたいと答弁されております。

また、縦覧に関しては、令和6年1月17日から2月16日までの1か月間、役場本庁及び各支所に縦覧場所を設置し、意見書の提出を求めた結果、4通の提出がありました。

町からの意見につきましては、環境アセスメント準備書に当たり、環境影響評価法第20条第1項の規定による、都道府県知事意見の形成に当たって、同条第2項の規定により、熊本県知事が山都町長に対し、環境保全の見地から意見を求められましたので、環境保全措置を講じ、生活環境や自然環境へ十分な配慮を行うこと、有害獣における生活圏内での影響に対し対策及び検討を行うこと、眺望景観において十分な配慮を行うとともに、施設周辺の緑化対策について意見を回答しております。

太陽光発電施設の建設に当たって、地域住民の方々が心配される事項につきましては、環境影響評価において予測調査評価を得て、お示ししてありますので、事業者において、理解促進が図られるよう、住民説明や企業規律の強化に努めてもらいたいと考えております。

我々行政側として、事業者に法令遵守の徹底指導や、災害などの迅速な情報把握に努め、地域との共生が図られるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 御説明いただいたように、やはり住民の方々は、大雨による被害というのを一番心配しておられるなというふうに思います。それから、やはり上流の場所でありますので、水質の汚染だったりということにも関心が私はありますし、希少生物の保護についても、

随分と審査会の方の意見の中にも、これを考慮しなければならないというのが載せられておりましたので、ぜひしっかりと注視していただきたいと思います。

もしも建設となった場合、やはり今法令遵守のことを言われましたが、立地協定についてとか、環境保全協定を結ぶとか、そういうことがなされると思いますので、その考えを伺います。

それについては、山都町に今、JRE山都高森太陽光発電所があります。高森町にもJRE阿蘇高森太陽光発電所が稼働も開始しまして、この二つで九州最大級の14万3,000キロワットの発電量というふうに言われております。さらに、第3のメガソーラー計画というのが、今お尋ねしている名連川地区における発電事業です。後継者不足で営農困難になった約116ヘクタールに、太陽光パネル23万枚を敷き詰めて、出力11万キロワットのメガソーラーを造るものと言われております。山都町にあるJREとほぼ同規模、それ以上かもしれません。

新聞報道によりますと、その土地の登記の状況が、26年間の地上権設定契約ということになっている。これは、地権者はその間契約を解除することができない。一方事業者は、この期間、事業の採算がとれなくなったら、他の事業者へ転売することも、事業ごと譲渡することも、撤退することも可能だそうです。そして、多くの場合、地上権設定契約書の中に倒産隔離条項というものが入っていて、それによって、例えば台風が来て太陽光パネルが壊れ、修繕費用がかさんで事業の採算がとれなくなった場合、事業者は勝手に撤退ができ、撤退費用は地権者や地元自治体に求められるということもあるような条項だというふうに説明がなされていました。JRE山都高森太陽光発電所においては、どのようになっているのでしょうか。町はこのことを確認していただいているのでしょうか。していただいたら、報告と、もし確認してないということであれば、早急に確認していただきたいと思います。

そして、このことは、今後、名連川地区での太陽光発電事業においても、アセスメントの最終段階や、これから農振除外、農地転用、開発許可等の様々な手続きをきちんと経た後での事業化となると思います。毎年のように豪雨災害が起きる現在、住民の皆さんが一番心配されている水害が起きてしまった場合について、因果関係をどう説明し、賠償責任をどうするのか。そういうことをはっきり示した立地協定や環境保全協定を結ぶべきであり、また、先ほどの土地登記の面での倒産隔離条項などを入れさせないということが必要になってくると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） まず立地協定ですが、立地協定は特定の開発プロジェクトや施設立地に関しまして、自治体と事業者の間で取り決められる合意書であり、事業の実施において、地域社会や環境への影響を最小限に抑えることや、雇用の創出など経済効果をもたらすこと、固定資産税などの税制優遇を目的として締結するものです。当該地で計画されております太陽光発電施設の建設については、土地所有者である地元住民の方や土地改良区からの強い要望によって計画された事業であり、自治体主導で開発を進める事業ではありません。また、太陽光発電施設を設置しても、事業者が町内に事業所を構えたり、従業員の雇用が新たに創出されることは考えられないことから、本町として立地協定を締結する予定はありません。

また、環境保全協定については、環境保全条例などの自然環境や生態系を保護し、持続可能な状態を維持するための取組について、事業者と自治体が共同して環境保全活動を推進することを目的として締結されるものと認識しております。山都町におきましては、美しいまちづくり条例及び景観づくり条例を制定し、環境保全や景観形成に努めているところです。よって、環境保全協定に関する締結予定はありません。

今回の事業着手に当たっては、さきの質問にありましたとおり、環境アセスメントの結果に準じて、適法かつ公正な手続によって事業を進められているかを、町は注視していく必要があると思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 立地協定も環境保全協定も結ばない予定だというふうにおっしゃいましたが、良いところだけの協定でなくて、じゃあ、これでできないんだったら別の協定、先ほど言いましたように、何か起きたときの賠償責任、因果関係をきちんとするのはどちらかとか、賠償責任どうするかとか、何かあったときに事業者が撤退した場合、町がパネルの撤去をしなくてはならないようなことにならないような、そういう約束事はやっぱりきちんとしておかないと、何かが起きたときに困るのは住民の方だと思います。町も困ると思います。なので、そういう、先ほど言いましたJRE山都高森太陽光発電所において、契約されている中身、倒産隔離条項が入っているのかどうかとか、地上権設定契約書の中身はどうかとかということも、お答えがありませんでしたので、確認をしていただいて、次のメガソーラーに生かしていただきたいと思いますので、今回はお答えが難しいということであれば次回……、次回というか早急にお答えをいただきますように準備いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） JREにつきましても、土地の所有者は高森町の方々でありまして、ちょっと一応そこら辺に関しましては、ちょっと確認はしてみます。名連川地区の太陽光発電につきましても、まだアセスが終わっていない状況で、設備整備計画がまだできておりませんので、そこら辺の部分に関しましては、事業所と打合せをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ぜひ、そのような大事な約束事は、きちんと始めにさせていただいて、何かが起きてはいけませんけれども、起きたときに住民の命と財産を守れるようにしていただきたいということを、再度お願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 皆様、こんにちは。3番議員、眞原誠です。

今回の質問では、12月の定例会で質問いたしました、し尿処理施設に関する質問の続きと、あともう1点、こちらも以前質問しておりますが、産官学連携に取り組みませんかということについて質問いたします。

特に産官学連携につきましては、今回は農福連携にテーマを絞って質問いたしますけれども、それに向けて、福祉についていろいろと調べていたときに、気づかされたことがありましたので、この冒頭の御挨拶の場を借りて紹介したいなと思います。

今国会で議論されています103万円の壁の引上げの件ですけれども、なぜ基礎控除を引き上げねばならないのかということについての解説が、実はネット上にありまして、それが非常に興味深かったのです。それにはこう書いてありまして、そもそも基礎控除とは、日本国憲法第25条の生存権、これに基づき成立した税制であるためですとありました。日本国憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と。憲法で日本国が、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定している以上、当たり前ですが、最低限度の生活を営む所得に対しては課税してはならない。そういう発想でできたのが基礎控除及び給与所得控除なのですとありました。現在、基礎控除と給与所得控除の合計額が103万円。年収103万円で健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるのかということが問われているということだそうです。記事の中には「現実的には無理でしょう」と、「年間103万円で生活してみてください」というふうに書いてあります。しかも、そこに続きで書いてありましたのは、基礎控除と給与控除の合計が103万円に引き上げられたのは1995年ですと。1995年と比較し、最低賃金、こちらは約1.7倍に現在なっております。当然ながら基礎控除等も178万円に引き上げられねばならないのですという、そういう解説でした。興味深いなと思って読んだところで

す。

今回私が質問します内容の一部も、この憲法25条につながる内容になるかもしれないなと思って、いろいろと調べておったところです。そういう意味もありまして、ここで紹介したところです。

それでは、本題に入りますので発言台のほうに移ります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） それでは、質問のほうをいたします。

まず、昨年の12月に千滝クリーンハウスに関する質問をした際に、令和8年度から御船町にあります環境クリーンセンターに処理を依頼する予定で調整を進めているというふうに答弁されました。まずは、それから1年たっておりますので、その後の状況、こちらを御説明いただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。関係機関の御船地区衛生施設組合、環境クリーンセンター、及び、御船町と協議を重ねております。その中で、環境クリーンセンターが山都町のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れることになった場合、環境クリーンセンターから河川へ放流する処理水について、放流基準値を満たさなくなる場合があることが判明しました。その対応策として、新たに受け入れる本町を含めた5町の基準を満たさない処理水を全量、御船町の下水道施設へ投入できないかと検討をしていただいております。

御船町のほうで、昨年、下水環境の流量調査等を行われ、既存の下水管渠等、主に中継ポンプやマンホールポンプ等ですが、受入れが厳しいとの結果が出ましたが、さらに対応を検討され、令和7年度中に必要な対応工事を行えば、令和8年度から受入れは可能と判断されました。今後は、円滑に移行できるように、関係機関とさらなる協議を進めてまいります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 処理水について基準値がオーバーと、それで、そちらの分を下水道施設へ移行するに当たって、受入れは厳しいという判定が出たものの、令和7年度中に工事をすれば、令和8年度からが可能だと、そういう流れですね。はい、理解いたしました。

令和8年度からといいますと、もうあと1年とちょっとのことになると思います。そうした施設に対する工事なども、来年度の令和7年度の当初予算等で、これ御船町がやられるのかな、ちょっと関連で少しお伺いしたいんですけれども、環境クリーンセンターを、こちらを運営していますのは、今答弁にもありました御船地区衛生施設組合ですか、のほうでなさっていますけれども、その構成団体が御船、甲佐、益城、嘉島の4町だったかと思います。これはどうなんですか、山都町も今回その処理を委託ということで聞いてはおりますけれども、この組合の中に加入するのか、それとも、処理を委託するだけという想定なのか。その辺りによっても、この下水施設への受入れに向けた工事とか、そういうところも影響出てくるのかなと、今答弁聞いてて思ったところなのですが、その辺りはどのように進められる予定なんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 議員おっしゃいますとおり、完全委託する場合と、組合として加入する場合とのほうの検討につきましても、今協議中で、それぞれのメリット、デメリットがございますので、今進めていく方向については、委託のほうで進めておりますが、先ほど言われました辺りについても、検討の方針の一つからは外しておりません。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） はい、現状分かりました。しかし、あと1年ちょっとですので、基本的な部分だと思いますので、早めの着地をなさる予定で進めていらっしゃると思いますけれども、我々も注視しておきたいなと思います。

それでは、続きましてですが、収集業者の方が、今回運搬なさる場所が大きく変わってきますので、大きな影響を受けられるということで、これも前回質問したところではありますけれども、協議をされているという答弁でした。その後の状況、あれから1年たっておりますので、どのよ

うに協議が進んだのかとか、その辺りを御説明ください。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 現在収集許可業者2社とは定期的に協議を行っております。本年6月には、実際にバキュームカーを試走させて、搬入ルート、時間等を検討しました。その中で、今まで千滝クリーンハウスに搬送していたのを御船町まで搬送することになりますので、往復に時間がかかり、し尿処理運搬業者が現状所有しておりますバキュームカーでは台数が足りないこととなります。このため、新たにバキュームカーを購入いただく必要があり、今回補正でバキュームカー購入補助を計上しております。なお、バキュームカーは特殊な車両であるため、発注から導入まで時間がかかることから、来年当初ではなく今回の補正で計上させていただいております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 補正予算で確かに上がっております。そちらのほうで購入の補助をされるということですね。定期的に協議をされているという、そういう答弁だったんですけども、実際何回ぐらい、何回ぐらいというか、何回、この1年間でなされたんでしょう。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 昨年の12月以降3回行っております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 3回協議ですね。はい、了解しました。1年間で3回というと、その間にいろいろと協議の後で、調査事項とかまた見えてきて、それに対して次の会議に向けて、またそこを詰めていくということになるでしょうから、結構密に協議なさっているなというふうにも感じます。

そうしますと、昨年の質問におきまして、御船町の施設に持ち込むことで、運搬事業のコストの増加が予想されるというふうに答弁いただいております。先ほどの答弁にも、実際に走らせてみてバキュームカーが台数が足りないということが判明したということだったんですが、それ以外に運搬事業コストの増加が予想されるということにつきましては、そのコスト増加分がどのようになっているのか、具体的に見えてきているのかなとも推測するんですけども、その辺り見えているものがあれば教えていただきたいなと思っています。例えば、どのような項目でコストが膨らんでいくのかとか、あとは金額の増加の割合ですよね、どのぐらい増加するのか、その辺りも具体的に見えていれば御説明ください。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 町としては、御船町への移行に伴い、当初数年、各種経費はかかりますが、し尿及び浄化槽汚泥処理事業全体としては減少するものと考えております。そのうち増加する事業コストについては、受入先の施設整備費用、処理委託料、収集運搬に係る経費があります。

まず、施設整備については、受入先である環境クリーンセンターの改修や追加設備の整備が今後必要となります。その内容、金額等については精査している途中です。

次に、御船地区衛生施設組合への処理委託料が別途発生しますが、まだ加盟4町のほうで協議されておりませんので、その費用についても今後協議を行っていきたいと考えております。

最後に、収集運搬に係る経費です。収集業者は、搬入先が千滝から御船に変わることにより、運搬コストが増加します。これについては、先ほどから申しましたが、現在対応を協議中です。委託開始の予定の令和8年度までには、収集業者との合意形成を図っていきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 大きく分けて三つと、委託先の施設の対応工事費用の負担、それから、委託料そのもの、それとあとは、運搬の経費の増加分、どれも精査中であったり協議中ということですが、当然御存じのこととは思いますが、あともう1年ちょっとしかありませんので、いち早く具体的にさせていただきつつ、それを元手に今度は準備ということになろうかと思います。

気がかりな点としましては、例えば、運搬業者の方とこれから協議をまた重ねられるということですが、そこも思いをはせるといいますか、ちょっといろいろと想像していきますと、やっぱりどうしても運搬距離が長くなりますので、車両は当然ながら増やす、そこには補助を当てていただく。車両が増えると、当然ドライバーも増えますよね。そうすると、人件費の部分がその分かさんでくるでしょう。あとは、走行距離が長くなりますので、細かい話なんですけれども、燃料も当然そうなんです、あとタイヤとか、車両の消耗品系、こちらのほうも当然コストとしては増加してくるのかなとも思います。そういったところもやはり細かく出しながら、全体として、事業全般的にどのくらいのコストのインシヤル的に増加するのか、それから、今度は低減に向かっていくのか、その辺の計画も、今お忙しいとは思いますが、しっかりと計算していただきたいなと思っております。

では、次の質問に移っていきます。

昨年質問の中で、このこと、この移設を、処理先を移行させますということ、これを主たる要因として、住民の負担、いわゆる利用者の負担が増えるようなことにはなるべきではないという私の考えをお話しし、そのときに、当時の町長からも御答弁をいただいているのですが、これ、どうして住民負担が増えるようなことにするべきではないという考えだったのかと言いますと、今現在山都町の人口減少傾向に歯止めをかけようと、あらゆる施策、これを動員しながら、住みよいまちづくりというものを進めて、どうぞ山都町で生活を送ってくださいという方向で動いていると思いますが、その生活の必要経費を上げてしまうと、今せっかくいろいろと住みよいまちですよということで進めている施策に対して、逆行の要因となるのは間違いない話なんですよ。なので、今そうやって一生懸命やっているのに、そういう方向に行くのはやめたほうがいいでしょうということで考えを述べさせていただきました。

そのときは、当時の答弁にはこうありまして、今後利用者の負担増があまり大きくならないように、そしてまた、事業者の方もスムーズな運営ができるような形を今後考えていきたい、いかなくはないという思いというふうに、当時の町長が答弁されています。

今年の6月、し尿くみ取り手数料が1リットル当たり11円から15円に上がりました。あとは、し尿くみ取りはこれ廃棄物処理法ですかね、これによって条例で定める手数料、これを超えた料

金を徴収できないというように確かなっていったかと思います。ということは、今年改正したばかりの条例を、翌年また上げるというわけにもいかないでしょうし、そういう意味では、コスト増加分を価格に転嫁する、反映させるということができないわけですよね。そうすると、運搬の事業者にとって見れたら、コスト増加分はそのまま吸収しなきゃいけないという状況が考えられます。

片や浄化槽の汚泥につきましては、これは浄化槽清掃扱いだったのですかね、一般廃棄物処理じゃなかったと思いますので、ここは料金については、法律とか条例による縛り、こういったものはなかったのかなと思うんですが、しかしながら、そのコスト増加分を価格転嫁しようとするばできるのかもしれませんが、しかし、利用者の方のことを思うと、なかなかそこに踏み切るのも難しいといえますか、そういうことがあるというのをいつか聞いたことがあります、私もですね。そういうことを考えると、事業の持続性、これが危ぶまれやしないのかなということが、ちょっと私の中では懸念事項としてございます。

そうした難局にあつての、昨年私が質問したときの町長の答弁だったかとは思いますが、あと1年と数か月先に移行をするということが明確に見えてきた時点においては、具体的にいろいろな判断も必要だし、準備も必要だと思うんですが、何というんですかね、この点といえますか、事業を持続的に考えていく必要があるじゃないですかということに関しては、現状町としていかがお考えなのか聞きたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。浄化槽汚泥を含む一般廃棄物の処理は、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、市町村は住民から排出される一般廃棄物、これはし尿及び浄化槽汚泥を含みます、は一定の計画に従い、収集処分しなければならないと規定されております。これまで町としては、収集運搬については、その資格、能力を持つ業者に、一般廃棄物収集、運搬許可を出し、処分については、合併前から、矢部、清和、蘇陽で組合をつくり対処しておりました。町としても、議員がおっしゃるとおり、町民の生活に欠かせない行政サービスと認識しております。今後も持続継続的に行うため、人員、施設の面から考えても、し尿、浄化槽汚泥については、既存の御船地区衛生施設組合へ処理委託することが現実的と考えております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） そうですね。今御答弁いただいたのは、現在の移行の判断の、何というんですかね、がいかに、今のところ判断としては、合理的かということを答弁いただいたんですが、もう一つちょっと僕質問が明確にできていなかったから、いけなかったかなと反省していますが、以前、去年私が質問したときに、住民負担が増えないように何とか手はずをお願いしますよというお話だったんですが、その部分に関しては、今のお考えとしてはいかがですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員おっしゃるとおり、原則事業者と受益者との契約に基づき運営されておりますが、昨年おっしゃられたとおり、また、先ほども申しまし

たとおり、御船に持ち込む場合の運営費用については、町の支援を前提に収集業者と協議を行っております。具体的な金額については、今後対応を予定しておりますので、いきたいと思います。このように町としましても、過度な町民負担の増とならないよう対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 過度な住民負担とならないようにお願いします。できればゼロがいいなと思っております。

では、次の質問に行きます。

次は、今も少し触れたんですけれども、一般廃棄物処理及び浄化槽清掃、これは答弁にもありましたように、住民の生活、町民の生活になくてはならないサービスです。現在民間事業者の方で頑張っていていて、そのおかげで私たち住民は衛生的な生活を送ることができています。こうした意味においては、排水処理だけではなくて、ほかにも水道や電気、ガスの供給などにつきましても、事業者が私たちの生活を下支えしてくれていて、水道は町が下支えしてくれていて、もしそうした事業者がいなくなれば、生活そのものが脅かされてしまうということだと思います。

質問は、先ほども少し触れたんですが、そうした事業者の事業の持続性、継続性、こういったことについて、町としては若干、何というんですかね、抽象的な質問にはなりますけど、その事業の持続性に関して、行政側としてどのように考えているのか、本質的なところをお伺いしたいなと思っています。といいますのも、例えば、今民間のほうでサービス供給していただいていますけれども、じゃあ、これが民間の事業者がなくなった場合、どうなるのか、どうするのか、そういったところもいろいろと念頭に置いて進めていく必要があるのかなと。例えばで言いますと、今蘇陽地区のほうでは、スーパーマーケット、以前あったスーパーマーケットが撤退されて、お買物が非常に困っていらっしゃるという状況があります。当然ながら、民間が提供しているサービスなんですけれども、住民生活に多大な影響が及んでいる現状、これに関して、行政側としては「いや民間のことなので」ということで、何というんですかね、突き放すじゃないですけど、手の下しようがないという状況になった現状もあるわけじゃないですか。そうやって考えると、そういう事例もやはり私たちの町には及んでいますので、こういった重要なサービスに関しても、今のうちからそういう事態が起きないようにしていくべきなのかなと思うわけなのです。

そのような観点から、こういった事業そのものの持続性に関して、どのようにお考えかなと思います。この辺り、よければ町長のほうからも。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今眞原議員のほうからもありましたように、山都町に若い人たちが今後住んでいただくためには、生活環境が充実するというのは非常に大事だと思います。その上で、公益事業であります、一般廃棄物、また、し尿処理等につきましても、また、水道事業については、今後も継続的に安定して、いろいろと今の状況としましては、物価高騰等で費用の負担というのも見込まれるところは全体的に、これは山都町だけではございません、

あります。ですから、そこにつきましては、しっかりとそういうところも含めながら、できる限り安定的に負担をいただくような仕組みができればというふうに思っております。

また、そのあと御質問の中でありました、民間が行っております、そういった量販店、量販店といいますが、スーパー等が廃止になったことによる住民への影響につきましても、町としましては、今移動販売等の手当等を行いながら、できる限り住民サービスが継続してできるような形で支援をやっているところでございますけれども、まだまだそこに足りないところはございますので、そこにつきましては、行政でどこまでできるか、また、民間の方々にお願いしながら、どこまで協力いただけるか、そこを一緒になりながら、住民の方が安心して生活できるまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） そうですね。今御答弁いただきました。もうぜひですね、そういう方向で事業を安定的に継続的に続けていけるような、そういう地域を目指していただきたいというふうに思います。そのためにも、前からもちょっと質問の節目節目に発言をしていたんですが、ぜひ、今事業に取り組んでいらっしゃる民間の事業者の方々と、課長も、今後またしっかりとやっていかれるというふうに答弁いただきましたけれども、やはり一緒になってやっている事業ということで、当然今もそう思っているんじゃないかなと思うんですが、一つのチームとして、この事業をどのように着地させるのがベストなのかというのを、しっかりと今後も協議を詰めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは続いて、次のテーマに移ってまいります。

せんだって、私の知人から聞いた話なんですけれども、とあるシンポジウムで農福連携を研究している方が壇上でお話をされているときに、今こういう御発言があったそうです。農業、特に中山間地の農業における人手不足、これは承知のとおりだが、障害者の働きたいという意欲を支援すること、これが、これがそうした課題の解消の一助になると、そういう旨の発言と、それから説明をなさっていたそうです。そういう話を聞いたときに、農福連携……、それから農福連携って一体何だろうということで、私もちょっと定義といいますか、きちっと調べようかなと思って、いろいろサイトとか見ていると、農林水産省、それから厚労省、それぞれにそのテーマに関しての説明がPDFなどであったんですけれども、ネット上で農福連携とは何ぞやという簡単な説明があったんですが、ここを読むと、障害者、障害がある人をはじめとする多様な人が農林水産業などの分野で活躍することを通じて、持続可能な共生社会を生み出す取組ということらしいです。非常に大枠で捉えてあるんですけれども、それが農福連携だというふうに定義づけられていました。

政府系のウェブサイトにもいろいろと記載がありまして、農福連携については、今取組の推進がやはり随分盛んになってきているように感じています。ウェブサイトに農福というサイトがありました。これ片仮名でノウフクと書いてあるんですけれども、どうも農福というのを一つのブランディングとして、周知を図ろうというそういう色がちょっと見えんですが、私もまださっとしか見ておりませんので、結構な情報が詰め込んであります。全部読みきれてなかったんです

が、その中で、いつから始まったのかちょっと分からないんですけども、ノウフク J A S 認証という制度も始まっているそうです。これ、ちょっと僕も、「えっ、こんなのあるんですか」という感じだったんですが、そんな農福連携なんですから、山都町として、町、行政として、どうなのかなと思ったところです。現在何か取り組んでいる、あるいは、今後ちょっと取り組もうかなと思っているようなことがあれば、御紹介いただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えさせていただきます。先ほど議員も御紹介されましたけれども、農福連携とは「農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である」と、農福連携等推進ビジョンに記載があるところでございます。

農林振興課におきましては、これまでのところ、この農福連携につきまして、町独自の事業を実施してはおりません。また、農業者や社会福祉法人、その他各種法人より直接御相談等を受けた実績もない状況でございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） 福祉のほうから町の現状についてお答えいたします。

障害者支援サービスの中には、自立や就労を支援する就労継続支援というメニューがございます。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型の2種類がございます。A型事業所は、いわゆる一般就労になるので、雇用契約を締結し、社保加入及び最低賃金以上の賃金支払いが必要となります。B型事業所は、いわゆるアルバイトの対応で可能ということで、A型事業所よりハードルが低くなります。

本町では、農業を業務に取り組んでいる障害者支援施設が3か所ございます。蘇陽地区に鶏卵を生産するA型事業所が1か所あり、7名を雇用されております。同じく、蘇陽地区にブルーベリーやシイタケ生産をするB型事業所が1か所あり、24名を雇用されております。矢部地区に地域の農家へ利用者を派遣されているB型事業所が1か所あり、28名雇用されております。

二つのB型事業所は、全ての利用者が農業に携わっているわけではなく、軽作業も同時に行っておられます。そのほか、軽作業のみをされているB型事業所が矢部地区に1か所あり、そこでは28名の雇用というふうに伺っております。

農福連携における福祉の解釈についてですけど、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、障害者、高齢者、また、生活困窮者の自立支援など、幅広く解釈することができます。高齢者に関しては、町のシニアクラブが野菜の庭先集荷の取組を行っており、通潤橋が見えるテラスへ出荷されております。これも一つの農福連携というふうに捉えることができると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今福祉課長のほうから細かく数字も御提供いただきまして、人数に関しましては、私が想像していたよりも数が多いので、何でしょうかね、取組としては影響のある

方々が多いんだなと思って感じたところです。

農業に関しては、農林振興課からは、まだ今町独自としてやっていることは特にはないです、相談もまだございませんというお話だったのですけれども、ちょっとこれから少し質問を展開していきますので、もしかしたら、問合せとか来るかもしれないので、そのときはよろしく願いします。

では、続いてなんですが、それを受けましてですけれども、まずですね、まずといいますか、町の障害者福祉の状況についてお尋ねしたいなと思っています。状況といいますか、お子さん方の進学等の把握状況だったんですけれども、町では小中学校に特別支援学級を設置していますけれども、卒業する生徒たちの進路、これについてどのように把握しているのかなということです。といいますのも、特別支援学校や特別支援学級のある高校ですかね、これ、県内でも熊本市に2校ほど、あとは小国に1校ぐらいだというふうに、ちょっと聞き及んだ話で、ちゃんと調べてなくて恐縮なんですけれども、そんなふうに聞いたことがあります。それを聞いたときに、選択肢が少ないんだなと思って感じたところです。この私の情報が間違っていて、いや実はこうですよというのがあれば、また答弁で説明いただくと助かるんですが、そういうところなので、中学校を卒業なさる生徒さん、特別支援学級を御利用なさっていた生徒さんが、その後進路について、どのように向かわれているのか、とても気がかりなところです。つかんでいるところがあれば、御説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 本年度の特別支援学級につきましては、小学校に8学級、中学校に7学級設置しております。情緒障害、知的障害、肢体不自由のそれぞれの学級に児童生徒の状況により在籍している状況です。

中学校卒業後の進路につきましては、進路希望調査、生徒本人、保護者と担任の先生による三者面談を行い、生徒本人の希望を踏まえ、進路の調整が行われております。特別支援学級に在籍する生徒につきましても、同様に進路の調整を行い、特別支援学校や高等学校等へ進学をしております。詳しい進路先につきましては、中学校のほうでの把握となっております。

特別支援学校に進学を希望される場合は、事前に本人及び保護者による学校訪問、こちら必ず行う必要があります。学校の状況等を確認して、進路を決定していただくということになっております。また、特別支援学校の進学者数だけを見ますと、令和5年度はゼロということになっておりまして、普通の高校のほうに、高等学校のほうに進学をされている状況になります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 詳しく御説明をいただきました。卒業に際しまして、三者面談を行うなどして丁寧に御対応いただいているということは、今の説明で分かりました。

なぜこの質問をここでしたのかといいますと、山都町に在住の保護者の方の中でも、やはり学校は高校に進学した後、その後のさらなる進路としまして、就業というところで、できれば戻ってきてほしいですとか、一緒に生活したいという思いはあるものの、自立もしてほしいという願いもあり、親元にいるとどうしても生活支援をしてしまうので、親御さんが、自分自身が子に対

する生活の支援ができなくなったときに、支援ができなくなることが心配だというふうに、ちょっとジレンマに……、ジレンマといいますか、悩んでいらっしゃる保護者さんもあるというふうに聞いておりますので、うちの町の事情はどうかかなと思ったところです。

この農福連携の取組が、そうした生徒さんたち、あるいは、高校を卒業して新たに社会に入られる方々の受皿として、山都町がもう少し受皿を広げられるといいなという思いもありましたので、ちょっとここで質問させていただきました。

それで、農福連携の事業ですけれども、先ほど御紹介ありましたように、以前より既に取り組んでいる事業者が数団体いらっしゃいまして、幾つかの団体の方とも会話することがありましたので、ちょっとそういった話にもなったんですけれども、事業そのものには拡大の可能性が見えていらっしゃる団体があります。ありますといいますか、皆さん可能性の拡大を見えていらっしゃるそうなんです。ただ、企業側の民間企業としての、1団体としての努力だけでは、なかなかクリアしにくいハードルというのがあるようで、例えばですけれども、障害者の方々は自分の力で住居を取得することが難しいと、そういうことがあると。自身で住居を借りる、契約をするとか、そういったことが難しいということがあるので、社員寮を持ちたい、社員寮を整備して、そこに住んでもらうようにしたいと思ったんだが、一からの整備となると、まず、建物そのものの整備からとなると、投資額が大き過ぎるのと、あと山都町においては、土地を交渉するにしても、なかなか難しいところがあると、そういうお話でした。戸建て住宅とか、あとは集合住宅などが販売、売りに出ていれば、購入して改装して、社員寮として活用したいという思いはあるものの、町なか、町内を、山都町内をいろいろと見渡したときに、空き家とか、あるいは、全室空き部屋になっている集合住宅などもあるようなんですけれども、交渉に向かっていく手だてがないと、そういうことが悩みだというふうなことを聞いたことがあります。あるいは、別では機械を導入すると、農産物の出荷形態にひと手間加えた形がとれて、今現状の取引の買取り価格よりもちょっと大きく上がるというのが見えているんだけど、それによって、障害のある方の雇用の枠も広げられるというところまでは見えているんですが、機械導入が非常にハードルになっているという話も聞いたところです。

農福連携の事業拡大は圃場の拡張を伴うことも多くなってきます。先ほど機械の話はサツマイモのお話でした。事業拡大ができれば圃場ももっと広げられるんですよって話をなさっていました。耕作しなくなった圃場が再び農地としてよみがえる可能性も出てくるのかなと思います。

農福連携独自の悩み事、そうした悩み事を支援すること、これが規模はそんなに大きく、農業全体の割合からすれば、規模はそう大きくないかもしれませんが、農業分野の産業振興策にもつながるのかなと考えたところです。ということで、農福連携分野に対しての何か支援策の検討というのができないものかなと思ったところなんです、町としてはいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。農業人材の確保から、農福連携については重要な課題として認識をしているところです。

先ほども申しましたが、これまでに具体的な相談等を受けておりませんので、課題等の把握は

しておりませんが、受入れ農家等の意識の向上や環境整備等が必要となってくるものと考えております。

町の事業はございませんけれども、国の事業につきましては、農林水産省の事業におきまして、農山漁村発イノベーション推進事業が農福連携に関する事業となります。この中に三つの事業がありまして、まず、一つ目が、農福連携支援事業とし、障害者等の農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化、移動式トイレの導入等の支援となっております。二つ目に、普及啓発・専門人材育成推進対策事業として、農福連携定着に向けた専門人材の育成等の支援が行われる事業となっております。三つ目が、農村漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）として、障害者等が作業に関わる生産施設やユニバーサル農園施設、安全衛生面に係る附帯施設等の整備への支援が行われます。それぞれに定額や2分の1補助、また、補助上限が設定をされているところでございます。

令和6年5月に改正されました食料・農業・農村基本法にも新たに農福連携が位置づけられ、障害者等が農業活動を行うための環境整備を進め、地域農業の振興を図る旨が盛り込まれております。

農林振興課とし、この趣旨に基づき、様々な課題はあると思いますが、福祉課をはじめとする関係機関と連携しながら、農業振興につながるものとして有効な方策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） 福祉のほうから制度的な部分も含めて答弁したいと思います。

先ほど申し上げましたA型もしくはB型事業所に取り組むためには、県の認可になりますので、県の指導の下、事業所を運営するという形になります。事業所によって、取り組むサービスを選択でき、サービスの利用枠については、3年ごとに見直しを行う町の障がい者福祉計画で定めた範囲内で利用することになります。

運営については、現在事業をされている町内の4事業所は、全て公費から給付されるサービス利用費、及び、事業収入によって運営されており、町からの独自の運営支援等はしていません。ただし、学校跡地などを利用されている事業所もございます。

新規に取り組む場合や事業を拡大する場合は、先ほど申し上げました計画の範囲内で利用することになりますので、まず町のほうに利用枠の確認をしていただき、県の認可を受けることになります。相談等については、福祉課のほうで対応しており、年間として数件問合せ等のほうもあっております。事業実施に向けてのサポートのほうは、相談を受けながら可能と考えております。

利用される方に関しましては、基本事業所の送迎で行われております。住まいに関しては、蘇陽地区の事業所のみがグループホームを持っていって運営されております。

先ほど申し上げました、町の事業所の雇用をされている人数を申し上げましたが、町内だけではなく町外の方も含まれているということを申し添えます。

先ほど議員がおっしゃった社員寮という部分に関しましては、やはり障害者の雇用という観点

からすると、グループホームという取組のほうが厚労省の事業等を活用できますので、そちらのほうがいいのかなと。そういう相談も含めて福祉のほうでは対応いたしております。

上益城郡内の町や障害者支援施設で組織している上益城圏域自立支援協議会がございます。その中に就労支援部会という一つの部会があって、農福連携について話題には上がっているようですが、郡内では実現にはなかなか至ってないと、新しい取組はですね、という状況です。やはり雇用する側と就労する側とのマッチングが一番難しいということと、実現するためには、あらゆるサポートが必要になるという意見が出ております。

県の障がい者支援課では、障害者が農業現場で活躍する機会を増やし、自立した日常生活や社会生活の実現を図る取組の一環として、農福連携のマッチング支援というのを行っております。県内ではまだ数例ですけれども、成功事例があるというふうに伺っております。

昨年より不定期ではありますが、町内の障害者支援施設との意見交換会を開催いたしております。その中で出された御意見等を伺いながら、全ての要望に対応することは難しいかもしれませんが、関係課、国・県等の関係機関と情報を共有し、支援につなげることは可能であると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） 空き家を活用した住居の面からの御質問でしたので、住居の面でお答えいたします。

住居の面では、議員のおっしゃるとおり、ほかの地域に比べると不便や、また、その数が不足している状況もあるかと思えます。この農福連携において、利用者の住居環境の提供を町の定住として捉えていくなれば、空き家の利活用ということにもつながっていくのかもしれませんが、現在の町の空き家バンク制度は、移住定住者を対象としたものになっております。よって、制度の見直しの必要も出てまいりますので、この件につきましては、利用者の情報提供の方法も含めて、今後様々な動向を見極めながら、関係者と協議をしていく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 3課のほうから答弁いただきました。

特に福祉課長からのお話は、「うん、そうだなあ」と思うところも多々あります。社員寮というよりもグループホームのほうが望ましいんだというお話も、聞けば確かにそうだなとも思います。

それから、マッチングに関しては、これも私も事業者の方からちょっと聞いた話ですが、マニュアル化の話が制度の中に、農林振興課長のほうからいただいた制度の中にあっただかと思えますけれども、これ非常に重要らしいんですね。障害を持った方々は、こうやらねばならないと決められたことはきちんとやれるけれども、やっぱり自分から何かこう、こういうときはこうなんだという派生して考えて、そこに向かっていくということはなかなか苦手な方が多いというのも聞いていましたので、マニュアル化というのは重要なのだなと。そこを国が支援していくという

ことも、やっぱり流れなんだなというふうに思って聞いたところです。

そういうことで、なかなかこう複雑、農福連携も福祉の分野と産業の分野が連携していくので、難しい課題になるのかなと思って、調べていたところなんですけれども、そんな中、先日東海大学のほうで農福連携、先ほど冒頭でもお話ししました東海大学のほうの先生の方と、あと早稲田大学の先生と、あと学生、それぞれの学生とちょっと話をする機会があって、いろいろと懇親しながら話をしておったところです。

東海大学の先生は、11月30日の日、土曜日ですが、矢部高校がたまたま市内で、下通だったですかね、マルシェをやっていたところを見かけられて、そこに校長先生がいらしたかったので、お話しされたそうです。ぜひ何か一緒に取組をしていきたいと思いますということで、少しお話が盛り上がったということもそのとき聞きました。

矢部高校の今の校長先生にも話を聞いたんですけれども、具体的などころは何も見えていないんだけれども、林福連携で成功事例もできているので、農業分野でも何かできればなと思っていますと。ただ、今有機農業にちょっと軸を置いた取組も進めているので、生徒の数、先生の数、面から新しく福祉に向かうのは難しいんだけれども、大学と何か農業分野で連携していくということには向かっていきたいと、そういうふうにもおっしゃっていたんですね。

また、早稲田大学は今年で3年目になるんですけれども、農業の農、農とSDGsというテーマで、これはJA共済が何かのだったと思うんですが、の支援の事業という話だったんですけれども、そういう事業で山都町にフィールドワークの場所を、熊本県は山都町を選定してもらって、3年間、3回目ですけれども来ていただいているという実績があります。そこでは、御対応を山の都創造課のほうでいただきまして、学生たちも毎回非常に感謝しているところなのです。そうした私の知るところ以外でも、ほかの大学が様々に学んだり、課題に取り組んだり、この山都町でしているという事例も聞いています。

以前産官学連携について質問したことがありまして、そのときは、あまり具体的な答弁をもらうことはできなかったんですが、あれから、さらに状況というのは、そうした連携に向かっているような下地といいますか、状況というのは進んでいるように感じるんですね。早稲田大学の先生の話によりますと、スタディーツアーといって、自治体と協定を結んで、1年を通して複数回、学生が実地、現地に学びに行かせるという、そういうプログラムもあるらしいんですよ。農福連携プラスSDGsという具体的な分野で、早稲田大学や東海大学と協定を結びながら、産官学連携で福祉分野と協働しながら農業の課題解決、農業が抱える課題解決に向かっていくというのができないかなと思っているところなのです。

福祉と農業って、なかなかその連携が難しそうだなというのは、今までの答弁で理解したところなので、そこに研究している大学も入っていただいて、こういう取組が実践的でいいですよという助力もいただきながら、町が進めていければなと思うんですが、そういった連携協定及び産官学連携について、町としてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） すいません、非常に大まかな答えとなってしまいます。

特に農福連携につきまして、この取組を成功させるためには、産業界、行政及び学術機関が連携することにより、さらに発展していくものと考えております。農業分野においては、障害者や高齢者などに適した雇用の機会の創出や技術支援などを担い、行政側では、補助金や助成金、規制の整備、情報提供と啓発活動を行い、学術機関は、知識と技術を学ぶ機会を提供し、効果的な農福連携モデルの研究や評価及び改善策の提供を行うことができる機関だと思っております。

産官学それぞれが役割を果たすことで、地域の持続可能な発展と福祉の向上が実現できるものと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 具体的にしかも簡潔に御説明をいただきました。

ぜひ最後少し時間あります、町長のお考えもお伺いしたいんですね。この産官学連携、具体的にまだ山都町はないので、ぜひこの農福連携分野で前に進めていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えします。山都町にとって農業は基幹産業でございます。この農業をこれから先も持続していくためには、いろいろな方の御支援をいただきながら、農業をこのまま山都町の中でもつくっていく、続けていくということが必要であるというふうに考えております。その上で農福連携、今日いろんな御意見もいただきました。そういった大学とかとも連携をしながら、この住民の方々がこの中で生活できるような仕組みができればというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ぜひですね、力強く前向きに御検討いただきまして、お願いしたいと思います。特に学校側、大学側はぜひ連携させてくれというふうに言ってきていますので、何でしょう、受け止める姿勢でお願いしたいと思います。

以上で、今日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時08分

12 月 11 日（水曜日）

令和6年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年12月5日午前10時0分招集
2. 令和6年12月11日午前10時0分開議
3. 令和6年12月11日午後4時39分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

2番 坂本幸誠議員

8番 藤川多美議員

10番 吉川美加議員

日程第2 発議第2号 山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭

2番 坂 本 幸 誠

3番 眞 原 誠

4番 西 田 由未子

5番 中 村 五 彦

6番 矢仁田 秀 典

7番 興 梶 誠

8番 藤 川 多 美

9番 飯 開 政 俊

10番 吉 川 美 加

11番 後 藤 壽 廣

12番 工 藤 文 範

13番 藤 原 秀 幸

14番 藤 澤 和 生

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 坂 本 靖 也

教 育 長 井 手 文 雄

総 務 課 長 工 藤 博 人

清 和 支 所 長 長 崎 早 智

蘇 陽 支 所 長 村 上 敬 治

会 計 管 理 者 飯 星 和 浩

企画政策課長 北 貴 友

税 務 住 民 課 長 高 橋 尚 孝

健康ほけん課長 木 實 春 美

福 祉 課 長 高 野 隆 也

環境水道課長 有 働 頼 貴

農 林 振 興 課 長 松 本 文 孝

建 設 課 長 西 賢

山の都創造課長 平 岡 哲 也

商工観光課長 山 下 公 司

学校教育課長 鈴 木 保 幸

生涯学習課長 上 田 浩

そよう病院事務長 枝 尾 博 文

監 査 委 員 志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） おはようございます。一般質問に入りますけれども、ちまたでは、強盗に入って、いいわけが闇バイトだということで、変なふうにSNSが使われています。よそではSNSの規制をやっておると。やっぱり日本でもそういったことを考えていかんと、まだ精神的に確立してない者は、変なことで、何かな、だまされるというかですね。そういう本当にSNSが使われておるような社会になってきている。これはやっぱ問題じゃないかというふうに思っております。

それと、高速を通ってみますと、うれしいことがありました。高速の降り口の看板の矢印が、まともになっています。これは大変うれしいことで、町のほうも動いてくれたということで、うれしく思っています。

やっぱり自分が言ったことが変わっていけば、一般質問した甲斐があったなというふうで思っています、また今日も一般質問で少しでも変わればいいかなと思って、質問台に立ちたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 通告に従って、一般質問していきたいと思っております。

まず最初、最終処分場についてです。これが私がちょうど東竹原の最終処分場に質問をしまして、前回ですね。その日の夕方、見合わせるというような発言を向こうの業者がしました。その後、その産廃場の業者はどんなことを思っているか。確認をされていますか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。お答えします。令和4年9月に環境アセスメントの取下げがあった件について、議員おっしゃられるとおり、2年かけて、失礼しました、取下げがあったことですが、町のほうでは、事業取下げ時にしばらく時間をかけて、事業見直すただけ聞いております。具体的な時間は聞いておりません。

また、その後、特に町に対して説明や相談等の協議があっていませんので、直近の動向は把握しておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 町のほうから業者に問合せをしたんですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。町のほうからは、計画自体が一旦取下げになっておりますので、問合せはしておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） それはやっぱ無関心じゃないかな。こうやって一般質問をしました。そういうことで、業者に問い合わせるのが筋じゃないですか。課長、どうですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。先ほども申しましたが、計画自体が1回取下げしてありますので、それに対しての問合せは町のほうでは考えておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 宮崎の県議ですよ、県議が一般質問しました。そのときに、宮崎県のほうから業者に問い合わせてあります。あと2年見合わせますという返事をもらっています。私はこの地元として、そういう言葉を聞きたかったんですよ。非常に残念です。まあ1回業者のほうに問い合わせて確認をしてください。よろしいですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。業者のほうに確認するかどうかは、1回検討させていただきます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 何ですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。先ほどから答弁しておりますとおり、計画自体が取り下げられておりますので、ない計画についての問合せというのは、町のほうからは当初考えておりませんし、今後についても検討させていただくと答弁しております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 話が分かんないっすよ。今どうなっているかを問い合わせるぐらいできるんじゃないですか。課長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今、環境水道課長が申し上げましたとおり、この最終処分場の計画につきましては、町のほうが計画を誘致等したわけではございません。民地に対しまして、民間事業者が今計画をされたと。それを一旦、取り下げられたということでございますので、町といたしましては、現時点として問い合わせる必要はないというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これ一般質問は通告文を出して、現状は業者の動向を把握しているかというふうな質問をしているんですよ。それを何で問合せができないんですか。町長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 先ほども申し上げましたとおり、この事業について現在事業が進んでいるわけではございません。また、事業計画あった場合には、県のほうでもいろいろと対応をされていくことになると思いますので、町として、現時点としてどういうふうに進んでいるかということ把握することは、今のところ考えてないということでございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 地元ですから、それにはどうなっているかという不安はあると思うんですよ。この先どうなるだろうかと。今日は期成会の人たちも来ていますよ。地元としての町長の意見とは思えんですが、気にならんですか、町長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。確かに町内の土地に最終処分場の計画があったということについては、私も承知しております。

ただ、事業計画が今後なされるかどうかというのは、事業者が今後進められるかどうか、もしかしたらされないかもしれません。ですので、現時点としては、町として対応は考えていないということでございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） どうもこう話が食い違つとるですね。町としてどうなっているか気になるか気にならないかの話で、業者に問い合わせるぐらいはできると思う。いいですよ。宮崎は確認をしています。あと2年間は見合わせますという返事が来ていますので、そのところは、私は地元の町として確認をしてほしかったという気持ちで、この質問をしております。いいですか。

2番目の南関町にあるエコアくまもと、この一般質問をしたとき、通告書を出したときの記事を見ると、ここから地下水の汚染が出たというような記事が出たんで、これはしたんですけれども、エコアくまもとの建設当初の安全対策は、どういったことを安全対策をしますって言って、その地元の人が納得したのか。いいですか。そこを聞いておられますか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。当該施設は熊本県の施設ですので、当初の安全対策については把握しておりませんが、厚生常任委員会で令和4年5月18日に視察を行い、第3回の定例会で請願に対する報告の中で、6番議員の質問に厚生常任委員長が回答されておりますが、施設の上に屋根が設置されており、なおかつ使用した水を基準値以下に浄化して再利用する無放流型のクローズドシステム型とのことでした。詳細については先ほど申し上げましたが、熊本県の施設なので把握しておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これは12月7日熊日に、有機フッ素化合物が井戸水から出たというようなことなんですよ。今、三つの産廃場を検査しておられるということなんですから、エコアくまもとは全天候型で全部覆ってあって、排出の水を循環させるというようなことで、ここ

からは出ないだろうというようなことだったんですけれども、よそのところはやっぱ雨ざらしで、そっから出ているんですよ、完全に。そういうところを県は認めてたんですよ。認めて、結局、地下水から出たということがはっきりしています。

私が懸念するのは、もし産廃場、最終処分場ができましたと。安全ですよと、絶対地下水には出しませんというようなことで、多分造ると思うんですよ。

しかし、宮崎県の人にはそれは困るということで、大騒ぎになって、この町よりも危機感を持っているんですよ。宮崎の県議会でもそういった話があって、業者に確認までしているんですよ。

私は山都町の危機意識が薄いと思いますけれども、もし、これができるとしました。そのとき、下流域の損害賠償、そういうところまで見て、話をしていかなと。造りました。こうやって、地下水に有機フッ素化合物が出ました。そのときの賠償責任まで話を持っていかんといかんと思いますけれども、町長いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。南関町の県の施設についての情報については、町としては事実関係は把握しておりません。

議員が御心配されるように、こういった廃棄物施設ができることによって、いろいろな環境に影響があるということを心配されるのは十分理解しております。

もちろん、廃棄物対策の法律に基づきまして、県のほうが許可等を行っていく施設になっていくと思いますので、そこはしっかりと、環境に影響がないような施設を設置していかなければいけないということに基づいて、事業が進められるべきだというふうに思っておりますので、町としてはそのところをしっかりと見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 令和4年に、東竹原産業廃棄物期成会から提出のあった請願書、これについて、この議会として全会一致で採択をされました。最終処分場に関する町長の考えをお聞きしたいんですけれども。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。令和4年9月定例会で厚生常任委員長より報告があり、採択されたことは承知しております。

現在、当初計画が取り下げられておりますが、計画地下流、河川の目視調査は、地元の美しいまちづくり監視員に月1回お願いしており、水質調査も年4回行っております。さらに、今年度はまだ結果は出ておりませんが、PFOS、PFOAの調査も行っております。

これまで歴代の町長、副町長の答弁でも述べておられますが、地元を含む住民が反対していることは承知しておりますし、町が誘致した施設では、先ほども言いましたようにございません。施設の許可権限は県であり、最終処分場は現代社会において不可欠なものであり、どこかに設置しなければならない施設であるというふうに考えております。

施設の設置に当たりましては、絶対に環境への影響があつてはならないことであり、住民の皆様をはじめ、あらゆる人に不安を与えないように、設置される企業は丁寧な説明と根拠を示さな

ければならないというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今度、御船に計画されるのも、東竹原に計画されるのも、あんまり規模が大き過ぎると思わんですか。やっぱりよそからの、九州いっぱいからの産廃、最終処分場計画、何で山都町が受けないかかなと。こんな山の中に、そういったところを持つてくること自体が私はおかしいんじゃないかと思えますけれども、町長はその辺はどうお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほども申し上げましたように、廃棄物対策に関しましては、これはもう全国的に、今の現代社会においては必要な施設であるというふうに考えております。

もちろん、それが山都町に設置されるということになる場合においては、先ほども言いましたように、しっかりと廃棄物に関する法律等は遵守され、絶対に環境汚染等にならないような施設を整備されるべきであります。

規模につきましても、大小関わらず、そこはしっかりとその環境を配慮し、また、住民の皆様方が不安に思われないように、事業主体がしっかりと対応されるべきだと思いますので、その計画等が上がってきた中で、町としてもしっかりと注視していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） もちろん造るときには安全をクリアして、これだったら大丈夫ということ造っていくと思うんですよ。

しかし、こうやって出ていますでしょう。井芹川上流の対策を検討すると。出てから検討するってなっているんですね。やっぱ造るときには安全基準は達成しますよ、それは。その後ですよ。こうやって井戸水から出たとなったときの賠償責任ですよ。賠償責任は県は受けることができますか。許可を与えた責任というのは。

○議長（藤澤和生君） 2番議員、今のはちょっと一般質問とか、通告にないですが、その辺は考えて質問してください。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほどから申し上げますように、この設置に関しましては、現在の法律に基づいて厳格に県のほうがされますので、そういった環境汚染につながるようなことはあつてはならないというふうに考えております。

万が一にそういったことが発生した場合には、その事業所がしっかりとそこは対応されるべきであると思いますので、もう根本的にそういった環境に汚染があるような施設を設置というのは県も認めないものだというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） それを徹底してやった上で、結局出たということは事実なんですよ。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 報道でありましたその影響があつたということが、それに起因するか

どうか私は確認しておりませんので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 熊本県、この山間部に設置することによって、宮崎のほうに迷惑をかけるというようなことがあってはならないと思いますので、そこは町長として重々考えて対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。農林業に関する観光についてですけれども、農業者や林業者が個別に行う収穫体験などの観光受入れについて、町が事業者の情報を一元的に把握し、一般への募集を行うなどの取組はできないかということですが。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。これまでに各事業者が行う農業体験や収穫体験などの情報について、町のほうで把握はしていません。

また、町のほうへの情報提供や、町のほうで参加者の募集をしてほしい旨の要望等もこれまでに承ったことはございません。

収穫体験等の事業につきましては、山都町の農業への理解を深めていただく有効なものとして認識しており、都市と農村の交流が深まることで、関係人口の創出にもつながるものと考えます。

農業体験や収穫体験等の体験プログラムや観光農園の情報については、町のホームページを活用するなど、その情報発信の方策についてはこれから考えていきたいと思います。

参加者の募集につきましては、それぞれの事業者で対応されるべきものと考えますが、イベントの実施方法や参加者の募集方法なので、お困りの場合は御相談をいただければ、関係機関などにおつなぎしながら、町として支援を行ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） この前、それこそ東竹原のほうでフットパスがあったんですけれども、それに初めて私は参加しました。農家で山の中を歩いてもらうのに感動したんですよ。都会の人たちは日常と違うところを体験するというのは、これは観光につながるなと思ったんですよ。私が親戚のことを言うともあれですけれども、柚子農家の人がそういうことを提案されたんですよ。私たちは情報発信はできないと。これを町でやってくれんかと。そしたら、私たちも協力するし、そういうときに喜びを感じると。日頃の生活が観光につながるということなんですよ。

これはぜひ、役場のホームページあたりに募集をかけて、そういう取組をやっていただきたいと思いますけれども、町長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。山都町の農業は非常にいろんな多岐にわたってあります。そういった農産物をできる限り売り込んでいくためにも、そういった観光と結びつけた農業というのは、手法としては本当に有効であるというふうに考えます。

これにつきましては、それぞれの、今でもブルーベリーであったりとか、摘み取り農園等、イチゴもそうです。されている方もいらっしゃいます。

個々にできる方はそういうふうにされていますし、今おっしゃったように、そういった意向があってもなかなかこう取組ができていない方もいらっしゃると思いますので、これについて町がどこまでやるかは別にしまして、そういった御要望を聞きながら、例えば観光協会であったりとか、いろんな団体と連携して、そういった取組が進むようにしていければというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これは実現するか何かわからないですけども、野菜のない直販場。どういうことかという、生産者と収穫、野菜の種類を書いておくんですよ。野菜がないんですよ。収穫して、収穫体験をやって、買って帰ってもらう。それを最初から言っておけば、こういうことをやっていますよということをやっとけば、時間をかけて、消費者はそこに来るんですよ。こういうことができるかというのは、消費者も楽しみでやってくるし、これは観光につながるんじゃないかというふうに思います。

例えばタケノコ狩りだったり、ワラビ狩りだったり、原木のシイタケ狩りだったり、これは農家として当たり前のことですよね。しかし、消費者とすれば、もう目新しいことにつながるということで、これやってみたら面白いんじゃないかな。マスコミ増えますよね。行ったら野菜がない。それで、直販場と言っているということで、これはちょっと考えていただきたいと思っていますが、町長どうですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。議員提案の内容、非常にいいと思います。確かに、やっぱり収穫を体験するというのは、消費者にとっても非常にいいことだと思いますので、そういった取組ができる農家があるか。そういうところと、どういうふうに周知していくか。その辺を精査しながら、今後検討していくところには値するのかなというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 私がピーマンを作ったことがあるんですけども、それで一番花の収穫を消費者を呼んでやったんですよ。尻腐れ病というのがあるんですけども、消費者は尻腐れ病を切ればいいたいということで、持って帰るんですよ。私としては売り物にならんという意識だったんですけども、そういったことがつながっていけば、例えば市場に出せない野菜とかいうとも販売できるような感じになるんじゃないかなというふうに思いますので、前向きに検討をお願いします。

じゃあ、次に行きます。3番目ですね。地域おこし協力隊について。地域おこし協力隊について、町はどういう認識で採用しているか、お尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 人口減少や高齢化の進行が著しい過疎地において、都市部からの人材を誘致し、定住、定着や地域の活性化を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、風化にも資する取組であり、有効な方策であります。

そのため、本町におきましても、都市部からの人材が条件不利地である過疎地に住民票を移し、

地域協力活動を行いながら定住定着を目指すことを目的として、地域おこし協力隊を受け入れております。

地域住民と連携して地域のビジョンを描き、担い手となる地域外の人材が地域に立脚しながら活動ができるよう支援を行っており、現在18名の地域おこし協力隊が町内で活動しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 山都町の地域おこし協力隊が何かその事業者任せであって、そこから自由な発想とか活動とかできていないように思います。ただ利用しているだけ。そういうとは思感ないですか、課長。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 地域おこし協力隊制度の認知度の向上により、受入を希望する町内団体や隊員希望者が増加する一方で、受入れ団体側の問題や隊員側の問題もあり、町内、本町において一部地域おこし協力隊のトラブルが発生しております。

現役隊員においては、地域活性化を目的としたイベントの開催や、定住に向けて起業や住居を購入する隊員がいる一方で、個別の事情の詳細は控えますが、いろいろな事情により、思ったような活動ができていない隊員もあり、地域おこし協力隊の制度として様々な問題を抱えており、企画係のほうで相談等を受けております。

また、受入れ団体におきましても、地域おこし協力隊を団体の労働力の補填とみなしたり、団体に人的、経済的余力がないことから、団体の活動を隊員に任せきりにしたりする事例もあり、一部の団体においては、本来団体で行うべき事務作業や単純作業を隊員の主活動として任せ、団体の運営を隊員に頼っている状況も見られます。

地域おこし協力隊の制度の導入から時間がたち、本来の制度目的や受入れ団体、隊員の役割について不明瞭になってしまっている面も見られますので、制度本来の目的である地域協力活動の推進や定住、定着を図るため、受入れ団体の選定を含めた制度運用を見直す必要があると考えております。

このことから、現在活動している地域おこし協力隊の継続任用、現在、任用調整中の受入れ団体及びホームページにて募集中の受入れ団体による任用までの募集とし、当面の間、新たな地域おこし協力隊の募集を行わない予定としております。

なお、現在、山都町地域おこし協力隊受入れ団体基準を作成中であり、その基準を満たす団体を受入れ可能団体とする予定としております。

山都町地域おこし協力隊受入れ団体基準とは、受入れ団体が隊員の力に頼らずとも、団体運営が可能なこと。住居を含めた活動に必要な環境を準備できること、隊員を適切にサポートする人材がいること。任期終了後に向けた支援が可能なこと、地域おこし協力隊が受入れ団体で行う地域協力活動が地域力の維持、強化に直接資する活動であって、公益性を有することなど、様々な要件が必要となります。受入れ団体が地域おこし協力隊の受入れに必要な各種要件を満たしているか確認するため、策定することとしております。

このことにより、真の地域おこし協力隊活動につながっていけばと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） いろいろ問題があるみたいですが、やっぱり地域おこし協力隊で話し合いをさせるというのは必要だろうと思うんですよね。うちではどんな問題があっている。地域おこし協力隊の交流ですよね。今年はやっていらっしゃいますかね。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 今年度につきましては、地域おこし協力隊一堂に会して会議をするというようなことはやっておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 椎葉村の地域おこし協力隊について、これすごいなと思ったことがあったんで、ちょっと紹介したいと思うんですけども、秘境の文筆家、宮崎の椎葉村で作家デビューを目指す地域おこしということで、募集をかけたなら100名近くの募集があったんですけども、そこから4名採用されてやっていらっしゃいます。

山都町も何かこういった地域おこし協力隊の使い方を考えたかどうかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 先ほど申しましたとおり、取りあえず受入れ団体の資格、受入れ団体基準というのを今作成しておりますので、その基準を満たした団体にというところで考えております。

一応、現在のところトラブル等いろいろ発生しておりますので、当面の間、新たな地域おこし協力隊の募集は行わない予定としております。

先ほど言われたとおり、真の地域おこし協力隊が活動できるような新たな事例を考えて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 地域おこし協力隊で受入れ団体というのがあるということ自体が問題じゃないかと思うんですよ。こういった企画をやりますと、それで地域おこし協力隊を募集すると。そこに任せてしまう。例えば、さっき言いました林業体験、農業体験とか、そういったのを企画して、こういった地域おこし協力隊を募集したときに、そこに企画を任せるとかですね。そういったことはできないですかね。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 地域おこし協力隊につきましては、雇用形態が委託の場合と会計年度任用職員の場合があります。本町の場合は会計年度任用職員という形で、各種団体への派遣という形になっております。多分おっしゃられるところは、委託という形の事業を取られていると考えております。

一応、本町のほうでは会計年度任用職員などで、そのような形態に関しては町のほうが受入れ団体になるものと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 地域おこし協力隊の使い方を町のほうで受け入れて、企画を任せるとかですね。そういったことをやっていただきたいと。

話を聞きましたら、3年間、地域おこし協力隊。その卒業後、自分で起業したいときには100万円出るという話聞いたんですけれども、山都町の地域おこし協力隊で定住している人って、卒業後いらっしゃいますか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） すいません。詳細な人数は手元にありませんけども、半分ぐらいの方が定住されております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） そういう人に地域おこし協力隊で残ってもらって、町の活性化につなげていただきたいと思います。よろしくお願いします。

4番目に行きますね。通潤橋周辺について、これ面白いなと思って提案するんですけども、五老ケ滝のライトアップについて望む声があったんですけれども、課長はどう思われますか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。五老ケ滝につきましては、遊歩道を設置していることから、滝つぼまで徒歩であることができ、また、途中の展望所やつり橋から雄大な瀑布を眺めて楽しめるというコースになっております。

そのことから、自然景観の観光地としまして、また、地元住民の散策コースとしまして、景観を楽しめる素材であると認識しているところでございます。

御質問の五老ケ滝のライトアップにつきましては、その延長線上で、今以上に五老ケ滝の素材を活用できないかとの御提案と受け取らせていただいております。そのライトアップを想定した場合にですが、夜間に人の流れを呼び込むとの位置づけになることから、地理的に勾配が厳しい遊歩道の往来に関する対策や、その他、周辺環境への対応が必要となるなど、来訪者の安全性確保等を検討すべき課題が大きいというふうに考えております。

また、現在、通潤橋周辺施設整備事業を優先的に進めている状況もありまして、このような新たな提案につきましては、今後改めて、先ほど申し上げました課題等を精査しまして、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ぜひ前向きに取り組んでいただいて、通潤橋だけでなく、あの周辺、五老ケ滝もそうですし、岩尾城の再建についても、もう前から再三言っております。その木を切ってくれって言っても、全然切ってないし、前に進んでない。

まず、岩尾城を再建するためには、私は必要と思うんですよ。この前シンポジウムがあったんですけども、通潤橋だけでですね、阿蘇家については一言も触れてない。文化庁のほうがですね。それは町が提案をしないからだろうと思うんですけども、岩尾城を再建するためには、まず何から始めないかと思うんですか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。岩尾城の再建につきましては、過去の一般質問でも同様の質問がっておりますが、文化財の復元整備として進める場合、各分野に及ぶ調査が必要となります。慣例であれば、測量、文献、縄張図、お城の構造図と並行しながら、発掘調査を行い、その上で、復元案の検討に進みます。この間、調査結果を取りまとめ、調査報告書を刊行して、その歴史的価値を定め、国史跡などの文化財指定を行います。

先頃、国史跡の指定を受けた甲佐町に所在する陣ノ内場跡をはじめ、平成18年には国指定史跡となりました美里町に所在する堅志田城跡もこの手順を踏んでいるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 岩尾城とか、この歴史に関することについて、私、提案ですけども、町の広報に歴史のページを毎回作っていくというのはどうだろうかと思います。住民の人たちがその歴史について学ぶ場、それを広報に載せてしていけばいいんじゃないかなと思います。

阿蘇家の墓、今の道の駅の上のほうには墓所があるんですけども、あれは民間の墓地になっていますけれども、もともと阿蘇家の墓ですよ。

そういったところに標木も今度作り直すというようなことを聞いていますけれども、ここから見えるかな。畑にも阿蘇家の墓があるし、通潤橋前にも阿蘇家の墓がある。そういったのを紹介して、町が大げさに紹介して、観光客に回ってもらうところというような提案です。そういったのをやれば、町内を回るルートにもなるんじゃないかと思っております。

これは、私たちがこの前、議員研修で金沢に行きました。そこで、金沢駅に鼓門というのがあります。案内文をちょっと紹介したいんですけども、金沢は伝統芸能の町、高度な技を受け継ぐ職人の町とも言われ、この鼓門が伝統と創造の町、金沢のシンボルの一つになることを願っていますというような案内文があったんです。

山都町の紹介をするときに、歴史について紹介をして、そういったのを願っていますと、何か受入れ態勢が私はこの看板にあるんじゃないかと思います。こういった案内文ができればいいんじゃないかと思って、提案をしたいと思います。

次、通潤橋前、これは道の駅外れましたので、駐車料金が取れると思って期待していたんですけども、何で駐車料金は取れないようになっているんですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。御質問の通潤橋前の駐車場の有料化につきましては、これまで様々な御意見をお寄せいただいていると承知いたしているところです。

まず、有料化のメリットに関しましては、通潤橋が国宝指定となりまして、来訪者の増加も含

めまして、経済的に駐車場としての収益が見込まれるという効果ではないかと認識しているところでは。

また、一方で、デメリットに関しまして、通潤橋にお越しいただいても、駐車料金を取ることで、今まで以上に通潤橋見学の1か所で観光行動が終わってしまい、町内商店街等への波及効果が生じないのではという御心配の声も聞こえてくるところでございます。

これまでの当課の観光施策の方向性としまして、大造り物小屋の整備などを行っております。それは中心市街地を含めまして、商店街への回遊を促し、滞在時間の延長などに取り組むこととしてきたところです。それは通潤橋を起点としながらも、それを超えて面的な、そして回遊的な観光行動を促すことで、観光産業としての消費につなげることにより、通潤橋周辺地域の経済効果を最大限に発揮させていきたいということの考えからでございます。

しかしながら、そのような経緯を踏まえた上でも、議員御指摘のとおり、通潤橋前駐車場の有料化の是非につきましては、本町の観光施策を推進していく中で、課題の一つと認識しているところでございます。

今後改めて様々な意見を拝聴しながら、また、関係機関とも協議しながら、改めて方向性の検討を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 御検討をお願いします。

次に行きます。有害獣対策ですね。令和5年度のイノシシと鹿、それぞれの捕獲頭数、また、ジビエ工房でも処理頭数はどうなっていますか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。令和5年度のイノシシの捕獲頭数につきましては3,272頭、鹿につきましては3,402頭となっております。

令和5年度のジビエ工房への持込み頭数ですけれども、イノシシが272頭、鹿が525頭となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 猟師さんからは、例えば捕獲したイノシシでも、鹿でも、全部処理してほしいというような意見があるんですよ。持ち帰って、穴を掘って埋けないかと。何で俺たちがここまでせないかんか。獲るとに精いっぱいなんですよ。

常任委員会でも見学に行ったんですよ。新和のほうに焼却炉がありました。ここで、新和のやり方は、そこにイノシシとか鹿を持ってきて、写真を撮って、それで確認書なんですよ。後から写真を提出せんでもいいし、確認はそれで終わっているんですけども、焼却施設の考えはございませんか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 捕獲した有害獣の処分につきましては、一部の狩猟者から全

頭処分してほしいという意見を賜っております。重要な課題と認識しており、検討を進めておりますけれども、今現在まだ結論は出ていない状況でございます。

議員もおっしゃいましたように、焼却するのか、埋設場所を確保するのか、または有効利用として、肥料化やペットフード化を考えるのか。また、さらに、財政的な面からの検討など、様々な観点からの検討が必要と考えております。引き続き、慎重に考えていきたいと思っておりますところでございます。

また、処理の問題につきましては、全国的な課題でもありますので、国、県とも協議しながら、よい方策を探っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） よろしくお願ひしときます。捕獲の代金を書いていきますように、年に2回ですよね。猟師さんたちからすれば、もうガソリン代もわな代もかかっていると。これは2か月に1回できないかって提案されたんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 捕獲代金につきましては、捕獲隊の班長さんからの実績報告により、捕獲助成金として支払いを行っているところです。支払いにつきましては、4月から9月までの捕獲分を12月に、10月から3月までの捕獲分も5月に支払いを行っております。

過去に一部狩猟者から要望あったようですが、毎年の捕獲隊班長会議で議題になったことはありません。今後要望がある場合は、班長会議の中で協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 前向きに検討をお願いしたいと思います。

次に行きます。有害獣の捕獲代金の財源についてお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 捕獲代金につきましては、現在、イノシシ、鹿共に1頭当たり1万円、猿につきましては3万円を助成金としてお支払いをしております。

この捕獲代金の財源についてですが、鳥獣被害防止総合対策事業の緊急捕獲等活動支援事業として、イノシシの成獣については1頭当たり7,000円、幼獣につきましては1頭当たり1,000円、同じく鹿につきましても成獣が7,000円、幼獣につきましても1,000円となっております。そのほか猿につきましては、1頭当たり8,000円となっております。

また、県においても特定鳥獣適正管理事業というものがございまして、鹿については1頭当たり1,000円、猿については1頭当たり1万1,000円となっており、これらの事業を財源として活用しているところでございます。

昨年度の捕獲助成金の実績につきましては、助成金全体が6,879万6,500円でありまして、そのうち国、県からの助成金が3,234万4,000円、残りが町費となりますが、3,745万2,500円となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 3,400万もやっぱ町が負担して、有害獣駆除をやっていると。例えばイノシシの子ども、幼獣というのは1,000円しか来てないんですよ。プラス9,000円は町が負担している。こういったのは町民は知らないんですよ。そこのところを町は何もしよらん、しよらんって言われるより、こういったのを言って、町もやっていますよというふうで理解を求めておかんといかんとじゃないかと思っております。

あと、ジビエ利用については、これは9,000円になっていますよね、補助金が。できるだけジビエ工房あたりの頭数を増やす、処理能力を増やして、補助金をいっぱいもらうような対策をやってほしいと思っております。ありがとうございました。

次行きます。矢部高校について。寮の新設について、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、寮の現状についてですが、現在、大川町の男子寮に6人、仲町の女子寮に4人の計10人の寮生が入居されております。直近の情報によりますと、女子寮につきましては移転の話が出ておりまして、具体的な移転先はまだ申し上げられませんが、令和7年度からの入寮開始を目指しておられます。

ただ寮を運営するNPO法人山都町を元気する会に御意見をお聞きますと、建物が男子寮と女子寮に分かれておりまして、両館をそれぞれ置かなければなりませんし、食事の提供においても効率が悪く、運営面やコスト面で非常に厳しいと言われております。10月30日に千寿苑で行われました県立高等学校の在り方検討会におきまして、多くの住民の方に御参加をいただきましたが、この中でも寮の新設に関する御意見が出ております。

このことを踏まえまして、男女共に入れる寮の新設は今後の課題であり、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） やっぱ思春期の学生たちが泊まれる寮というのは、きれいなところで造ってやつとった方がいいんじゃないか。そういう寮を造って、町が矢部高を応援しているというふうで、県のほうにも言えるんじゃないかと思います。

もし、寮を造って、私は無駄にはならんと思うんですよ。最悪の場合、矢部高が廃校になったと。寮だけ残っている。その寮は合宿所にすればいいんですよ。

ですから、寮を造って、矢部高校がなくなったらいかんじゃなくて、その先のことも考えて、きれいな寮を造ればいい。財源は国民宿舎売つとるでしょう。あの財源あるでしょう。ああいったのを使って、矢部高を残したいならやっぱ町の本気度を見せにやいかんと思う。よろしくお願いしときます。

次行きます。二輪車クラブについて、指導者の育成や練習場の整備、二輪車による町おこし、町の関わり、応援をどう考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。数年前から二輪車競技部におきましては、県立矢部高等学校側で部活動指導員として2名採用し、その指導に当たられております。これは全国でも珍しいケースであり、矢部高校に限ってのことでございます。練習については、平日週4日の2時間と土曜、日曜、いずれかの3時間で練習をされております。部活指導員は、県立高校が主催する指導者としての研修会にも参加されているということです。練習場の整備につきましては、国道218沿いのえびすば一なの横にありました練習場は、町が用地買収を行い、現在、道の駅通潤橋の敷地として使われており、代替地として県のほうで矢部高校敷地内の一角に整備をされております。

しかしながら、これまでの会場とは違い、狭く、練習会場としての環境としては以前より低下していることは承知しております。当時と学校職員の方も代わられて、現在は学校の特色である二輪車競技部の練習場として、もっともっと広く、皆様から認知される適地を希望されているところでございます。また、そのことが生徒のモチベーションにもつながるとお聞きしております。

町としてもこの問題を一緒に考えていき、県との連携を模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 以前から言っていますように、就職先に白バイを出した場合ですよ。これ全国から来ますよ。警視庁あたり、大阪府警なり、もう無条件で白バイ隊へ入れています。これ提案したらいいと思います。例えば、前も言ったんですけども、大型免許を取れる学校って矢部高だけなんです、二輪車科だけ。そういったのをPRしてくださいよ。よろしいですか。

次行きますけれども、高校と町が連携して、例えば有機農業コースを新設して、卒業生を町に定住してもらうようなシステムはできないですかね。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。現在、食農科学科のほうで、学校のほうでも有機農業に関するカリキュラム等を行われているところでございます。

有機農業コースということの新設することについては、今のところはまだ高校としても考えられていないということで聞いております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 林業課に優秀な先生も来ておられますし、やっぱり矢部高校の卒業生を町に定住してもらって、例えば各部落に振り分けるとか、そういうことをやっていたら、面白いんじゃないかと思っております。やっぱり卒業生を生かすような町の取組を考えていっていただきたいと思います。

時間にもなりましたので、ここで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、2番、坂本幸誠君の一般質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） おはようございます。8番、藤川多美です。

本日は早朝より、また、お寒い中にたくさんの傍聴にお越しをいただきまして、ありがとうございました。

今年はいつまでも暖かかったせいか、紅葉の色つきも遅く、例年にない11月の終わりにやっと紅葉してきました。樹齢100年以上の三ヶ平野地区の大紅葉を12月4日に初めて見に行きましたが、この時期に紅葉真っ盛りで感動いたしました。ぜひ町民の皆様も一度御覧をいただきたいと思います。新たな観光スポットとして、お勧めをいたします。

11月24日、震度6強の地震が発生したという想定で、山都町の総合防災訓練がありました。私たちの地域からも、避難所の公民館が被災して使えないということで、バス2台に分乗し、総合体育館パスレルの前に広域避難をいたしました。

自衛隊、警察署、消防署、消防団の関係機関部隊に住民を巻きこんでの訓練で、負傷者のヘリによる救助等、大がかりな訓練でした。いつ何どき災害が起きても対応できるよう、訓練を続けることの大切さを痛感いたしました。

馬見原自治振興区女性部でも、その後、熊本県防災センターに研修に行っていました、30人の参加がありました。熊本防災宣言の一つに、誰1人取り残さない社会を実現するため、県民総ぐるみで防災活動に取り組みますとありますが、この一助になりますよう、研修や訓練を積んで、地域ぐるみで防災意識を高めてまいりたいと思います。

さて、熊本県と阿蘇郡市7市町村が、阿蘇を世界文化遺産登録に向けて取組をされていますが、草原に設置されているメガソーラーが世界文化遺産の登録の妨げになりはしないかと心配されているところであります。熊本、大分両県にまたがる阿蘇くじゅう国立公園内は、自然公園法に基づき開発を抑制できますが、公園外では一定の要件を満たせば、県から林地開発の許可を得るだけで設置できますので、環境省は公園の区域を広げて、太陽光発電設置を設置できないようにする特別地域を増やすことを検討されています。

山都町の牧野組合にも国立公園拡大の話があったとも聞きますが、しかし、外輪山の山都町は既にメガソーラーの設置がなされ、遅きに失しました。

この類いの記事を見ると、ドローンで撮影された異常なほどのパネルが敷き詰められた蘇陽地区のメガソーラーの写真ばかりです。メガソーラーは、令和の公害とも言われています。昨日の下名連石、御所地区のメガソーラー建設に伴う一般質問の中で、町は業者と協定書を結ぶのかという質問に、立地協定も環境保全協定も結ばないと回答されました。これはとても危険なことだ

す。

協定書というのは、万が一のトラブルが発生した場合に、その対処に関するルールを定めておく目的も含まれますので、地域住民を守る意味からしても、協定書を結ぶことを避けることはされないよう、そして、関係住民にも議会にも公表できる協定書の締結をお願いします。阿蘇の景観を後世に残すため、一日も早い阿蘇の世界文化遺産登録を願うところです。

また、産業廃棄物最終処分場が発生源の化学物質P F O S、有機フッ素化合物の検出が大きな話題となっております。12月6日、大西熊本市長の臨時記者会見がございました。水道水、地下水、河川等で実施したP F O Sに関する調査をしたところ、水道水に関しては、市内全てにおいて暫定目標値を下回っていたものの、地下水については植木地区と白川地区の2地点で指針値の超過が確認されたことから、指針値超過を確認した井戸所有者への水道水への切替えの願いをされております。

河川については、河川全てが暫定指針値以下であったが、比較的高い値を示した河川への流入水を調査した結果、埋立て処分場からの放流水が指針値を超過していることが分かりました。

このことから、民間の埋立て処分場の7か所についても調査をした結果、六つの処分場の放流水で指針値超過が確認されました。

いずれにしても、今後、熊本の水を守るため、専門家委員会を設置して原因究明をされます。南関町のエコアくまもと、この施設は県民の生活と県内経済を支えるため、全国のモデルとなるような安全な施設として整備をされました。その施設の3か所の監視井戸からもP F O Sの検出が発表されたばかりです。

以上のことから、東竹原に計画されている産業廃棄物最終処分場がとても心配であります。分水嶺の地であり、水源があること。五ヶ瀬川、白川の源流域であること。また、計画地の中央に河川があること。この河川は私有地ではなく、管理者は山都町と町長であることから、この河川を埋め立てることはできません。より安全な場所に建設地を変更していただくことを願うものです。

それでは、一般質問を質問台より続けます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） それでは、通告書に従って、質問を始めます。

まず初めに、移動販売車についてお尋ねをいたします。

株式会社ゆめマート熊本による移動販売事業について、8月開始の際、仮の販売ルートと拠点を示されました。その際、検証後、改めてルートと拠点を案内することとなっておりますが、まだ何か月もたっておりませんので、まだ検証があつてないかと思いますが、もし検証があれば、検証も含めて、これまでの運行の経緯をお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。移動販売におきましては、8月2日からスタートし、しばらくは実証実験的に町内を巡回し、月、火は矢部地区、水、木は清和地区、金、土は蘇陽地区を巡回しております。町内各地からの要望や販売状況等を見ながら、事業者と定期的

に協議を重ね、少しずつ修正を重ねております。12月から新たなルートを設定し、運行をしており、当面はそのルートを固定化して巡回したいと考えています。固定化したルートについては、広報紙や組回覧等を通して、今後周知したいと考えております。

基本的には町内を巡回することを目的としていますが、町がかなり広いということと、また、1台で対応していることもあり、国道、県道を中心とした比較的アクセスしやすい集落を巡回することとなります。

スタートしたばかりで課題も多くありますが、町民の皆さんの期待に応えるように対応したいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） また、12月から少しルートを変更してされているという話をお伺いいたしましたが、要綱では、買物が困難な町民を主な対象とされています。最初に示されたルートはほぼ国道沿いであり、お店が近くにあったり、国道から離れた点在する集落はルート外でした。また、蘇陽地区のスーパー2店舗の廃業に伴い、特に蘇陽地区全体が買物が困難な地域になりました。

現在の運行は本来の買物弱者救済とは程遠いと思われませんが、町のお考えをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。要綱上、買物が困難な町民を主な対象としており、その趣旨に沿って進めています。販売スタッフからも、圧倒的に年配世代の利用が多い。御近所のコミュニケーションの場になっているなどの報告もあり、少しずつ趣旨に沿った効果も表れていると考えております。

ただ御指摘のとおり、国道、県道を中心とした比較的アクセスしやすいルートを巡回しており、国道から離れた集落は対象外になっております。

今後は巡回ルートの定着を進める中で、例えば月に1回とか、希望される集落を巡回するなど、柔軟に対応していきたいと考えております。

事業者である株式会社ゆめマートも地域貢献として取り組んでおりますが、継続して取り組んでいただくためにも地域の協力も必要でありますので、集客等の御協力をお願いしたいところで。

認知度が上がるにつれて、商品や注文販売などの要望も増えてきていると報告も受けておりますので、買物が困難な方々の要望に応えられるように、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 1台の車で、この山都町全体を回るとするのはもう本当不可能だと思います。今年度、たしかもう1台の予算を計上してあったと思いますが、そちらのほうの計画はいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。今年度1台分の予算のほうを計上いたしております。

まずは、ゆめマートの現在の状況を見ながら、応募のほうを改めてしたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 状況を見ながらとおっしゃいましたが、もう既に足りないというのは見て取れているわけでございますし、既に予算化もしておりますので、本当はそちらのほうで事業者さんを探すというほうに動いていただきたいと思いますと思いますが、そちらのほうのお考えはいかがでしょうか。もう12月ですので、あと3か月しか予算の執行の余裕はございません。いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。今年度も残り僅かというところで、予算の執行のほうのことも考えなくてはいけない状況になっております。

ゆめマートの移動販売のスタートが、諸事情によりずれてしまったというちょっと一つの原因もございます。町のほうも、町内の事業所等々にも声かけのほうも進めたいと考えておりますし、また、準備が整い次第、ホームページ等でまた募集等を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 運行されているところの利用者さんのお声を聞きますと、とてもありがたいということで、それから、運転手さんというか、スタッフの方の対応もとてもいいということで喜んでいらっしゃいます。何もこの業者さんに対してのクレームは一つもございません。

ただ、買物の1点につき手数料が30円必要とのことでしたが、私は利用しませんので、このことは利用者さんから聞いて初めて分かりまして、やはり聞いたときはびっくりいたしました。買われる方には負担ではないかなと思いますが、まず、初めて利用される方のほとんどが慣れておられませんので、びっくりされるそうです。30円にまた消費税10%がかかりますので、33円払うことになります。車両の維持管理や燃料代、運転手さんの人件費とランニングコストがかかることでの手数料だと思いますけれども、業者さんがされることだから、町に尋ねるのはどうかと思いますけれども、町が協定を結んでおられますので、このことについてもお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。全国各地で移動販売車が運行されております。調べてみたところ、同様のスタイルで手数料の負担をお願いしているようです。お隣の五ヶ瀬町も、商工会のほう为主体となって、移動販売車のほうを運行されております。そちらのほうも、1点につき手数料は加算されている状況です。

確かに1点30円の手数料に抵抗感というものがあるかもしれませんが、ガソリン代等の

ランニングコスト等の経費を使って買物に行くことを考えれば、妥当な金額であるというふうに思われます。1点ごとの手数料ではなく、1回の買物ごとの手数料という方法も、事業者等と協議を重ねておりますけれども、その点については今後の課題ということで考えております。

先ほども申し上げましたとおり、民間事業所であります株式会社ゆめマートが地域貢献の意味合いを持って運行をされておりますので、長く継続していただくよう、十分協議を重ねながら、対応したいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 町のほうもいろいろ対応を考えておられるということで、今、課長がおっしゃいました1点に幾らでなくて、1回に幾らというのはとてもいいことだと思いますので、そうすると、買物されるお客さんも、利用者さんも計算がしやすいと思います。なので、それを引き続き検討をお願いしておきます。

もしかしたら、もう改善されたかもしれませんが、商品の消費税の課税について、商品への表示が税抜だそうで、いざ払うときはおおよそで計算して品物を選ばれますと、つつい30円の手数料と消費税の合計額が足りなくなり、品物を返されることもあるそうです。

ですので、消費者に分かりやすいように、税込み表示にさせていただくと、計算しやすいという意見もございます。ただ、ちゃんと車に消費税は内税でないことは表示してあるそうですが、この消費税の課税については、義務的にちゃんと課税した表示をすることになっておりますので、よろしかったら業者さんへお願いをしていただけないでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。事業所とは定期的に協議を重ねておりますので、表示方法等も含めて対応をしたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） まだ、走り出したばかりですので、初年度でございますが、やはりアンケートを取ったり、利用されていない地区からもそういうアンケートを取ったりして、ニーズを把握されたいかかなと思いますので、その点も含めて、今後の課題として検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、町道敷き除草作業についてお伺いをいたします。町道の管理について、草刈り業務を委託されている町道の本数は全部ではないと思いますが、どのような町道が対象になっているかお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。建設課において、町道の草刈り委託を実施しております。これはスクールバス路線と幹線道路の草刈りで、年1回、山都町内を6工区に分割し、37路線、119キロ、町道延長の約12%を実施しており、本年度は8月中に完了しております。

路線等級別内訳といたしまして、1級町道の主要幹線道路が12路線、42.8キロ、1級町道の割合で言いますと、1級町道の64%、2級町道で補助的幹線道路の路線が17路線、63.4キロ、2級

町道の35%、その他の町道が8路線で12.8キロとなっております。

また、旧町村別内訳としまして、矢部地区が9路線、19.6キロ、矢部から清和地区をまたぐ町道で4路線、18.9キロ、清和地区が12路線、51キロ、清和から蘇陽地区をまたぐ町道として2路線、5.3キロ、蘇陽地区が10路線で24.2キロとなっております。

草刈り業務委託につきましては、令和6年度において6工区で3,600万円ほど支出しており、全体町道延長1,052路線、943キロ全ての路線を実施することは予算的に確保できないため、地元住民の方をお願いしている状況でございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 路線の範囲、委託されている範囲を承知いたしました。その他の路線というところがどんな路線なのかと思いましたので、すみません、説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 山都町町道の格付に関する規則というのがございます。1級町道でいきますと、山都町の主要幹線道路網を構成する道路、2級町道、補助幹線道路網を構成する道路、その他の道路という区分がございますけど、1級、2級以外の道路ということになっております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 分かりました。分かりやすい説明ですが、1級、2級以外でも幹線道路、また、補助的な道路でなくても、その他の道路でやっぱりそこを委託されるというところが個々の理由があるかと思いますが、理由が述べられるようでしたらお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 住民生活におきまして、1級、2級以外にも、地元として幹線道路、この地区から国道、県道に出るためにはこの道路しかできないという幹線道路もございますので、それも含めて1級、2級以外ではなく、その他の道路も含めて実施しているところです。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 承知いたしました。町道によっては、個人でぽつんぽつんと点在しているところで、長い道のお一人で草刈りをされているところがありました。私も矢部地区でお友達に誘われて、ちょっとドライブがてらに連れていってもらいましたら、どんどん狭いところに入っていきましたので、いやいやここは農道だからちょっと引き返そうって言っていました。いやいやちゃんとした町道で、その先に家がありますよということだったので、安心して乗せていってもらいましたら、両方から草が生い茂って、本当なんか全部草をはらっていくような感じで走行していったんですが、なるほど行ってみますと、ちゃんとしたおうちがありましたので、たまたまそこにおうちの方がいらっしゃいましたので、わあ、ここは草刈りどうされていますかって、道のりが長かったものですから、どうされていますかって言ったら、いやあ、それは私が1人で切らなしょんなかけん、朝晩、暇暇に切りますたいということでしたが、いや、これは本当ちょっと何か片側でもとか、半分でもとか、何か少しでもお手伝いできるならばなど

思いましたので、そんな手助けは町のほうで考えられないのかなと思って、お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。町道の区域であれば、原則道路管理者である町が除草作業を行うべきですが、幹線道路しか除草作業が行えていない状況です。

建設課としましては、地元で除草を実施される場合に、区長、組長に代表をやっていただき、作業の省力化を図るため、バックホウに装着するハンマーモアのリース料をリース会社に直接支払う申請を受け付けています。除草作業に伴う機械借上料が令和5年度実績で21件、令和6年度11月末現在で35件と、年々申請が増加している状況です。

しかし、住民の高齢化が進む中、草刈り自体ができない。重機のオペレーターがいないので、重機の借り上げができないという集落も生じております。

山都町にとって道路は重要なインフラであるため、除草作業を含めた舗装補修等、町道の維持管理の方法及び手法について、今後、自治振興会と住民と協議を含め、検討していかなければならないものと認識しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） そうですね。それぞれ自治振興区がありますので、やっぱりその組織と協議をしながら、いろいろ困ったところは手助けをしていただきたいと思います。今、課長のほうからその方法もあるということをお聞きいたしましたので、それを期待したいと思います。

私どもの町道が、今年は契約上は8月いっぱいとなっているようですが、お盆過ぎて切られましたので、お盆まで切られると思って、特にキャンプ場もございますし、観光ルートでございますので、皆さん地域の方はいつ切られるんだろうかということで、本当待ち望んでおりましたら、とうとうお盆過ぎて切られましたので、やはりそこはやっぱり地域性というんですかね。こういう田舎はお盆に帰省されるということもありますし、特にキャンプ場は夏はいつもお客さんも多いので、良ければお盆前に終わるようにできないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。6工区に分けて除草作業を行っておりまして、平均で言いますと、1業者当たり約30キロほどの延長を請け負っておられまして、一応工期が8月末ということになっておりますので、30キロを一部ずれ込んだことは私も承知しております。その辺は発注時期、工期設定あたりを今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） なるだけ、やっぱり時期的にお盆までには切っていただくような御指導をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、住民検診について伺いをいたします。今年の秋健診、蘇陽地区は秋健診でございましたが、受付の待ち時間で町からの説明がございました。特にHbA1cの値が高い人の割合が熊本県でトップとお聞きしまして、もう本当に検診に行ったのに、何か心臓がドキドキした

ような、何しに行ったのかなというぐらい動揺いたしました。山都町がトップということは、この地域全体にその値の高い人の率が高いということなんです。いろいろ調べてみますと、その値が高い原因は分かります。この山都地区、山都町が高いという何か考えられる原因がありますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えいたします。まず、最初にHbA1cですが、検診を受診されている方には聞き慣れた、また、聞いたことがある言葉と思います。アルファベットでHbA、次に、数字の1そして、また、アルファベットのcの5文字で、HbA1cといいまして、このHbA1cは糖尿病の診断に用いられる検査の一つで、採決時から過去一、二か月間の平均血糖値を反映しております。この血糖値が高くなる状態が続き、きちんとした治療を続けないと、糖尿病が重症化し、網膜症ですとか、神経障害、また、腎症などの合併症を引き起こして、健康や生活の質を脅かすだけでなく、医療費の増大にもつながることから、町では糖尿病の重症化予防のための取組を以前から行っているところです。

厚生労働省では、このHbA1cの5.5以下を正常、5.6から6.4を保健指導対象者、また、6.5以上を医療機関での要治療者として区分しています。令和4年度の健診結果におきまして、5.6以上であった割合が82.8%で、先ほど議員がおっしゃいましたように、熊本県内で1位という結果でした。また、併せまして、小学校5年生、6年生でも同じ検査を行っておりますが、基準値以上のものが約30%と高い傾向にあることが分かりました。

これらの主な原因は、血糖値を下げる物質であるインスリンの働きが悪くなることですが、その背景として、1番に糖質の多い食事、2番目に肥満、3番目にストレス、4番目に運動不足、5番目に加齢、6番目に遺伝などの体質、7番目には薬物による影響、8番目に他の病気などが挙げられます。

山都町で高くなっている正確な原因については分かってはおりませんが、特定健診の受診者の問診票から分かることとして、運動習慣がない、1日の飲酒量が多い、週3回以上夕食後すぐに就寝する人の割合が、国や熊本県と比較して高いということが分かっております。

今年度は、先ほど議員がおっしゃいましたように、健診の待ち時間を活用しまして、対象者の多いHbA1cの値が5.5から6.4の方に健康教育を実施いたしました。また、健診結果により、そのほかにもメタボですとか、血圧、脂質、血糖の検査の値から、特定保健指導に該当する方には、矢部地区、清和地区、蘇陽地区の各会場に来ていただきまして、健診結果とともに個別指導を実施しております。

本日が矢部地区の秋検診受診者の方の結果説明会となっております。なかなか通知しましても、全員が来ることがないのも現状ですので、その方についても、今日来られなくても、個別にまた後で連絡を取りながら、結果についての説明ですとか、こうした方がいいですよという指導も踏まえて、必ず本人にお返しするようにしております。

さらに、HbA1c 6.5以上の方を重症化予防の対象者として、保健師、栄養士が個別に訪問ですとか、面談などで、直接的な保健指導を複数回行っております。さらに、以前からも載せて

おりましたけれども、広報やまとでは、今年度は8月号からシリーズ糖尿病としまして、ずっと連載した内容を周知活動として行っているところです。これでは、最近は子どもさん向けの記事も載せております。

昨年度につきましては、これまでの取組の評価や修正等を行いまして、令和6年度から令和11年度までの第3期保健事業実施計画、よく言われるデータヘルス計画というものですが、そこを策定して、その計画に基づいて実施をしております。

なお、令和5年度の検診結果におきましては、HbA1cの5.6以上の割合は79%に少し減少しているところです。

これからも対象者に沿った指導を継続しながら、重症化予防につなげ、健康寿命を延ばし、生活の質を落とすことなく、地域で自立した生活が送れるような取組を続けてまいります。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 原因をお尋ねいたしました。また、検診後の指導についてお伺いをしようかと思いましたが、御丁寧に検診後の指導についても御回答いただきまして、ありがとうございました。

要するに、先ほど何点か、原因、要因というのを挙げられましたが、私なりに判断いたしますと、やはり日頃、いかに正しい生活習慣を送るかということではないかなと思いました。

そこで、ちょっと頭によぎりましたが、福祉課ではびねすポイント事業をされております。あれには、体操したら1ポイントだったのですかね。体操したら何ポイントとか、もうちょっと、それをやっぱり生活習慣病をちょっとですね。正常な生活を送るという取組、全体的な取組がやはり必要じゃないかと思います。

以前、蘇陽では健康づくりがあってございましたが、ただその値が高かった人だけを検診後に指導するんじゃなくて、もう山都町全体、全員の人を対象にした健康づくりが必要かなと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えします。議員おっしゃるとおり、個別の重点指導はもちろんなんですけれども、ポピュレーションアプローチとよく専門職が言っておりますが、皆様が集まる場で広く周知することとても大事かと思っております。ここ二、三年、コロナ禍で、なかなかそういう活動ができなかったのも一つは要因としてありまして、集団検診におきましても、職員はもとより食生活改善推進員の皆様にも、ここ一、二年できてなかったその減塩の食事ですとか、生活習慣を見直す、野菜を取るなどの周知活動にも、特に今年度は皆さんで配置、順番を考えて、ずっと出ていただいたということもあります。

運動習慣がないというのが、昨年度、保健師の研修生が来たときに、やはり町の評価をしまして、特に40代、50代の男性において、運動習慣がないということも結果として報告されておまして、その頃にパスレルがまだできる前だったんですけれども、パスレルでぜひ運動をするような取組をしてはどうですかということも、逆に町に提案していただいているところです。

今年度はちょっと絞った形でスリムアップセミナーということで、手始めに、ちょっとメタボ

の方を対象には1回、今、運動指導士に御協力いただいて、パスレルでこういうのがありますよというのは行っておりまして、もう1回、明けてから行う予定ですが、ちょっと全体までには呼んでおりませんが、なかなか特に農業従事されている方が多いので、時間が取れない方もいらっしゃるかと思いますけれども、家でできる簡単な運動ですとかも含めて、広く続けられるような運動ができるように、町からも予防のためにも広く周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） パスレルとも連携をしながら取り組んでいきたいというお答えをいただきました。ぜひそのように取り組んで、1ランクでも下がるように、急には下がらないと思います。生活習慣病でございますから、二、三年後には、真ん中以下ぐらいに下がるように取組をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

では続きまして、服掛松キャンプ場の管理についてお伺いをいたします。前期5年間の管理期間中の管理不足を受けて、その後、町としてチェック機能はどのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。服掛松キャンプ場の指定管理者におきます管理業務につきましては、基本協定書に基づきまして、毎月の業務報告書により確認を行っているところです。

報告書の内容につきましては、1点目に収支報告書としまして、月ごとの売上げや営業経費、入場者数等の報告、二つ目に管理業務報告書としまして、芝刈りや草刈り、各種の設備点検及びメンテナンス状況と加えて、イベント状況等の報告を確認しているところです。また、随時でございますが、私自身が現地に足を運びまして、キャンプ場の担当者から管理状況等の聞き取りや現場確認を行ってきたところです。

前期の反省を踏まえまして、現地での確認等を行うことによりまして、指定管理者におけるキャンプ場管理業務に際し、日頃から、現場管理や職員の人的教育に対して意識づけを促していきたいというふうに思っているところでございます。

今後も監督責任を果たすべく、適切な指導を行っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 課長がおっしゃるとおり、本当ちょうど昨年の今議会12月の定例会でのいろんなこの指定管理をするときに、るる問題が発生したことを御指摘を申し上げましたが、やはりそのときの私個人としては、町の監督不足だったと思いました。何のために、毎月、管理報告書を出させるのか。ただペーパー上で出させて、そのまま閉じておったということだと思いますが、今お聞きしましたら、課長が自ら足を運んで、現場に行ってみておられるということで、安心をいたしました。本当にそれが本来の姿だと思います。当時の担当者、そして課長は退職を

されました。係長も異動されて、今、新しい体制には前任者は誰1人もおりませんので、そのことが心配でございましたが、これまでもその間いろいろ地域とのトラブルもありましたけれども、その都度、課長が本当に真摯に向き合って、もう間髪入れずすぐ動いていただきまして、解決をしてきました。本当、何か月もない中に、課長の姿が見て取れましたので、もう本当に今後はそのようなことがないなということは私自身も感じておるところでございますので、ぜひともその管理監督については、十分に今の姿勢でいってほしいと思います。

2番目に、昨年12月定例会前に、服掛松キャンプ場を含む蘇陽峡周辺の景観と環境を守るための要望書を議会への陳情と同日付で町長宛て提出されましたが、その後の要望の取扱いについて、どのように検討されたのかをお尋ねします。

議会への陳情書は、9月議会で審査報告書が出されましたが、一部採択ということで、陳情者の願意をお取組いただけなかったことは残念なことでした。要望書に協働体制のイメージ図を掲載してありますが、このイメージ図は、実はキャンプ場の職員さんが考案された図であります。指定管理者と蘇陽峡周辺整備委員会、そして長崎地区住民の三者が手と手を取り合って協働体制でキャンプ場を盛り上げていこうということ、考えていただきました。手と手を取り合っただけということで、三者の縁を重なり合わせたものです。

課長と町長におかれましては、要望書を提出されたときはその職務ではございませんでしたので、御存じなかったと思いますが、改めてその件を申し添えた上で、要望についてのお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。御質問の要望書につきましては、昨年10月26日に服掛松キャンプ場を含む蘇陽峡周辺の景観と環境を守るための要望書を提出されており、当課にて受け付けを行っておるところです。私も熟読させていただきました。

要望書の趣旨としましては、蘇陽峡周辺の景観と環境の維持のため、1点目に、長崎地区のキャンプ場運営への参画、2点目に、服掛松キャンプ場の整備及び周辺の景観と環境維持ということとを求められているものだと読み取っております。

1点目に係る本町の指定管理者制度につきましては、民間事業者等の有するノウハウを活用することによりまして、その施設の効用を増加させることを目的として導入しているところでございます。

各事業者の選定につきましては、外部委員を含めた委員会により候補者を選定いただきまして、最終的に議会の議決を得ることで、現在の指定管理者により管理がなされているところでございます。

2点目に係るキャンプ場内の維持管理等につきましては、昨年、議員御指摘のとおり、一部不適切な部分が発見されております。議会からも積極的に指導していくべきとお叱りを受けており、改めて適正な指導、監督の実施に努めてきたと考えているところでございます。

町としましては、以上の考えの基に、服掛松キャンプ場の指定管理者における適正な管理業務を促してきたというふうに考えております。

しかしながらというところでございます。この要望書を前段申し上げました。読み解きますと、

地域の皆様におかれまして、キャンプ場を含めた地元への愛着や自然環境を含めました環境維持への思いが大きく感じられると思っております。地域のみんなで頑張りたいとの気持ちが込められていると感じております。

そのような地元の思いを踏まえ、指定管理者に対しまして、まずは地域活動への協力、例えば地域での空き缶のごみ拾い活動への参加、また、従業員における地元の皆様への挨拶運動など、地域と指定管理者の良好な関係性づくりに努められるよう、私自身が口頭ではございますが、行動を促しているというところでございます。

また、所管課としまして、少々主観が入りますが、キャンプ場のような施設につきましては、地理的な自然環境の美しさや雄大さも魅力の一つであると思っておりますが、感覚的なものとして、キャンプ場に流れる非日常的な時間や空間と共に、田舎ならではの安心感やほのぼのとした雰囲気というものを感じられることも大きな魅力の一つかなというふうに考えているところです。

そのためには、指定管理者において地域住民との関わりを持つことで、一体感のある雰囲気づくりなども大切なのではと考えているところでございます。

今、私が申し上げましたことは基本協定書に明記している事柄ではございませんが、キャンプ場を運営していく中で、周辺環境も含めてということで、そのような観点も含めて、指定管理者と地元住民との融和や協力関係を促しまして、よりよいキャンプ場運営につなげていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ありがたいお言葉いただきました。地域住民とのコミュニケーションが必要ということだと思いますが、課長からは十分なお答えをいただきました。町長としての考えがあれば、お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。服掛松キャンプ場につきましては、私も以前から十分承知しておりますし、あの雄大な自然に多くの方が来ていただける、本当に山都町の誇りであるキャンプ場であるというふうに考えております。

その上で、現在、指定管理者を指定して、運営のほうはしていただいておりますが、先ほど課長が申し上げましたように、あの施設があります周辺の住民の皆様方とともに、キャンプ場というのはこれまで守られてきたものでございますので、町におきましても、指定管理者の方々がぜひ地域住民の方と融和を持ちながら関わっていただくことによって、地域挙げてのキャンプ場というような場所になればというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ありがとうございます。そうですね、地域との融和があって初めて、キャンプ場がこれまでも成り立ってきましたし、あれまでに、国道から入るところも私たちの地域でちょうど管理しておりますので、空き缶拾い等もしておりますが、申し上げて申し訳ないん

ですが、やはり作業しているときに管理者が通られます。けども、その間を縫っていかれるということで、ちょっと車を止めて、あら大変ですねとか、じゃあ、帰ってすぐ、誰か1人を応援に頼むとかいう姿が見えませんでしたので、もう何回かありました。ここ二、三年ですね。ちょうど台風の後とか、後片づけとか、草刈りのとき、たまたま3回ほどそういうことが私の感じたところ、3回ほど通られましたけども、まさにそういうことが、車の窓を開けて挨拶するということもなかったんです。

ですが、基本的には、人としての、今、課長と町長が言われましたように、やっぱりそこは1人の人として、挨拶運動とか、挨拶をするというのはもう大切なことだと思いますし、そこが地域とのやっぱり信頼性につながると思いますので、ぜひともそういうふうに、また、御指導いただければ、地域の方も、また、これまで同様に親しいお付き合いができると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では次に、有害鳥獣被害についてお尋ねをいたします。アナグマによる被害が今年は特に多発しているようです。トマトも栗もトウモロコシも被害額は相当なものです。イノシシ用の電気柵は電線の下を楽々ぐっていきますので、アナグマには対応できません。くくりわなか、小型の捕獲器しか捕獲は難しいんですが、令和5年から3年間の御船町との鳥獣被害広域防止計画の中では、アナグマの捕獲数は毎年100頭で、小型用箱わなを毎年3台購入することとして取組内容は計画されていますが、捕獲器の購入は予定どおり購入されておられますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えいたします。議員から御質問の御船山都鳥獣被害防止計画についてですけれども、この計画については国の補助金を受けるために必要な計画となっております。

議員もおっしゃいましたとおり、この計画の取組内容として、令和5年度から令和7年の各年度において、イノシシ用箱わなは10台購入や、小型獣用箱わな3台購入と記載をしているところです。イノシシ用箱わなにつきましては、使用されていないものも散見されますので、有効活用を捕獲隊にはお願いをしているところでございます。必要がある場合は、捕獲隊と協議しながら導入をしてまいりたいと考えているところです。

アナグマ等の捕獲をします小型獣用箱わなにつきましては、現在21台を所有しております。随時貸出しを行っておりますが、現在のところ貸出し数については余裕があるところでございますので、購入はしておりませんが、これも必要があれば整備をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれも山都町鳥獣被害防止対策協議会と協議しながら、より一層の鳥獣害の被害防止対策を実施してまいりたいと思っているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 私も蘇陽支所にお借りしに行きましたが、ほかに借手がおられ、しばらく待つことになりました。箱わなの整備ができれば多くの人が捕獲することができ、被害も少

しは防げるのではないかと思います。

また、捕獲の助成金は1頭500円ですが、500円では見回りの燃料代にもなりませんし、捕獲隊の意欲を高めるためにも、イノシシ、鹿と同額か、せめて半額の5,000円にならないか、お尋ねをいたします。一緒に計画をしております御船町に尋ねてみましたら、イノシシと鹿は1万2,000円、アナグマは1,000円だそうです。ちなみにお隣の五ヶ瀬町は、アナグマは3,000円助成されます。

このことから、助成金の値上げのお考えはいかがか、お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） アナグマの被害についてですが、その被害が拡大していることについては、認識をしているところでございます。

アナグマにつきましては、令和5年度から、1頭当たり500円として捕獲対象としているところでございます。県内のアナグマに対する捕獲助成金の単価については、1,000円から2,000円のところが多いようでございます。

議員もおっしゃいましたとおり、郡内では御船町のみが捕獲対象としておられまして、1,000円となっているところでございます。

これまでにアナグマの捕獲助成金としての実績は上がってきておりませんが、この上がない要因としましては、単価の部分が安いからかなというふうに考えているところでございます。今後見直しを進めていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） では見直しの検討をよろしくお願いしたいと思います。

2番議員から先ほど要望がございましたが、殺処分した後の全頭受入れを私も要望いたします。イノシシ、鹿を合わせると7,000頭近く、ジビエ工房に受け入れられるのもありますので、それにしても6,000頭を超えますので、それが毎年ですので、相当の数が埋設をされておりますが、将来的に地下水汚染につながりはしないかと心配しておりますので、このことから、町で全頭を受け入れていただき、焼却処分をする方向で要望したいと思います。再度お答えをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えいたします。先ほど御質問があったところでございますけれども、埋却するのか、焼却するのか。また、有効利用を考えていくという方策も今いろいろなところからも提案を受けておりますので、そういうところも総合的に判断しながら、まずは財政的な結構負担が生じるということもありますので、そこら辺も鑑みながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 分かりました。では、御検討のほどよろしくお願いいたします。

それでは、最後の森林の立木伐採、造林についてお尋ねをいたします。主伐後、土地所有者は計画的かつ確実な植栽及び保育をしなければならないと、森林経営管理法で定められております。伐採後、植栽をされないところや作業道について、大雨による土砂災害のおそれも懸念される場所ではありますが、天然更新をされる場合もございます。

伐採及び伐採後の造林の届出の現況についてお尋ねをいたします。なお、植栽及び保育をする場合の森林整備の各種補助金について、予算に限りがありますので、補助を受けられないことや、業者間で、業者次第では補助の内容も変わるといった話も聞き及んでおりますが、本当にそのようなことがあるのかも併せて伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えをしたいと思います。令和5年度の届出状況ですが、皆伐が163件の91ヘクタール、択伐が27件で7ヘクタール、間伐が40件で35ヘクタールとなっております、全体で133ヘクタールの伐採となっております。

令和5年度に伐採届があった分につきましては、造林に関する状況報告、いわゆる造林が完了した報告となりますけれども、これまでに報告があったものは2件で1ヘクタールとなっております。令和5年度に伐採があった分につきましては、令和6年度に確認をしていくこととしておりますので、実際にはもう少し造林されているものと思われます。

しかしながら、造林が進んでいないのも事実でありまして、現実的な数字はちょっと把握しておりませんけれども、1割程度、1割弱ぐらいかなと思っているところでございます。造林が進まない要因は幾つか考えられますが、一つには、山林所有者が山林経営に関心が薄く、計画的に山林の管理が行われないこと。また、森林組合等が中心となって造林を行っておりますが、労働力不足等によりまして、造林事業が思うように進まない背景がございます。

それから、森林整備の各種補助金につきましてはですが、森林整備につきましては各種補助金がありまして、国の森林環境保全直接支援事業や間伐等森林整備促進対策事業があります。また、県の事業としましても、間伐や造林等に対する補助金がございます。

今回のお尋ねの件につきましては、各自治体による町単独事業による補助要綱の違いによるものと思われますが、本町におきましても、山都町森林整備事業を実施しており、森林経営計画を策定している者または特定間伐等の実施主体位置づけられている者を対象に補助を実施しております。これには国や県の事業を活用することが条件となっており、各事業者から事前に要望があったものを取りまとめて予算化をしているところです。

お尋ねの件は植林後のシカネットの助成についてかと思っておりますけれども、本町においては助成対象とはしておりません。他の自治体においては、補助対象としている自治体もあるようでございます。

これらの課題を踏まえまして、現在、森林組合、林業代表者、県、矢部高校の教諭の先生、森林管理を含めまして、森林整備に関する検討を進めておりますので、その中でしっかりと協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） これをもって、8番、藤川多美君の一般質問を終わります。
ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 皆さん、こんにちは。議席10番、吉川でございます。

年末のお忙しいときに傍聴にお越しの皆様方、本当にありがとうございます。令和6年第4回定例会であり、今年最後の質問者となります。どうぞよろしくお願いいたします。

本当、皆さんも思っているんでしょうけれども、本当に暑かった夏から一転して冬の気候となりました。山々うっすらと雪化粧していて、里では紅葉が色鮮やかとなり、秋と冬が同居している様子は珍しくも、また美しいもので、私たちの目を楽しませてくれましたと思っていれば、この二、三日の寒気でございます。一気に葉も落ちてしまい、冬景色が濃くなってきたようです。

清和地区では恒例のイルミネーション点灯がされ、ドライバーの目を楽しませてくれています。今年で5年目とお聞きしましたが、清和の商工会の皆様が地道に電飾を増やされ、見事な輝きを放っています。1月半ばまで点灯されますので、ぜひ御覧いただきたいと思います。

また、清和文楽においては、秋のシーズンは小学生の社会科見学もあり、休みなしの大活躍でした。1月のワンピース文楽の新春公演、3月にはアメリカのワシントンで開催される桜まつりのオープニングイベントに招待されております。過去にもアイルランド、イタリア、ギリシャ、韓国などと海外公演もしてこられました。私の友人がこのニュースを聞いて、山都町の観光大使じゃないのと言いましたが、まさしくそのとおりだと思います。

さて、本日は、消滅自治体などと言われながらも、ここに住む人たちが、また移住してきた人たちが心配なく暮らすためにはどうしたらいいのかを考えたいと思います。課題は山ほどあります。スーパーが閉まる、病院が閉まる、保育園や小学校が縮小する、農業をはじめ事業の後継者が不足している。住民の高齢化で地域の環境保全が難しくなっているなどなどです。

今日は、その中で住環境の整備、子育て環境の整備、予約型乗合タクシー、デマンドタクシーの現状、買物弱者への配慮などをテーマに伺ってまいります。

また、今回最後の質問ということで、前の4名の議員と質問が重なる部分もございます。足したり引いたりしながら質問させていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） それでは、通告に従ってまいります。

まず、6月に就任された坂本町長ですが、御自身の行動を毎日のように御自身のSNSで発信

をされております。町長のお仕事が見える化されていていいことだと思っておりますけれども、しかし、お忙しいですね。今日は熊本、あしたは東京、そして関西、帰ってきたかと思えば、福岡で会議に出席と。強行スケジュールの中で動いていらっしゃる。もちろん動かれている先はどれも大事で、新町長として顔を出さねばならないもの、顔を覚えてもらわなくちゃいけないもの、町長が参加せねばならないものです。町長はトップセールスマンとして、山都町をあちこちとつながねばなりません。

しかし、役場の不在の日が多いようで心配をしております。町長が不在の時における意思決定や事業の確認などはどうなっているのでしょうか。もちろん町長の後ろに控えていらっしゃる課長の皆さん、町長の補助機関としてその業務に当たっていらっしゃることは存じております。町長と課長の連携はどうなっているのか。町長はお若いとはいえ、健康への心配はないのかなども心配しております。現在、町長の隣の副町長席が空席です。その席は必要だと思っておりますか。思っておりますとすれば、現在どのような段階に入っているのかを伺いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。6月に就任以来、行政分野の公務だけでなく、様々な団体の皆様方から御案内等をいただいております、多くの方と直接お話ができる機会をつくりたいといった思いから、できる限り参加するように調整をしております。

しかし、全ての御案内に対応することはできず、お断りさせていただくこともあり、申し訳なく思っております。

公務におきまして、出張した場合には、各課長とは町のほうのソフトを使いながら、情報の共有はできる限りしながら、滞らないように業務は行っているつもりではありますが、副町長の存在につきましては、私がまちづくりを行う上で、身近に相談できる方がいることは町の公益にもつながるものであり、早期の選任が必要であると考えております。

私が考える副町長のあるべき人材としては、まず、山都町に対しての愛着を持ち、私とまちづくりに対する政策を共有できる方で、その他、国や県とのつながりがあり、行政にもお詳しく、私が信頼できる人が適任であると考えております。

副町長の役割としましては、町組織規則に規定しております副町長の専決事項をはじめとして、役場内の状況等に目を配っていただきながら、対外的に私の代役も担っていただきたいというふうに考えております。

現在、私なりに情報を集めながら検討しているところであり、現時点としましては、調整中としかお答えできませんが、先ほども申し上げましたとおり、できる限り早期に選任できますよう、人選が整えば、しかるべきタイミングでかかる同意案を提案したいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 分かりました。やはり副町長の存在は必要ですね。ぜひ適任な方、本当に町長の補佐役としての方が早く見つかりますように、期待をいたしております。

では、次の質問に進みます。住環境の整備についてなんですけれども、山都通潤橋インターが

今年の2月に開通してから、春休み、ゴールデンウィーク、夏休み、秋の行楽シーズンと明らかに車の量が増え、お客様が増えました。町に来られる方は口々に、近くなりましたね、便利になりました。また、来ますとおっしゃいます。

この矢部地区の中心地から市内や周辺地域へは、完全に通勤圏内になったと言えると思います。このメリットを最大限に生かしていかなければと思うところですが、まずは移住者の窓口となっている山の都地域しごとセンターでの情報はどうなっているかということ。そして、需要に対して供給が追いついていないというふうに、空き家のほうですね。住環境が追いついていないというふうにも聞いております。

先ほど申し上げました交通の利便が高まって、市内からの問合せが増えているとも聞きました。実際の動向はいかがでしょうか。数値的なものが分かれば教えていただきたいですし、事前に伺ったところ、現在の空き家登録数は51件、うち35件が紹介可能物件というふうにされていました。つまり、この差の16件は紹介が不可能というふうな意味なののでしょうか。それをちょっと教えていただきたいというふうに思います。登録時に紹介可能か不可能かの判定ができないのでしょうか。また、移住者への計らいとして短期滞在者住宅の提供があります。これは大変重要な施設であって、そもそも蘇陽地区に始まったものが、今では清和、矢部にも、それなりの短期滞在者住宅が用意されております。

しかしながら、今これが満杯だそうで、次なる希望者への提供につながっていないというところが大変厳しい状況かなというふうに思っています。短期滞在者というのは、次なる住まいが見つかるまで、あるいは、山都町はどんなものかなというふうなことをお試しするために、1年を期限として滞在をしていただくものですが、事情によっては延期をされている場合もあり、個々の事情を思いやるのは大変大切。1年たったから早く出ていってくださいというのは、やっぱり厳しいものがあるんだろうというふうには思うんですが、全てがそうなると大変ですので、条件の見直し等も必要ではないかというふうに思っております。検討はされていますかという点について、まずお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） お答えいたします。初めに、空き家バンクの活性化策というところでお答えしたいと思います。

空き家バンク制度は、移住、定住を目的として住まいを求められる方に空き家を有効に活用してもらうため、平成28年度から設けております。令和6年12月現在の登録件数は51件です。制度開始から8年間で契約に至ったのが、賃貸が119件、売買が34件の合計153件です。九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジが開通したことが要因であるのかは分かりませんが、今も相談の件数は増えているというふうに聞いております。

現在、さらなる制度の活用に向けて、山の都地域しごとセンターで空き家の管理や整理について説明した冊子を作成中です。完成後は、空き家バンク制度の利用者や相談者、また、希望者に配布をしていく予定だと聞いております。

また、来年度は空き家の対策セミナーとして、司法書士や弁護士を講師に招き、相談会や講演

会を開催する予定です。空き家バンク制度を活用して、貸手と借手のさらなるマッチングが可能となるよう、事業を進めていく予定です。

それから、短期滞在施設のお尋ねもあったかと思います。短期滞在施設は御存じのように、町外から本町への移住を希望または検討される方が移住に向けての必要な調査や準備を行ったり、町民や町内集落との交流を実施する間に滞在することができる施設として、貸出しをしております。現在14棟のうち入居されているのが13棟です。原則的に入居可能な期間は最長1年間としておりますが、特別な事情がある場合は延長も認めております。特別な事情というのは、主に物件は見つかっているものの、すぐに住めない状態などで、改修に時間がかかっているとか、そういったものが理由になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 短期滞在者住宅についての御説明ありがとうございました。やはり1年間という期限の中で、本当にこの山都町に向き合いたいという希望で住んでいらっしゃるわけで、そうでないということが分かれば、退出されるわけですね。

だけれども、やっぱり1年間いらして、今、本当御説明にもあったように、改修に時間がかかっていると、そういった事情もあるんだと、どういう事情をおもんばかって、期限を延長されているのかという個々の事情があるかとは思いますが、本当にここに住みたいという思いで1年間もいらっしゃるわけなので、やっぱり次につなげていく、いろんな材料の提供は必要ではないかなというふうに思っているんです。

それで、今、空き家バンクに、この8年間を見れば、かなりの数がさばけていっているというふうに思うんですが、やはり今も地道に問合せが増えているということも鑑みますと、この登録されている物件がなぜさばけないのかなとかというふうなことも思います。

一つに、今の短期滞在者からすぐに移れないというふうな事情もある中で、改修に多額の時間やお金を要するということがあるんじゃないかなというふうに思っています。町からの改修助成金はありますけれども、100万程度では取りかかれないと思われる物件が多いのではないのでしょうか。

以前から提案しているサブリースの方法は検討されていますでしょうか。町が空き家を買取り、あらかじめ改修をして希望者に貸し出す。町営住宅のようになるわけなんですけれども、家賃の形でかかった費用を回収していく。改修ができたなら、その方にまたお譲りするなり、何なりですね。そういったのがサブリースだというふうに思っているんですが、せめて水回り、浄化槽あたりの改修を済ませてから提供するということができないのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） お答えいたします。サブリースについては、これまでの議会でも御意見をいただいているところなんですけど、改めまして申し上げておきますと、この事業は、自治体が所有者から空き家等を長期で借受け、そして必要な改修を行い、移住者等へ賃貸を行う制度です。

この事業のメリットは、住宅を新しく建築するよりも低予算で事業を行うことが可能となり、自治体による借受けとすることで、入居者や所有者の安心感も生まれることではないかと考えております。

また、自治体による空き家改修工事に対しては、国または県の補助金を活用することが可能となります。住宅所有者の管理負担軽減にも、それはつながるのではないかと考えております。

しかしながら、サブリースの住宅の選定については、まずはしっかりとニーズ調査を行うことが肝要ではないかと考えているところです。行政側にとっては住宅の維持管理、修繕、家賃の徴収など、業務が増えることにもつながります。

また、先ほど議員も申し上げられたように、住宅の程度によっては、耐震診断や耐震改修が必要となることも考えられますけれども、その分かかる費用も増えてまいりますし、その改修費用を家賃の設定に反映しなければなりません。現在、空き家バンクに登録してある物件で、改修のいない、または少ない改修で済むような程度の空き家は残念ながら少数です。

このような課題がありますので、まず、町としては、適正な空き家の管理をお願いする観点から、空き家の所有者や関係者向けのセミナー開催、それから、空き家の管理について説明した冊子、パンフレットの作成、配布をまずは進めていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） サブリースの困難という部分、メリットとデメリットがもちろんあるわけですし、私もちょっと今回、空き家物件どんなのがあるかなと思って、ざーっと見させていただいたんですが、やはりもうきちんと片づけられているものもあれば、まだおうちの中のもの散乱している。あるいは、写真で載せることが一体何なのかなって、ちょっと疑問にも思ったところなんです。そういった片づけ業者といいですか、そういったところに委託して、本当にきれいに一応もろもろのものを片づけた上で内覧をしてもらうとかですね。何かそういったことも大事じゃないかなというふうに思いましたし、対象になるような物件が数少ないですとおっしゃったわけなんです。ニーズがあるかどうか分からないというふうにもおっしゃいましたが、今、問合せが本当に増えているというところで、物件が少ないというのは事実であります。

地理的な条件もあると思いますが、やはりインターからの今言った通勤圏内というようなことを考えたり、あるいは、農業者に対して、圃場と近いところの物件をサポートできたりというふうなところを考え合わせますと、その中からでも幾点が選ばれて、挑戦される価値はあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

さて、高速ができたことのメリットの話なんです。私が25年ほど前にこの地に引っ越してきたわけなんです。やはりこの自然環境の中で子育てをしたいという思いからでした。日常はここで暮らし、仕事は市内やその周辺へ通うことが可能と考えました。日常の暮らしの中で、暑さ、寒さの季節を知り、朝は鳥の鳴き声、季節の花々を見、初夏には学校の行き帰りに野いちごをほおばり、夕飯を食べたら蛍を追いかけるなどの生活は豊かなものです。

そのような生活のメリットをアピールすべきだと思いますが、どういうふうな方策をお考えで

すか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） お答えいたします。九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジの開通で、熊本都市圏への通勤も十分と可能となりました。この交通の便を生かしながら、町の豊かな自然環境を売りにした快適に生活できる町のアピールは、おっしゃるように重要だと考えております。

これまで町では移住定住事業として、空き家の改修に係る補助金や住宅の取得に係る補助金制度の創設、また、宅地の整備として山都テラスの分譲などを行ってまいりました。平成30年に整備しました山都テラス10区画に関しては、分譲開始から短い期間で完売に至った経緯もありまして、宅地についても、今もなお一定の需要はあるかと考えております。

現在の移住、定住に係る補助金制度や空き家バンクの周知とその活用については、これまでも行ってまいりましたが、加えて九州中央自動車道の延伸など、生活環境も改善されていきますので、山の都地域ごとセンターをはじめ、関係する機関と連携しながら、町への定住アピールを続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今のそのメリット感なんですが、こことは全く条件が違うところですが、実は先月、全国フットパス大会というのが美里町で繰り広げられて、山都町のコースも2コース御案内したとこなんです。そのときに、前開催地の福島県西郷村というところ、村です。2万人いらっしゃいますけど、村です。そこが非常に村なんだけど、人口増加であると。村長さんをちょうどお迎えしましたので、お話を伺ったところ、何しろ東北新幹線の入り口である白河が西郷村にあるわけなんですよ。それで、もう完全に都市圏への通勤圏になったということで、ここでは、もちろんうちと事情が違うので、新幹線の補助を出したと。そしてやっぱり宅地がまだ安い西郷村で子育てをしませんかというふうなことで、非常に今、人が増えているというふうな話をつい最近聞いたので、やっぱりこういったメリット感をしっかりとアピールして、人口増につながるように挑戦をしていただきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

4番目については、町長に伺います。

今、平岡課長からも、山の都課長からも言うていただきましたように、過去にもいろんな挑戦をしてまいりました。空き家バンクの活用もありますが、平成30年になりますかね。山都テラスというような住宅分譲地。そこはそもそも前々町長が、宅地の分譲ではなく、建て売りの予定だったというところありますが、方向転換をされて、宅地の分譲地にされた。今、課長からおっしゃったように好評であった。そして、令和4年にはPFI方式で建設した町なかのメゾンドおおりのような新しい形、あれも応募者が殺到したかというふうに記憶をしております。

そのような方法がいろいろあるわけなんですけど、空き家バンクの新しい、いわゆるマンションのような建物であったり、またはやっぱり思い通りの住宅が建てられるような宅地の開発であったり、そういったものがいろいろあるわけなんですけど、一体どれが山都町にフィットした政策だと

いうふうに、今のところお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。令和6年3月に策定いたしました山都町住生活基本計画の中では、基本理念といたしまして、安全、安心、快適で暮らし輝く、住みやすい、住み続けたい山の都を掲げております。

町では、この基本理念の下、四つの基本目標を定めており、これを進めていく考えでございます。魅力ある住まい、環境づくりを進めていくには、まずは、町民をはじめ、移住希望者のニーズをしっかりと把握した上で、既存住宅と空き家の利活用の促進、宅地の整備の検討などを考えられると思います。

住環境の充実というところでは、空き家の改修や新規住宅の取得については、現在、町の補助金を活用できるということでございます。また、宅地の整備及び販売につきましては、昨年度公有財産の利活用につきまして、概略ではございますけれども、検討を行っております。官民を問わず、宅地造成など、住環境の整備を推し進めて、町の魅力を高め、山都町の自然環境の豊かさや向上した高速道路の利便性などを踏まえた具体的な計画策定を今後早急に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ぜひ計画に則ることも必要でしょうけれども、この機を逃さず、しっかりと対策を立てていただきたいというふうにお願いいたします。

それでは、次に、子育て環境の整備についてです。定例会冒頭の提案理由の説明の中で、町長もおっしゃったように、私も10月の最終週に開催された保育園の再編説明会、義務教育学校の予定変更の説明会、そして、県立高校の再編に伴うワークショップと、3日、3夜連続の会に参加して、つくづくどこも切り離して考えられないなと思ったところです。矢部高の存続を願うなら、保育園、いや、その前の世代の定住策などから考えねばならないことでしょう。

そこで、今行われているそれぞれの会議を同じテーブルで考える組織を立ち上げるほうがいいのではないかとこのように思っているのです。義務教育学校については、町の東西に2校の案が示されました。昨日の4番議員の質問に対しての答弁の中に、義務教育学校の建設には新設の場合41億円、清和中改修に19億円、蘇陽中改修に14億円という額が示されました。

清和に建設が予定されていたときより増額したと思いますが、それは多分集まる児童生徒の数が変化したからではないかというふうに推察しております。どうせこのような巨額の予算を投入するならば、複合的な意味を持つ建物を造ったらどうなのかというふうに私は考えています。

その清和地区に義務教育学校建設のときの説明資料には、人口減少社会において、教員だけではなく、より多くの人と接することが大切で、地域に開かれた場となることが望ましいというふうな文言がありました。この際、学童は福祉課の管轄ですなどの答弁はやめていただいて、課を超えた話をすべきだというふうに思っています。

折しも昨日の講演会では、重層的支援の大切さを学んだところです。囲い込まずに、いろんな人がいろんな気づきをしながら、早期に支援ができることもあるのではないのでしょうか。総合教

育会議の中では、町長も教育長も、教育行政に関しては共通した見解をお持ちだというふうに思います。どちらからでもいいですので、今の私の提案についてお答えをいただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。本町において少子化が今後のまちづくりにおける最重要課題であり、安心して子どもを産み育て、よりよい教育環境を整えていくことは、優先すべき施策であるというふうに考えております。

子育て環境の整備につきましては、保育園、小学校、中学校、高校の連携、そして医療、就労、住まいの確保など、常に幅広い視野を持ち、取り組む必要があるというふうに認識しております。

保育園再編につきましては、現状を踏まえて、公立保育園の休園を行うこととしております。義務教育学校の設置につきましては、清和、蘇陽地区の義務教育学校について、通学時間1時間以内を念頭に、よりよい学校の開設場所の検討を行っております。

義務教育学校の開設に向けた調整に合わせて、放課後児童クラブの検討も必要になりますが、それぞれ担当する福祉課と学校教育課とでお互いに情報を共有しながら進めていく必要があります。

また、県教育委員会において、人口減少が進んでいる地域における県立高校の在り方について、県内各地でワークショップを開催され、より魅力的な学校づくりの取組を進められています。

矢部高校は本町に唯一の県立高校であり、町民の皆様が矢部高校の将来に関心を持っていたき、関係機関御協力の下、存続に向けた取組を進めてまいります。

議員お尋ねのこのことは切り離して考えられないとの質問でございますが、現時点で、例えば保育園と小中学校一貫の義務教育学校との同施設への運営や、義務教育学校と高校の一貫校などについては、特に現在のところ検討は行っておりませんが、福祉課や教育委員会をはじめとした関係する部署で様々な取組を進める上で、私を筆頭に、縦割りにならないよう、常に横断的な情報共有をしながら、各種事業に取り組んでいるところでございます。

その取組を継続しつつ、来年度改定する予定の総合計画においても、多方面の御意見をお伺いしながら、子育て環境の整備に係る横断的な取組を織り込んでいきたいというふうに考えております。

山都通潤橋インターチェンジの開通、九州中央自動車道の延伸を大きなチャンスと捉え、子育て世代が住み続けたい町になるよう、子育て環境整備に取り組んでまいりますので、議会、議員の皆様をはじめとした町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） もちろん、昨日の講演会の中で重層的の話の中で、やっぱり縦割りの、よくなさっているのも、しっかり学んだところですね。今もちろん、そんなことがないように、横の連携をしっかりしながらやっていきますというふうな答弁でございましたが、やはり何か形として、本当にそれぞれの会議に出る中で、そこは福祉課なんですとか、ここは生涯学習課なんですとかというふうなことの説明ではなく、やはりその人たちが一つに集まって話をすると

いうテーブルが必要じゃないかな。

今、突っ込んだところで、町長が義務教育学校の中に保育園を入れるとか、あるいは、小中学校と高校を連携させるとかというようなところまで、突っ込んだ御答弁をしていただきましたが、その前の段階ですよね。その前の段階の話合いのテーブルを、何か形ができないかなというふうに思っているところでございます。

また、このことについては、教育長にも答弁をお願いしたいというふうに思いますが、教育長は本当にいろんなところで、ボランティア活動をはじめ、いろんなところの事例も勉強されているというふうに思いますので、今、トレンドと言ったらおかしいんですが、本当に地域ぐるみの、例えば清和地区での義務教育学校のお話合いのときに、私も傍聴をさせていただきながら、本当に地域がせっかく清和という過疎な地域にそういったものができるのであれば、もっと地域の人々が本当に茶飲みに寄れるような場所も必要ではないかと。そういうふうに、総合的な福祉的な意味合いも含めて、学童も保育園も一緒にこの際やったらいいじゃないのというふうな、ちょっと乱暴な発言というか、考えもしたところなんです。

今、各地でそういう本当に地域をくるんだところでの保小中の連携みたいのも進んでいるように私は思っているんですが、このことについて、教育長、何か御意見というか、御答弁がありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） これからの山都町における子育て環境ということについての御提案、そして御意見をいただきまして、大変同感するところたくさんございます。

やはり行政のためでなくて、その対象になります子どもたち、あるいは地域の活性化のためにということをお大前提に置いて議論すべきだと思いますし、これは御案内いただきました、これまでの義務教育学校関係の協議の折にも私も述べてきたところでございます。

例えば、義務教育学校そのものにつきましても、それは例えば部活動の今後の在り方であったりとか、そういったことにもつながりますし、教育委員会で管轄しております生涯学習施設と学校教育の連携、あるいは並立の在り方といったことも、もちろん教育委員会の会議の中でも話題にして協議をしております。理想的なものをできるだけ実現できるように、頑張っていきたいということを思っております。

何せただ、それを合わせれば合わせるだけ、一時的にはどうしても財政的支出が目に見えますので、大きくなりますので、そういったところとの兼ね合いもございますが、可能な限り、繰り返しになりますが、子どもたちのため、あるいは住民活性化、地域の活性化のためにつながるような方向で協議していく。そして、関係課とも連携していくというのが一番大事なことだと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 前向きな御答弁ありがとうございました。とにかくこの保育園の再編と、取りあえずというか、保育園の再編とそれから義務教育学校の設置についてはほぼ同時進行

しておりますので、遅きに失しないように、前向きな御検討をよろしくお願ひしたい。本当、子ども真ん中でお願ひしたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の公共交通のことについて伺ってまいります。今年3月末日をもってコミュニティバスが廃止となり、4月1日より予約型乗合タクシー、デマンドタクシーというふうなものが、運行の運びとなっております。8か月が経過した今の現状をお伺ひしたいと思ひます。

通告書には併せて今後の方針というふうに書きましたが、あとの質問に関係してきますので、現状の報告を課長のほうからよろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 令和5年度末をもって、コミュニティバスであるふれあいバスを全線廃止として、ドア・ツー・ドア運行によるデマンド型乗合タクシーの運行を4月から行っております。

町内タクシー事業者4社とデマンド交通システム事業者に御協力いただき、定期的な協議の場を設けながら、円滑な業務ができていると考えております。

利用者に行いましたアンケートにつきましては、第2回定例会において答弁しておりますとおり、おおむね満足であるとの回答をいただいております。4月から11月末までの利用者は延べ4,500人で、月平均570名となっており、利用者の地域による割合は、矢部地区47%、清和地区13%、蘇陽地区40%となっております。乗車される時間帯は9時便が46%で一番多く、曜日ごとで見ると、金曜日の利用が30%と多くなっております。8か月での配車台数は2,500台となり、そのうち48%が乗り合いでの運行となっております。

これから冬になり気温も下がる中で、今までのように、寒い中、バス停でのバス待ちがなくなり、ドア・ツー・ドアでの運行は利用者の方にとっても利用しやすく、出かける機会も増えるのではないかと考えております。

これまで大きなトラブルもありませんし、元のコミュニティバスに戻せといったような声もありません。

今後の課題としましては、利用者のモラルの問題、ドライバー不足によるタクシー事業者の存続の危機が考えられます。

まず、利用者のモラルの問題として、そもそもこの事業は一般タクシーではなく、乗り合いによる運行であるにもかかわらず、大量の荷物の持込みや運行途中での立ち寄り等の要求があり、運転士さんを困らせる事例がっております。運転士さんはあくまでもタクシー事業者の方などで、一般タクシー業務も行われており、むげに断ることをちゅうちょされることもあるとのことです。利用者が守るべきルールは守っていただけるよう、周知を深めたいと思ひます。

また、ドライバー不足によるタクシー事業者の存続の危機については大きな課題でありますので、町としても事業者と一緒に危機感を持ちながら、打てる対策は打っていくべきと考えております。万が一、1事業者でも欠けるようなことがあれば、乗り合いタクシー事業の継続が難しくなりますので、早い段階から対策すべきと考えております。

今後も関係事業所と協議を重ね、よりよいものにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 詳細にありがとうございます。今の数字ですけれども、大まかなところでいいんですが、例えば行き先が病院であるとか、買物先であるとか、そういったところをざっくり教えていただければというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 行き先はほとんどが医療機関となっております。その医療機関から買物に行かれるという利用の仕方が、一番多いのかと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） そうですね。それから、コミュニティバスを廃止したということなんですが、蘇陽地区においては、高森高校への通学の便で保護者から要望があったということで、通学支援を含んだところでのコミュニティバスが運行される、4月からですね、来年というふうにお伺いをしております。

それに伴って、蘇陽地区のデマンドタクシーの料金の変更も協議中だというふうに聞いておりますが、その内容が分かれば、また、清和地区でのタクシー運行についての協議はどのようなものなされているかお伺いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） まず、コミュニティバスですが、これまでの経緯としましては、令和5年度末をもってコミュニティバスを全線で廃止しました。令和6年9月末には、株式会社熊本バスの馬見原線廃止に伴い、コミュニティバス浜町馬見原線として、10月から運行しております。

令和5年度末のコミュニティバス全路線廃止に伴い、高森高校に通学する高校生に対して、高校生だけが乗車できるバスを令和6年度、今年度1年間に限り運行しております。この1年間限定運行に関しましては、高校は自分で選んで進む学校であることと、本町としては、矢部高校応援に力を入れていること。昨年10月に蘇陽中学に伝えたことにより、時間的にも短期間であったため、1年間限定の経過措置として運行しております。

そのような中、10月に蘇陽中学校保護者より、山都町蘇陽地区高森バス運行の存続についてという要望書が町に対して提出されました。要望書の内容は、子どもが高森高校に行きたいと言っている。寮や下宿するにも費用面で負担が大きい。家庭によっては、通学の便がよい地域に家族で町外に引っ越すことがあるというものでした。また、朝の行き便には乗るが、帰りの便について、1、2年生は部活動をしているので、16時台の帰りの便には乗れないので、部活終わりの時間に合わせた便としてほしいとのことでした。

この来年度からの高森線については、高校生向けの通学用に加えて、一般の利用者も乗車できるような運行とするため、ほかの公共交通機関に合わせた時間での運行とする予定としております。まだ、予算や条例が整備されておらず、あくまでも予定ですが、現在の中学3年生の進

路選択のため、蘇陽中学と高森高校に早めにお知らせをしているものです。

コミュニティバスを改正する必要がありますが、条例改正につきましては、山都町地域公共交通会議での決定を受けた後、3月議会での提案を予定しております。

利用料金につきましては、浜町馬見原線で矢部高校に通う生徒と同様に、高校生以下無料、各種手帳をお持ちの方も無料、一般の利用者の方は100円を予定しております。

次に、デマンドタクシーの料金についてですが、現在検討中であり、現状をお答えできる状況にありませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） では、先ほどの利用傾向の報告にもあったんですが、矢部地区、清和地区においては、多くの方が通院に利用されています。蘇陽地区においては、高森へ向かう方が群を抜いている様子です。その先が病院なのか、高森まで行ってですね。その先は病院なのか、買物なのかはデータからは読めませんが、清和地区の利用者の5割は矢部地区の病院への足として利用されています。その次が蘇陽地区の病院です。

病院が歯科しかない同地区においては、矢部や蘇陽への域外の利用を余儀なくされています。地域的には山都町の真ん中に位置しながらも、1,000円を負担しなくてはならないのはどうも不公平な気がしてなりません。今、アンケート調査からも不満の声はないというふうなことを課長がおっしゃったわけなんです。清和地区からの不満の声はないということなんだが、実際、熊本バスもコミュニティバスもなくなった今、タクシーを利用せざるを得ない状況にあります。当たり前にタクシー代を払えば、片道四、五千元かかりますので、1,000円で運んでくだされば助かると思っていらっしゃるかもしれません。

しかしながら、矢部、蘇陽の町民に比べれば、例えば診療代に倍の交通費、例えば診療代が500円だとして、往復で2,000円、それに上乗せという形になるわけなんです。これでは、受診控えにもつながりはしないかという懸念があります。

地域を限るのではなく、全区間500円にするということの可能性はいかがでしょうか。タクシー会社にも町が助成をしていますが、500円にした場合、予算が足りなくなりますか。財源の裏づけ等もお願いして、説明をお願いしたいんですが。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） まず、エリアを撤廃するということに対しましては、町内全域での運行は、タクシー事業者より面積が広過ぎて無理との回答をいただいておりますので、これは不可能ということになると考えております。

利用料金については先ほどお答えしましたとおり、検討中であり、現状として答弁は差し控えさせていただきます。500円にする可能性についても、仮定の算出となりますので、ここでの詳しい説明は差し控えます。

また、財源につきましては、一般財源であり、地方交付税の中の特別交付税措置ではありますが、先日の政策協議で中期財政計画を説明いたしました。非常に厳しい状況にあることは間違

いありません。特別交付税での措置があるといっても、100%の保証があるわけではありません。定期監査報告にもありましたが、将来人口の減少に伴う税収の減額や地方交付税の減額に対する懸念がある中、少額の利用料であっても、事業の継続のためには必要な財源となります。

さらに、この事業における財源であったり、エリア内500円という低価格な運行で、バス事業者やタクシー事業者への民業圧迫関連など、総合的に考えることが必要になりますので、利用者やタクシー事業者の意見を聞きながら、さらなる検討を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今までの課長の御説明にあれば、例えば清和地区においても路線に出れば、コミュニティバスが浜町から馬見原まで走っているとかね。それから、今度は馬見原から高森まで走るとかね。使い分けていけば、そんなに1,000円、2,000円の負担にはならないんじゃないかというふうなお話もありましたが、先ほどの利用者のモラルのところにもかかるかもしれないけれども、やはり荷物を持って乗換えをする、お天気の悪い日に乗換えをする。いろんな不利な条件のときに、やっぱりそれを高齢者に強いるのは大変じゃないかなというふうにも思っております。

財源のことは本当に大変なのだと思いますけれども、やはりここに住み続けるために、本当に病院受診控えがあったり、先ほどの買物難民の話もあります。やっぱそういった人たちを支えていかなければ、やっぱり将来が明るく見えなければ、やっぱり若い人たちの定住も難しくなってくるんじゃないかなというふうなことが考えられますので、今から先の検討だというふうにおっしゃいましたが、町長はじめ、このことにしっかりと向き合っていただき、やはり同じ町内に住む者が不公平感がないように取り計らっていただきたいというふうなことを強く申し上げたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

まだ時間があるんですが、最後に移動販売のことを用意しておりましたが、先ほど午前中の8番議員の中でかなり詳しく御答弁をいただきましたので、ちょっと繰り返しになりますけれども、確認という意味で質問させていただきます。

私が心配だったのは、移動販売のルートがいつになったら決まるのかということだったんですね。私のところの近所にも、先月、先々月来ていただいていたんですが、12月ルートに入っているのか、ちょっと私まだ確認していないんですけれども、その12月の今のルートを確定しながら、固定化させていくというふうなお話を先ほどいただいたかと思うんですが、もう一度繰り返しになりますが、教えていただきたいということと、それから、もう一つ、先ほど明るい話題としては、本当の買物難民という、例えば清和地区でいえば緑川のあたりであったりとか、そういったところが今は善意によって、近所の人が車を出して、買物や通院に便を図っていらっしゃるというお話も聞くんです。

そういったことを個人におもねているのではなく、やはり公的なこういった支援があるとすれば、そういったものが届くようにしたほうがいいというふうに思いますので、先ほどのように、ルートを見ながら、また、ゆめマートさんとお話をしながら、月に1回でも2回でもそうい

ったところに足を運んでいただくような協議を進めていくというふうなことをおっしゃったので、非常に心強いなと思ったところなのですが、課長には申し訳ありませんが、そこら辺の確認をもう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。移動販売につきましては、12月から新たなルートで運行をいたしております。ルートはいろんな地域からの御要望、それからいろんなお話等を伺いながら、事業者と協議を重ねて設定をいたしております。

8番議員の答弁で申し上げましたとおり、そのルートを固定化して柔軟に対応したいと考えております。固定化することについては、広報紙や組替え案等として今後周知をしたいと考えております。

また、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、買物が困難な地域に対しての対応ですが、巡回ルートの定着を進める中で、例えば月に1回とか、先ほど申された清和地区であれば、緑川地区におきましては、定期的に高齢者のサロン等を開催されておりますので、その時期に合わせて運行するとか、そういうような多様な柔軟性を持ちながら、今後は対応していきたいと考えております。

これにつきましては、社協のほうも、いろんな地域でサロン等を開催されておりますので、そういう情報等も勘案しながら、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 本当にいろんな政策を各課一生懸命やっていたら、本当に何回も言いますが、昨日の講演会にあったように、重層的な見守りができるように、本当に誰1人残さないというのは非常に難しい問題ですが、なるべくそれに沿うような形で、本当に山都町で暮らしてよかったなとやっぱり思っていたら、そういうような政策を進めていただきたいというふうに思っております。

実は、私、来週末に開催される県主催の男女共同参画のイベント、ヒゴロッカサミットのパネラーの1人に選ばれてしまって、登壇することになったんですが、そのサミットのタイトルが、何と消滅なんかじゃありませんっていうものなんです。山都町の実情は厳しいんですが、その中で、数値回復に向けて頑張っている私たちの様子をしっかりと発言したいというふうに思っておりますので、町長はじめ、執行部の皆様にもぜひ頑張っていたきたいとお伝えし、今日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（藤澤和生君） これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時21分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、議事日程の都合によってあらかじめ延長します。

日程第2 発議第2号 山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、発議第2号「山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 発議第2号、山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について。

地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第2項の規定により、山都町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

令和6年12月10日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、工藤文範、賛成者、山都町議会議員、後藤壽廣。

提出の理由。

議員定数を改めるため、条例の一部を改正するものである。

次の詳細につきましては、事務局長より説明させます。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明は終わりました。

改正案について、事務局より朗読させます。

議会事務局長、嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） それでは、今の提案理由の2枚目からを朗読いたします。

山都町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

山都町議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

14人を12人に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は公布の日から施行する。

経過措置。

2、この条例による改正後の山都町議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される山都町議会議員一般選挙（以下「一般選挙」という）から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される一般選挙以外の選挙については、なお従前の例による。

3枚目に新旧対照表をおつけしておりますので、御参照をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 発議第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 発議者に質問いたします。理由といたしますか、この14人を12人にする何か具体的な考え、何かそういうものがありましたら、聞かせていただきたい。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。皆さん方に資料を配付すればいいんですけども、議会の中では資料配付ができませんので、ちょっとメモをしていただきたいと思いますけれども、平成17年に合併したときの10月には、当時の有権者が1万6,773名でした。議員定数は22名です。その後、4年後、21年10月のときは1万5,864人、約1,000人有権者が減っております。そのときに定員が18名に変更されました。それから4年後、平成25年10月の選挙では、有権者がさらに1,000人減りまして、1万4,767名というふうになっておりまして、そのときに14名に変更されました。それからずっとこれまで14名できたわけですけども、さきの10月27日の衆議院選挙のときの有権者数は1万1,496名で、この14名になった平成25年から比べますと、3,300人有権者が減っております。

そういうことから、やはり人口の状況に合わせて、定員も削減して、議会が率先して町の活性化に努めるというべきだというふうに思って、今回提案をさせていただきました。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 質問します。今の発議者の答弁に対して質問なんですけれども、議員定数が削減というか、減ることによって、議会の活性化ですか。あるいは、何ておっしゃいましたっけ。市政の活性化という発言だったかと思うんですけども、その関連性がちょっと見えないので、御説明いただけますか。

あと、もう1点、すいません。メモを取ってくださいということで、メモを取らせていただいたんですが、有権者数の減少に応じて、それで、議員定数が減ってきていますと。その流れでという話だったんですけども、そうしますと、例えばほかの町村でいえば、8,000人だったり、4,000人だったりという町もございます。南小国町でしたか4,000人だったかなと思いますけど、そうすると、例えば議員定数4名とかになるのか、その辺り。人口と議員定数、その比例関係を例に出されたので、その辺りのお考えをお聞かせ願えればなと思います。何人ぐらいが、最低なのか。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 財政の活性化ということでもありますけれども、単純にしますと、2名減りますと、大体900万から1,000万の財源は出てきます。議員1人当たり大体450万程度だと思いますけれども、そういう感じで削減にはなります。

ただ、それから、私は一番大事にしたいのはやっぱり町民の声です。やはりこれだけ人口が減った中で、そのままやっぱり14名でいいのかという話が私の周りから来ます。

私は議員になったとき、町民と行政のパイプ役ということでなっておりますので、町民の皆さんが私にこれはもうちょっと減らさんごて、議員はって。人口これだけ減ってて。言うなれば、

私はそれに同調しましたので、当然減らすべきだというふうに思っております。

一つには、この前の10月27日の有権者数が1万1,496名と言いましたけれども、今回のやまと広報を見ていただくと分かりますように、人口が1万2,946人と、先月から40人減っております。先月からですよ、40名減っております。そして、増えたのはたった3人です。

こういう状況において、恐らく来年の10月の選挙には1万人を割りやあせんかなというふうな気がするわけですね、有権者がですね。

そういうことで、人口に応じてということでございますけれども、よそは1,000人に1人とかいう話もありますけれども、私の周りでは10名でいいというふうな意見もかなりありました。しかし、極端に減らしても、なかなかその思いっっちゃうのは、やっぱりやってみて、悪ければまた減らすと。状況が悪くなれば、また減らすというふうなことで、その都度改正してから、1度にここで4名も減にするということはいかがなものかという思いで、一応12名ということにいたしました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） お尋ねをします。まず、そもそものことからお尋ねしたいんですけど、前回の議会で、議会改革特別委員会の設置の発議について随分論議をいたしました。そのときは、全協を開いて、結果的にはこれは否決されて、議会改革特別委員会の設置案がなされなかったんですけども、そのときの論議の中でも、本来であれば、議会改革特別委員会の中に議員定数のことも入るだろうとかいうお話がありました。

なぜこの時期に突然に出されるのだろうか、前回の論議は何だったんだろうかという疑問が私にはありますので、そここのところの御説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 前回の特別委員会につきましては、議会全般についての委員会設置という話でございました。当然その中には議員定数のことも確かに入っております。今回、私が提案するのは議員定数に限っての提案です。分かりますかね。

ですから、これに特化したところの提案でございますので、議員改革の全般的に対する審議じゃなくて、これに対する審議というふうに取り上げたいと思います。西田議員が言われるのは、前回、委員会設置に反対しとって、今回何で出すかという話でしょうけれども、それは全般的な議員改革についての話じゃなくて、私は今回これだけについての提案でございますので、発議でございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今の御発言についてですけども、前回、議員の在り方全部含んだところで、議員の在り方を研究していこうじゃないかという中に、その項目も入っていたと思うんです。そのことについては本当に否決をされてしまったわけなんですけど、今回唐突に条例改正と

いうのが私はちょっと解せないんですね、いきなり。

つまり、今、工藤議員の中では、周りの人たちが言いよると。自分は周りの人たちの意見を吸い上げて、この思いに至ったというふうにおっしゃったんですが、やっぱり二代表制であり、そして、私たちは多様な住民の代表であるということを大事にしなければいけないというふうに思っているんですよ。

今、この広い山都町の中において、やっぱこの人数というものをどういうふうと考えられるかな。面積比、人口だけ言えば、一般的に言えば、これは減らしていく傾向にあるんだというふうには私も思っているんですけども、そのプロセスがないままに、いきなり条例改正というのはいかなものかというふうに。それに対してやっぱり調査研究をしていく必要があるんじゃないかというふうに、その材料がやっぱりなければ、ここでいきなり採決しますよなんて言われたって非常に困る議案でありまして、その地域性、例えば今度一般選挙になって、これがもし12人にしようとなります。非常に偏った地域での選出になったとします。

そのときに、私が住んでいる清和であり、蘇陽であり、そういった地域から議員さんがいなくなる可能性もある。偶々のいわゆる、この広い山都町の中で、毛細血管のように偶々に住んでいらっしゃる方の意見を吸い上げる人がどんどん減ってくる。そこら辺のことは加味されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） まず、この議案を出して、唐突にという話でございますけれども、この件につきましては、さきの議会改革検討委員会の中でも、それぞれの議員さんたちが全部、議員定数についての思いはそれぞれあったと思います。

ですから、この議案は今度の来年の10月が任期満了で選挙になりますので、まだ1年先の話です。今今決まって、今14名から12名に誰か2人減らすというような話ではございませんので、次の選挙を見込んだところでの発議でございます。

そういうところで、唐突だということでございますけれども、こういうことを出さなければ、審議にはならんわけですよ。何もなくて審議にはならんわけですから、こういったことを発議したことで、審議の条例の一部改正の審議に入るわけですから、その点は御理解いただきたいと思います。

それから、面積について広うございますということは私も承知しております。どこの町からも侵略を受けませんので、合併した当時と同じ面積でございます。

ただ、その中でやはり人口がこれだけ減っていくといった中で、何といいますか、言わば、自分の守備範囲が今度広くなります。町は面積が広うございますので、その守備範囲が広くなりますけれども、そういった広い中で、やはりその地域の声を上げるということは、議員としてのやはりやりがいも出てくるというふうに思っております。

そういうことで、私は人口に応じて減らすべきだというふうに思っておりますし、また、私も議員になるときから、私は東に病気の人あれば行って看病してやり、西に疲れた母があれば行って、稲の束を負う。そういう政治家になりたいというふうに思っておりますので、守備範囲は

皆さん広がりますけれども、その分やっぱり自分の行動範囲が広がって、やりがいは出てくるというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） お尋ねをしたいと思います。先日、私たち議会で議員研修にまいりまして、富山まで行きましたね。その町は山都町と同じくらいの規模の町でした。すごく議会活動が活発で、その中で私が学んだことは、やはり議員間でしっかり議論をして、そして、物事を決めていくということが大事だなということを皆さん同じように思って帰られたんじゃないかなと思うんです。

このことを考えたときに、私も唐突だと思いましたし、このことを考えることは大事だと思います。議員定数について、いずれは上程されて、みんなで決めるということはあるとは思っておりましたけれども、これを出されるに当たって、その前に全員協議会を開いて、もっとちょっといろんな情報を収集したり、意見交換をみんなでした後で出すというお考えにはならなかったんでしょうか。私はそうしていただきたかったですけども、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 全員協議会という話もありましたけれども、私は議長ではありませんので、その招集ができません。

それで、西田議員の意見でございますので、私がお話に答えるべきかなというふうなことはちょっと疑問に思いますので、それは討論のときにお話をいただきたい。西田議員の意見はですね。討論のときにおっしゃっていただきたいというふうに思います。私は全員協議会も議長ではありませんので、開くことはできませんので、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません、私はお尋ねとして、そういうお気持ちはなかったんですかって言ったつもりです。

そして、全協はもちろん議長の招集ですけれども、開いてくださいとお願いをすることはできます。私は何度もお願いをしてきましたので、これまで。かなわないことも多かったですけど、お願いをすることはできると思いますので、そのような思いがあれば、順序を経てされることもできただろうと思うので、そういうお気持ちはなかったのかということをお尋ねしているんです。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） まず、そこまで私は気が回りませんでした。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 発議者から先ほど守備範囲が広がるとやりがいが出るという話は、それは関係ないかなと。議員というのは自分のやりがいで頑張っている。守備範囲が狭い広いは関係ないかなと思います。それは意見です。

質問なりますけども、先ほど、人口比率で何人という話をされました。ただ私が調べたところによりますと、町村議員の全国的な平均でいくと、500人に1人ぐらいが平均。それから、この

町の規模、今150億です。今年の場合は災害関係ありましたので、190億ですけれども、大体150億ってなると、150億というのは市並み、予算規模がですね。市並みの予算を動かす人間が、市並みの議員がいなくて、普通の町村議会議員並みなんですよね。

そういったところを考えると、議員削減の必要が果たして発議者があるだけで必要なのかという疑問を持つわけです。質問をしたいんですけども、質問も今いろいろ出ていますけども、私は議長に今度はお願いたしたいんですけども、いろんな考えがもっともっと、この削減という場合はいろんな討論をしたり、いろんな議論をしたり、いろんな元になるもの、情報ですね。そういったのも必要だろうと思いますし、あるいは、先ほどから町民の意見、町民の意見とおっしゃいますけども、では、町民からアンケートか何か取る必要もあるんじゃないか。そういったことを考えますので、議長にお願いですけども、全員協議会か何かを開いていただけないでしょうか。

○議長（藤澤和生君） ただいま6番、矢仁田秀典議員から全員協議会の開催の動議が提出されましたけども、これで2人以上の賛成が必要でございます。御賛成の方はちょっと挙手をお願いしたいと思います。今、動議といいますか、提案がございました。全協を開いてくれということがございましたので、これは賛成の方2人以上が必要でございますので、これに賛成の方は挙手をお願いしますと申し上げました。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤澤和生君） はい、分かりました。2人以上の賛成がありますので、成立いたしました。

6番、矢仁田秀典君からの提案のとおり、全員協議会を開催することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 賛成多数です。

全員協議会を開催したいと思います。

ここでしばらく休憩いたします。

全員協議会は2時50分に開催したいと思います。傍聴者及び執行部は退席願います。

休憩 午後2時42分

再開 午後4時26分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） お諮りします。

発議第2号について、全議員14人の委員で構成する山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、検討する特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」は、全議員14人の委員で構成する山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について検討する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後4時27分

再開 午後4時33分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

続いて、委員長、副委員長の選任を行います。

委員会条例第8条第1項及び第2項の規定に基づき、委員長及び副委員長の選任は委員会において互選となっております。議員の皆様は議員控室に集合ください。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後4時34分

再開 午後4時38分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会から委員長及び副委員長互選の結果、報告ありましたので、お知らせします。

委員長、13番、藤原秀幸議員、副委員長、14番、藤澤和生議員、以上、委員長及び副委員長が決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時39分

12 月 12 日（木曜日）

令和6年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年12月5日午前10時0分招集
2. 令和6年12月12日午前10時0分開議
3. 令和6年12月12日午前11時22分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）

日程第1 議案第86号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

日程第2 議案第87号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第3 議案第88号 令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山の都創造課長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学校教育課長	鈴 木 保 幸
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監 査 委 員	志 賀 美 枝 子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第86号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第86号「令和6年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、議案第86号、令和6年度山都町一般会計補正予算（第5号）を説明します。

歳出から説明しますので、15ページをお願いします。

2款1項総務管理費です。

1目一般管理費では、12節において、予算書のレイアウトをタブレット端末用に変更するための委託料を計上するものです。

6目庁舎管理費では、公用車の電気自動車導入に伴う充電設備工事に係る補助金の交付決定を受け、財源の組替えを行うものです。

12目地域振興費では、18節において、令和7年中に任期を終える地域おこし協力隊3名に対し、町内での起業に要する支援金を補助するものです。

14目情報費では、12節において、65歳以上向け並びに移動スマートフォン講座について、携帯電話事業者が直接講座を実施できることになったことを受け、その分の委託料346万8,000円を減じ、別に町独自で全世代向けのスマートフォン講座を実施するための委託料37万7,000円を計上するもので、差額の309万1,000円を減額するものです。

21目地方創生総合戦略費では、13節において補助事業の不採択を受け、事業費を減額するものです。

29目ふるさと寄附金事業費では、7節から次の16ページの11節、12節において、ふるさと応援寄附金の増額を見込んで、謝礼品等経費を増額するものです。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費では、12節において、本年度実施した定額減税に伴う調整給付事業について、本年度の課税状況を踏まえ、給付漏れを捕捉し、令和7年度に追加給付するためのシステム改修に係る委託料を計上するものです。

17ページをお願いします。

3項戸籍住民登録費です。

1目戸籍住民登録費では、12節において、戸籍への振り仮名法制化に伴い、戸籍謄本等証明書のレイアウトの一部追加を行うためのシステム委託料に係る委託料を計上するものです。

3款1項社会福祉費です。

3目障害者福祉費では、12節において、障害者福祉サービス等の報酬改定に伴うシステム改修委託料99万円、19節では、障害福祉サービス利用者の増加等に伴う障害者自立支援給付費6,053万3,000円、22節では、令和5年度に実施しました各事業の事業費確定に伴う償還金565万8,000円を計上するものです。

18ページをお願いします。

6目老人福祉施設費では、10節需用費において、柏老人福祉センターのガス使用量増加に伴う光熱水費を計上するものです。

2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費では、19節において、令和6年8月からの現物支給化に伴う子ども医療助成金の増額分321万6,000円、令和6年10月からの制度改正に伴う児童手当増額分3,474万5,000円。22節では、令和5年度に実施しました事業の事業費確定に伴う償還金41万8,000円を計上するものです。

19ページをお願いします。

4款1項保健衛生費です。

3目保健センター管理費では、10節において、矢部保健福祉センター千寿苑の屋根雨漏り箇所の修繕料40万8,000円を計上するものです。

6目環境衛生費では、10節において、清和地区、越ノ尾地区飲料水供給施設並びに矢部地区笈石地区小規模水道施設の滅菌機修繕料102万3,000円を、18節では、矢部地区入佐堀端水道組合に対する深井戸水中ポンプ取替等工事に係る補助164万6,000円を計上するものです。

7目火葬場管理費では、10節において、施設稼働に要する燃料費の増加並びに電気使用量の増加に伴う光熱水費を計上するものです。

2項清掃費です。

2目し尿処理費では、18節において、令和8年度から御船地区衛生施設組合へし尿処理業務を移行予定であることに伴い、町内の収集運搬業者2社に対し、先行して車両購入費補助を計上するものです。

20ページをお願いします。

5款1項農業費です。

3目農政費では、歳入において受け入れました企業版ふるさと納税寄附金を有機農業振興事業へ充てるために財源組替えを行うものです。

9目農業土木管理費では、18節において、矢部中部御岳地区で実施する中山間総合整備事業並びに鶴底地区で実施する団体営農業農村整備事業に係る特別賦課金が決定されたことに伴い、計上するものです。

2項林業費です。

7目治山費では、12節において、矢部地区柚木脇ノ迫治山工事の測量設計委託料の算定に際し、定率に変更が生じたため、不足分を計上するものです。

14目地方創生道整備推進交付金事業費では、歳入において追加して補助金が交付されたことに

に伴い、財源組替えを行うものです。

21ページをお願いします。

6款1項商工費です。

3目観光費では、8節、18節において、令和7年3月に開催されます全米桜祭りでの清和文楽公演に係る職員派遣に要する特別旅費3万8,000円、負担金56万2,000円を。13節では、蘇陽地区の服掛松キャンプ場隣接地、旧オフロードコース内の民有地の土地借上料13万円を計上するものです。

4目観光施設費では、10節において、清和物産館のトイレ修繕料を計上するものです。

7款1項土木管理費です。

1目土木管理総務費では、13節において、後ろに計上しております2項13目再編関連訓練移転等交付金事業費において、補助対象経費として取り扱うことが可能であることから、減額し、振り替えるものです。

22ページをお願いします。

2項道路橋梁費です。

2目道路維持費では、10節において、町道維持に係る消耗品不足並びに修繕依頼箇所の増加を受け、480万6,000円。13節では、降雪時の除雪に備えるための重機借上料、町道管理に係る重機借上料等417万5,000円を計上するものです。

7目社会資本整備総合交付金事業費では、12節において、町道白小野鶴越線で法面の一部が地滑りを起こしている状況が確認されたことから、状況把握並びに今後の対応方法を検証するための調査委託料172万円を計上し、14節では、社会資本整備総合交付金の減額の交付決定に伴い、路線間の事業費調整を行い、5,270万円を減額するものです。

13目再編関連訓練移転等交付金事業費では、3節から次の23ページの21節において、令和6年度再編関連訓練移転等交付金の交付決定を受けて、町道久留見尾鍛冶床線の道路改良工事を行うための事業費を計上するものです。

4項住宅費です。

1目公営住宅等管理費では、10節において、町営住宅の入退去時の修繕増加に伴う修繕料492万2,000円。

次の24ページ、12節では、町営住宅敷地内の高木等が隣接地の耕作等に影響を及ぼしていることから、伐採を行うための委託料65万9,000円を計上するものです。

8款1項消防費です。

2目非常備消防費では、18節において、対象者の増加を受け、消防車両運転用の準中型免許限定解除助成金を増額するものです。

3目消防施設費では、耐震性貯水槽建設にかかる消防防災施設整備費補助金の基準額が改定されたことに伴い、補助金額が増加したため、財源組替えを行うものです。

9款1項教育総務費です。

3目教育振興費では、13節において、本来はタブレットのリース更新を予定していましたが、

児童生徒用タブレットのＯＳを郡内で統一するための協議が現在行われており、現時点で動向が確定しないため減額するものです。

25ページをお願いします。

2 項小学校費です。

1 目学校管理費では、17節において、蘇陽小学校の令和7年度からの複式学級増に対応するための備品購入費を計上するものです。

5 項保健体育費です。

5 目中央グラウンド周辺整備事業費では、11節、12節において、総合運動公園内サッカー場に係る電力申請を年度内に行う必要があることから、振替を行うものです。14節では、入札状況及び社会資本整備総合交付金の減額の交付決定を受けて、事業費の調整並びに財源組替えを行うものです。

26ページをお願いします。

10款災害復旧費です。

1 項農林水産施設災害復旧費では、台風10号により被災した農業施設及び林業施設の災害復旧費、27ページの4 目過年度林業災害復旧費では、松尾線林道災害復旧工事費の増額を計上しております。

2 項公共土木施設災害復旧費では、台風10号及び9 月秋雨前線豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧費を計上しております。

28ページをお願いします。

12款2 項基金費です。

11 目ふるさと応援基金費では、24節において、令和6年度のふるさと応援寄附金の増加を見込み、基金積立金を1 億5,100万円計上するものです。

13款予備費は調整です。

続きまして、歳入について説明しますので、9 ページをお願いします。

14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、並びに11ページからの17款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、省略いたします。

12ページをお願いします。

18款2 項財産売払収入です。

1 目不動産売払収入では、山都消防署移転新築建設予定地となる所有地の売払収入982万2,000円を計上するものです。

19款1 項寄附金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、省略いたします。

13ページをお願いします。

20款2 項基金繰入金です。

1 目財政調整基金繰入金では、財政調整基金からの繰入金5,465万1,000円を計上しております。

21款1 項繰越金です。

1 目繰越金では、令和 5 年度の一般会計繰越金 1 億 4,790 万 7,000 円を計上するものです。

22 款 5 項諸収入です。

2 目雑入につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、省略いたします。

3 目過年度収入につきましては、14 ページにかけまして、令和 5 年度に実施しました各種事業の実績を踏まえ、追加交付、返還を受けるものです。

23 款 1 項町債は、起債対象事業の追加及び変更に伴い、起債借入額を調整するものです。

続きまして、予算書、表紙の次のページをお願いします。

令和 6 年度山都町一般会計補正予算。

令和 6 年度山都町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 億 1,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 193 億 2,100 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。

令和 6 年 12 月 5 日提出、山都町長。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第 86 号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6 番、矢仁田秀典君。

○6 番（矢仁田秀典君） 20 ページの農政費。先ほど、ふるさと応援基金から有機農業に使うように 100 万という話でしたが、有機農業の何に使う予定で 100 万円なのかをお聞きします。

それからもう一つ、21 ページの土地借上料、オフロードコース、先日説明がありましたけども、個人の土地があったということでの借り上げだと思いますけども、これは毎年、この金額の借り上げなのか。何年も無償でというか、使ってきた経緯があるので、この金額だろうと思うんですけども、これが毎年の金額、今からずっとこの金額なのかをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 20 ページの有機農業への歳入の充当ということなんですけども、これは企業版ふるさと納税の寄附なので、何に使いますかというところのメニューがありまして、何でもいって言われるところもありますし、それに使ってくださいと言われるところもありますので、今回は農政の有機の部分に、全体的に歳入として充てたという形になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。6 款 1 項 3 目観光費の 13 節土地借上料 13

万につきましては、こちら少し経緯を説明させていただきます。

今回、当該地につきましては、キャンプ場隣接地としまして、町有地及び民有地を含め、一体的な自然景観等保持に資する必要があると町として判断しまして、借受けを行いたいということでございます。

その民有地につきましては、本年8月にお問合せがありまして、8月下旬に地権者にこちらのほうから出向きまして、事実上確認できましたということで、これまでそのままにしていたことについてお詫びを申し上げたというところでございます。

また、9月13日に経済建設常任委員会に報告をいたしまして、9月20日、経済建設常任委員会で現地確認をさせていただいたというところでございます。将来的には、こちらの土地を買受けの方向でも地権者にお話をしているところですが、現在、土地の権利関係等がございまして、今、町としてできることはというところで、土地賃貸借をお願いしたいというところでございます。

そこで御質問にかかってくるのですが、年間2万円を予定しております。この2万円といいますのは、現在、当課におきまして、他の観光地等の土地賃貸借の実例、また、御本人との地権者様との交渉を得まして、決定をいたしたというところでございます。その2万円を5年前に遡りまして、お支払いしたいというふうに考えております。

なぜ5年前かといいますと、これまでの聞き取り調査等々によりまして、その背景、キャンプ場運営側から謝礼としてそういった金額が払われていた可能性があるということで、これはちょっと断定できるものではございませんが、そういったことも考えられるというような背景が見えてきました。

町としまして、町の責任として借受けを行うということを決定したということで、それは現管理者になってからお支払いした形跡はないというところでございますので、5年前に遡るのが適当ではないかという判断でございます。年額2万円、それを5年前に遡ってお支払いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 今の土地借上料は分かりました。その前の有機農業に振替えたということで、有機農業の何に使うかという部分が、まだ、有機農業全般に使うというだけの話ということですね。

ですから、そこでちょっと質問も兼ねてですけども、今度、アイガモロボットというのが購入される予定になつてくると思うんですよ。今、集計が上がってきていると思うんですけども、これは半額補助、グリーン農業を使つての補助で半額補助になるんですけども、消費税分は多分半額補助に入らないと思う。そうすると、その分は個人負担になってしまうと思いますので、その消費税部分か何かに充てていただくことができないかどうかをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えいたします。今、議員がおっしゃったとおり、アイガ

モロボの要望調査をかけているところでございまして、これは県の事業を使ってやっていく事業となっております。

お尋ねの件につきまして、消費税の分のが妥当かどうかも含めてお調べして、妥当であればできるかもしれませんが、現時点ではちょっと難しいのかなとは思っておりますので、その辺りは今後検討して、お知らせしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 4点、すいません、お願いします。

まずはページで言いますと、これ歳出の最初なんで、何ページかな。15ページですね。すいません。15ページで、地域おこし協力隊に対しての起業支援補助金ということで300万円、3件、300万円御説明いただいたんですけども、すいません、これは一般財源からということなんですが、これは町独自の事業なのか、それとも、制度として地域おこし協力隊の制度の中に組み込まれているのか、ちょっと確認させてほしいのと、あと、具体的に、もし差し支えがなければなんですけれども、どういう事業に起業なさるのかなと思ったところです。差し支えがなければ御説明いただきたいと思います。

そして、もう一つが、17ページなんですけど、戸籍住民登録費のところ、戸籍情報システム改修業務委託料ということで御説明いただいたんですけども、具体的にどういうシステム改修になるのかなと。ちょっと標準化とかも進んでいるみたいなので、その辺の絡みかどうなのかなというところです。ちょっと御説明お願いします。

あと次、3点目です。3点目が22ページです。7目社会資本整備総合交付金事業費で、減額となったのでという御説明だったんですけども、この減額となった理由とといいますか、どうして減額になったのかなと。道路改良工事費がこれだけの額を削られるのはちょっと痛いなと思ひまして、説明いただきたいなと思います。

そして、すいません、最後です。4点目ですが、24ページです。3目教育振興費の中で、OSを郡内で統合する計画があるという御説明でした。ちょっと漠然としているので、もうちょっと詳しく御説明いただきたいなと思っています。郡内でのことは、上益城郡5町で、ハードウェアがそれぞれの町で違うと思うんですよね。山都町なり、御船なり、嘉島なり、甲佐なり、益城なり違うと思うんですけども、更新時期は一緒だと思うんですが、このOSを統合するというのがいまいちちょっとぴんと来てなくて、その辺御説明ください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。15ページの地域おこし協力隊への起業支援補助金です。これは町独自ではなく、協力隊の制度としてあります。今回3名の方が補助金を受ける予定とされております。あまり具体的に言うとあれなので、お菓子を製造して販売する方が1人、耕作放棄地を利用してブドウを栽培する方がお一人、ジビエを利用してカレー等の販売をされる予定の方がお一人となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。戸籍住民登録費の137万5,000円、戸籍情報システム改修業務委託料については、令和6年8月に法務省から戸籍情報システム標準仕様書の改訂が示されたことによるものに対応するものです。改訂は主に国籍地域の表示の変更に関するもので、例えば配偶者が外国人の方の場合、現在は国籍のみの項目が国籍と地域に変わるものです。例えば台湾の方の場合、中国とされたり、台湾とされたりしている現状があります。改訂後は台湾になります。

なお、外務省のホームページによると、日本が地域として扱うのは、北朝鮮や台湾など、7つの地域とされています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 22ページの7目社会資本整備総合交付金の減額について御説明いたします。

国県への予算要求につきましては12月ぐらいから始まっておりまして、令和6年度の当初予算編成につきましても、12月から1月にかけて編成を行うと。そこで要望段階ということで進めているんですけども、県からの配分は今年度で言いますと、要求額に対して65%の内示が来なかったということで、社会資本整備事業につきまして、なかなか満額配分がないということになっております。

近年で言いますと、令和4年度につきましても46%、令和5年につきましても35%の配分しかいただけないということで、その辺のところでは減額となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 児童生徒用タブレットについて御説明いたします。児童生徒用タブレットにつきましては、令和2年度に補助事業を活用し、639台の購入を行っております。このタブレットにつきまして、来年度に更新を予定しております。今現在、山都町ではウィンドウズのタブレットを使用しております。

県内の状況としましては、約半数の自治体がWindowsのタブレットを使用しておりますが、多くの自治体で来年度一括の更新を予定されております。

今現在、タブレット、Windows、例えばiPad、Chrome、そういったものの使用につきまして、それぞれ協議を行われている最中でありまして。山都町におきましても、どのタブレットがよいのか、教育効果に資するののかということについて今現在検討を行っております。

また、郡内におきましても、Windowsが3自治体、iPadが2自治体というような状況にありまして、こちらにつきましても、同様に調整が行われておりますので、そういう状況を見据えながら、今後OS等の検討を行って、決定をしていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） では、すいません、最後の部分で確認ですけれども、OSの検討とおっしゃっていましたが、答弁を聞くと、ハードウェアですね。タブレットのハードウェアそのものを、要はiPadにするのか、あるいはWindowsマシンにするのか。それともChromeのマシンにするのか。その辺りを検討なさっているって、そういうことですね。

それで、郡内で統合の検討をなさっているということは、郡で調達することも視野に入れていらっしゃるということなんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） タブレットにつきましては、郡内統一というところは、一つの方法として、今、検討を進めているところでございます。

やはり管内の先生の異動というのが一番多いので、そういったところも加味しながら、また、現在の山都町の小中学校の先生方からも、今、御意見を伺っている最中ですので、そういったものを含めて決定を行っていきたいと思います。

また、来年度につきましては補助事業を活用しまして、県の共同調達という制度がございますので、そういったものを活用も検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 15ページです。21目阿蘇くまもと空港ロビープロモーション展示区画賃借料が229万7,000円減額になっておりますが、もう撤退したのか。年度途中ですので、そこらの説明をお願いいたします。

それから17ページ、障害福祉費の扶助費6,053万3,000円。障害者自立支援給付費、6,000万という数字がとても大きい数字ですので、この内容を説明していただきたいと思います。

それから18ページ、6目老人福祉施設費4万8,000円ガス使用料。先ほどの説明では柏老人福祉センターのガス使用料の増ということで組まれましたが、以前はここは入所者がおられなくて、コロナ対策で一時的に避難してもらうとかというときに使わせてもらいますということでしたが、ガス使用料があるということは入居者がいらっしゃるというふうに判断をいたしました。今現在どうなっているのかをお尋ねいたします。

それから19ページです。し尿処理費の車両購入費補助金1,500万、これは一般質問でも少し、課長のほうが触れられましたので、それに対する補助というのは理解しておりますが、この明細、例えば1台に幾らなのか、2社ありますので、何台ずつなのかというところをお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） お答えいたします。2款1項21目の阿蘇くまもと空港出発ロビープロモーション展示区画賃借料のことですね。これはもともと山都町の移住定住施策のPRや町の各地域で作られております様々な農産物、生産者に関する情報発信を強化するために、空の玄関口である阿蘇くまもと空港の出発ロビーの展示区画を活用するという目的で、パンフレットやイベントのPR、有機農産物や有機農業の歴史を紹介する展示物の設置を行い、併せてア

ンケートなどを行うということで、町に関する知名度や関係性について調査を行うという事業でした。

この事業については、熊本県の関係人口創出支援等補助金を活用する予定でしたが、補助金の採択には至りませんでしたので、予算の減額を行わせていただくものです。ですから、今年度につきましては、この事業については撤退をさせていただいております。

今回、補助金の採択はございませんでしたけれども、今後も引き続き、関係人口の創出に向けた関連事業に力を入れていく考えです。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。17ページの民生費、社会福祉費の障害者福祉費、19節扶助費の障害者自立支援給付費の6,000万の増額分ですけれども、主にサービス費の報酬改定による増額が大きい部分になります。

そのほか、施設利用、療養介護、重度心身障害者医療、それから補装具費用等の増加分になります。特に療養介護、医療費の増加が大きい部分になります。今年度の9月末実績を見て、前年度比較をしまして、256件の増加、およそ10%近い利用の増加がっております。その分で扶助費の6,000万ほどの増額になっております。扶助費に関しましては、国2分の1、県4分の1、町が4分の1の持ち出しという形になります。

それから、18ページの柏老人福祉センターガス利用料の増額分ですけれども、2名の方の緊急保護の入居がございました。2名の方につきましては、生活保護の手続が下りるまでの期間中の保護ということで、緊急保護された2名の方のガス代の増加分になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員おっしゃるとおり、令和8年度からし尿及び浄化槽で処理を御船衛生施設組合のほうで行う協議を進めておりまして、その中で不足するバキュームカーの増車分の2分の1を補助するために、1,500万円としております。

その根拠としては、令和4年度に委託しました一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務の中で、運搬車両が不足する旨がシミュレートされておりますし、実際に本年6月に走らせた場合においても、不足が出てきましたので、その分、おのおのの会社に1台ずつ購入することを予定しております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 私も先ほど、今8番議員の質問にあった空港の件なんですけれども、以前から前の課長は、ここに置くことで、山都町のパンフレットがとても持っていていけると、PRになっていると、ふるさと納税につながっているのではないかというふうなことを根拠としておっしゃっていたんですが、私はちょっと疑問を持っていまして、今回採択されなかったのも、これを減額ということなんです、担当課としては今の御説明にもありましたが、やっぱりほかの方法でいろんなことに取り組んでいくということなので、そういう模索のほうがいいんじゃないかな

いかなと思っていまして、熊本空港もやっと何でしたかね。ソラマチエリア、何とかエリアというのができましたよね。そういったところの展開もあって、今はワンピースのサニー号があそこにありますけれども、お人形さんと共に。

言いたいことは、全体の予算の中で、やはり継続的なというか、去年もやっていたから今年も申請してみようとか。そういった無駄をどんだけやっぱ省いて、やっぱ昨日までの一般質問の中でもいろんな要求しましても、やはり財政が厳しいということは皆さんおっしゃることですね。

だけど、やはり細々した見直し、今、予算の編成をやっていると思いますが、本当にそういったものを見直していただきたいというふうな思いがあります。継続的なものの中で、やはりもうこれはいいんじゃないかというふうなものは思い切って、やっぱ何というか、整理していくというようなことが必要ではないかと。やっぱ今回もこれで190億ですね。この町の規模として、昨日の話もありましたが、1万1,000人、1万3,000弱の人口を抱えるこの町で、広大な面積で仕方がないという部分もあるんでしょうけれども、やはりかなりの大きな額となっております。

そんなことを含めて、町長に、この全体の予算編成についてちょっとお話を伺いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今、議員から御指摘がありましたように、これまでいろいろな施策は行ってまいりました。その中で財源等も見ながら、有利な財源が確保できるうちはいろいろとそれを活用させていただきますけれども、やってみないと分からないところもあります。その中で、やっぱ費用対効果を見ながらやればよいというものも多分にありますけれども、じゃあ費用対効果がどうかということも見ながら、不断の見直しは必要だというふうに思っております。

限られた財源の中でいかに予算を執行していくか、予算を計上していくかということは非常に重要だというふうに考えておりますので、当初予算におきましても、しっかりとそこを見ながら予算組みをしていきたいと思っております。

今回190億ということで、これは災害関係がかなり多くは占めておりますが、それがなくても、本町におきましては120億程度の事業費を毎年計上させていただいているような状況でございます。ここをしっかりと見直しをしながら、有効な事業、また、予算づけということに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 2点お願いします。御説明にもありましたが、10ページの公園緑地費国庫補助金の中の2つが4,600万減額されていて、その影響が25ページの工事請負契約の減額になっていると思うんですけど、大きな金額なので、もう少しこれが入札状況やその減額のためと御説明されましたけど、工事に影響ないのかということで、ちょっと説明いただきたいのが一つ。

それと、28ページの基金費で、ふるさと応援基金の額がまた今回も積み立てられてて、大変いいことだと思うんですけど、これまで全体で4億5,000万ほどの積立てがあるということで、その増額している要因とか、返礼品がこんなふうになりましたとか、工夫された要因があるのであれば、お伝えしたいと思います。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 予算書10ページの国庫補助金でございます。

まず、社会資本整備総合交付金につきましては、ちょっと先ほども説明しましたけども、予算の配分がなかったということで、それに合わせた事業、設計を見直しまして、事業を進めているという状況です。再編関連訓練移転交付金につきましては、これは今年度7月から実施された日米合同訓練に対する交付金が9月のほうで内示がありましたので、それにつきまして、今、調整交付金のほうで進めております久留見尾鍛冶床線のほうに充てたいということで、今回追加するものでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） お答えいたします。ふるさと応援基金の増額に関するということですので、ふるさと寄附金の担当課であります私のほうから御説明をいたします。

おっしゃったように、ふるさと寄附金の寄附額については、その年によって当然ばらつきがございます。寄附額の予想が非常に難しいものとなっております。9月の補正予算のときには、年間5億2,000万というところで予算立てをさせていただき、関連する予算の計上を承認していただいたところなんです。現在その予想を上回る伸びで推移していくような見込みとなっております。

今回の補正予算では、今年度のこれまでの寄附額の昨年度に対する伸び率で積算した8億5,000万円というところを基に、関連する予算の積算を行わせていただいた上で、ふるさと応援基金についても同様に積算をさせていただいております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。西田議員の御質問で、10ページの歳入と25ページの支出の関係で、公園緑地費の国庫補助事業、減額4,600万ありますけど、これにつきましては、当初予定した額に対して国の交付決定が低かったということで、具体的に言いますと、中央グラウンドの整備の②番のほうですけど、交付決定率が通常2分の1補助なんですけど、その全体予定した額に比べまして、90%で配分率がなされております。

それとまた、ちびっこ運動広場については社交金の一般でございまして、これも補助率2分の1ですけど、予算の配分が当初予定より65%となってしまうと、これについて減額するものです。

そうしますと、また支出に影響があるわけで、施設の充実の点では不足する部分がございます。これについては令和7年度で、また、ほかの補助事業を見つけて、それで充てていきたいという

ふうと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 28ページのふるさと応援基金積立金の説明をちょっとお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。ふるさと応援基金積立金のほうに、ふるさと応援基金の応援寄附金としていくと、歳入したもの、山の都のほうで、今度は返礼品とか、そういうふうな経費を出すもの、その差分が出てきますので、その差分をこの基金に積み立てて、それを今年度の事業とかに生かしていこうという積立てになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません、先ほどの私の質問にもう少し具体的に答えていただきたいんですけど、そのふるさと納税が随分増えてきたという要因をどのように分析されていますか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、平岡哲也君。

○山の都創造課長（平岡哲也君） すいません、要因について御説明をいたします。

先ほども言いましたが、分析について非常に難しいものがありますが、考えられることとして御説明をさせていただきます。

まず、去年の7月にふるさと納税の返礼品の注文管理、また、発送などを町にかわって行っていただく、いわゆるふるさと納税の中間事業者さんが変わりました。この事業者さんの取組として、寄附者がいかに山都町にヒットというか、食いついていただくようなネット上の仕組みを改善していただいたというのが一つですね。インターネット上の商品の見やすさ、選びやすさというのを追求していただきました。

それと併せて、こちらとしても、町外や県外の町に関係する個人または団体の方たちに対して、ふるさと納税の宣伝を行わせていただいております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

7番、興梠誠君。

○7番（興梠 誠君） 私、1点ほどお聞きしたいと思います。小規模水道についてですが、これはどこの小規模水道の修繕費なのか、補助金なのか。

あと、この小規模水道は町内にもかなりまだあるかと思えますけども、この小規模水道の組織が町水道あたりに移行したいというような思いがあった場合、町としての対応ですね。そういうのがどんな形で進められていくのかなというふうにちょっと思いますので、町から小規模水道辺り取り組んでおられる地域に、町水道の意向はありませんか。そういう調査あたりはされてい

ますかね。そこ辺りも含めて、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。19ページの18節の小規模等水道施設につきましては、場所が入佐の堀端水道組合というところの深井戸水中ポンプ整備等の補助金申請になっております。

それと、これは補助金要綱を制定しておりまして、給水戸数が8戸ですので、要綱に従い70%の補助を行うことになっております。

議員がおっしゃられているとおり、町の管理していない、地元でされている小規模水道については、町のほうの水道に対する加入の要望を伺っているかということなのですが、逆に地元からそういう要望があってはいますが、町のほうで管理するとなりますと、水道法に基づく滅菌器とか、その分で施設整備のほうで加入に対するまでの地元の負担金が非常に高くなりますので、現実的な問題として、この小規模水道等の整備事業の補助金のほうで、各種整備の補助を行っているところです。

それと、ちなみに町のほうでしている分としては、飲料水供給施設2地区と小規模水道の6地区に関しては町が設置し、山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例というのを設置しておりますので、それで設置している分については、地権者のほうと使用料負担とか修繕費の費用負担とかを条例で定めて、徴収しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 7番、興柁誠君。

○7番（興柁 誠君） 中身は分かりましたが、今課長が申し上げられました中で、確かに町水道に移行する場合、負担金が発生しますよね。かなりの額というふうに聞いておりますが、その辺りをやっぱりずっとこのまま小規模水道で取り組んでいる地域は高齢化が進んで、管理もできないような状態になったときに、やっぱり町水道に頼るしかないわけですよね。

そういったときに、負担金は今の状況のままでないとかたれませんよというようなことであれば、非常に厳しい地域、生活になってしまいますので、そこら辺りを今後少しでも軽減できるような方向で検討されて、少しでもその小規模水道あたりの地域がなくなるような方針を立てていただければというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 議員おっしゃられるとおり、そういう要望が上がっております。上水道のほうで、企業会計という中で運営しておりますので、その分に関する部分を負担するとなると、今までされている方の加入者の負担のほうとの兼ね合いがありますので、そこら辺も勘案しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 去年のを見たら、去年質問しているんですけども、寄附金のところ

で、公共施設整備基金積立金というふうで、1億6,000万出している。これはどうなっていますか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 今、手持ちでちょっと確認できませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号「令和6年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第87号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第87号「令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第87号、令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。

補正予算（第3号）の説明書です。

収益的収入及び支出。

支出の部です。

1款1項1目原水及び浄水費につきまして、10節修繕費100万円。

同項2目配水及び給水費につきまして、同じく10節修繕費350万円を補正しております。これは今年度、落雷や風倒木被害、また、老朽化による修繕が例年以上に発生し、予算が不足したこ

とにより、冬期の修繕費を例年並みに確保するため計上しております。

次のページを御覧ください。

資本的収入及び支出。

支出の部です。

1 款 1 項 1 目原水施設改良費につきまして、3 節工事請負費200万円を計上しております。これもさきの理由により、予算が不足したことにより、冬季時の工事請負費を例年並みに確保するため計上しております。

次に、前に戻っていただき、2 ページを御覧ください。

令和 6 年度、山都町水道事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条、令和 6 年度山都町の水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 6 年度山都町水道事業会計予算（以下予算という）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出、第 1 款水道事業費用、3 億7,681 万円、450 万円、3 億8,131 万円。

第 1 項営業費用、3 億5,059 万6,000 円、450 万円、3 億5,509 万6,000 円。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億7,577 万円を 1 億7,777 万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款資本的支出、5 億3,850 万7,000 円、200 万円、5 億4,050 万7,000 円。

第 1 項建設改良費、3 億4,453 万4,000 円、200 万円、3 億4,653 万4,000 円。

令和 6 年12 月 5 日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 議案第87号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号「令和 6 年度山都町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第88号 令和 6 年度山都町病院事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第 3、議案第88号「令和 6 年度山都町病院事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君） それでは、議案第88号、令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、今年度6月の診療報酬改定において支出基準を満たしたもの、医療機器において新たにリース契約を必要とする収益的収支の補正及び補助金決定による設備整備に係る資本的収支の補正によるものです。

8ページを御覧ください。

補正予算（第2号）の説明書です。

収益的収入及び支出。

9ページを御覧ください。

支出の部より御説明いたします。

1款1項3目経費につきまして、165万5,000円を補正しております。13節賃借料165万5,000円の増。これは放射線科で使用しているMR I撮影装置の高磁場環境の一部部品と、内視鏡検査に用いる上部消化管用スコープについて、補修を含めたリース契約を締結するものです。

前のページに戻っていただき、8ページを御覧ください。

収入の部です。

1款1項2目1節外来収益につきまして、165万5,000円を補正しています。これは今年度6月に実施された診療報酬改定において、夜間、休日、深夜の救急医療体制において定められた基準を満たしているものとして、九州厚生局より算定が認められた院内トリアージ加算を一部負担金33万1,000円、レセプト収入132万4,000円により補正するものです。

11ページを御覧ください。

資本的収入及び支出です。

支出の部より御説明いたします。

1款1項2目建設改良費です。2節その他事業費につきまして、126万円を補正しています。これは感染症法に基づく進行感染症対応力強化事業における設備整備補助金として、個人防護保管用を使用するプレハブの設置による設備において計上するものです。

4目1節自動車購入費112万1,000円の補正をしております。これはこれまで使用していました公用車の1台が故障により修理不能となり、早急な確保が必要となったため、当初予算で計上しておりました訪問看護で使用する自動車を医師送迎用の自動車へと購入変更するための差額分の補正によるものです。

前のページに戻っていただき、10ページを御覧ください。

収入の部です。

1款2項1目補助金の補正です。2節県補助金につきまして、282万6,000円を補正しています。これは熊本県へき地医療拠点病院設備整備事業補助金158万2,000円、新興感染症対応力強化事業補助金124万4,000円が、新たに交付決定となったことにより計上するものです。

前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度山都町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度山都町病院事業会計予算（以下予算という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順に申し上げます。

収入です。

第1款病院事業収益、11億3,534万8,000円、165万5,000円、11億3,700万3,000円。

第1項医業収益、9億6,956万6,000円、165万5,000円、9億7,122万1,000円。

支出。

第1款病院事業費用、11億3,534万8,000円、165万5,000円、11億3,700万3,000円。

第1項医業費用、10億8,763万6,000円、165万5,000円、10億8,929万1,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,562万9,000円を2,518万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、2,887万6,000円、282万6,000円、3,170万2,000円。

第2項補助金、253万円、282万6,000円、535万6,000円。

支出。

第1款資本的支出、5,450万5,000円、238万1,000円、5,688万6,000円。

第1項建設改良費、1,034万1,000円、238万1,000円、1,272万2,000円。

次のページを御覧ください。

令和6年12月5日提出、山都町長。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第88号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号「令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時22分

12 月 13 日（金曜日）

令和6年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年12月5日午前10時0分招集
2. 令和6年12月13日午前10時0分開議
3. 令和6年12月13日午後0時10分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第5号）

- 日程第1 議案第89号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第2 議案第90号 財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器一式）
- 日程第3 議案第91号 財産の処分について（旧御岳グラウンド）
- 日程第4 議案第92号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）
- 日程第5 議案第93号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）
- 日程第6 議案第94号 工事請負契約の締結について（一の瀬川⑥河川災害復旧工事）
- 日程第7 議案第95号 工事請負契約の締結について（一の瀬川④河川災害復旧工事）
- 日程第8 議案第96号 工事請負契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）
- 日程第9 議案第97号 工事請負変更契約の締結について（中央体育館解体工事）
- 日程第10 同意第3号 山都町教育委員の任命について同意を求める件
- 日程第11 委員会報告 請願付託報告について
- 日程第12 委員会の閉会中の継続審査申出について
- 日程第13 特別委員会の閉会中の継続審査申出について
- 日程第14 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税務住民課長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山の都創造課長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学校教育課長	鈴 木 保 幸
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監 査 委 員	志 賀 美枝子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第89号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第89号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、説明いたします。

議案第89号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和6年12月5日提出、山都町長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第2第3条第10号に関する事務の項中「山鹿市、菊池市」を「菊池市」に改める。

附則、1、この規約は令和7年4月1日から施行する。

2、改正後の熊本市町村総合事務組合同規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由です。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。新旧対照表になります。表の左が変更後となります。

本件は、熊本市町村総合事務組合の構成団体である山鹿市から、令和7年3月31日をもって共同処理する事務の一つである、住民の交通災害見舞金に関する事務から脱退する旨の申出がなされたことに伴い、規約の変更を行うものになります。

また、規約の一部変更にあたっては、熊本市町村総合事務組合から構成市町村等における議会等での同文議決の依頼があり、提案したものとなります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第89号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） これ脱退された理由が分かりますでしょうか。

何か山都町も加入してるし、これ脱退して何かほかのメリットがあつて、そちらに行かれたのか。普通だったら、やっぱ担保するために、こう、ですね、ここに加入しとったほうが、メリットがあつていいんじゃないかなと思いましたので、単なるちょっと不思議に思いましたので。すみません。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。直接事務組合等に、この理由を、直接な理由はちょっとお伺いはしておりません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第90号 財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器一式）

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第90号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器一式）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） 議案第90号について御説明します。

議案第90号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出、山都町長。

1、品名、住民基本台帳ネットワーク機器一式。

2、規格及び数量、契約概要のとおり。

3、契約金額、1,262万8,000円、税込み。

4、契約相手方、熊本県熊本市中央区九品寺1丁目5番11号、株式会社RKKCS、代表取締役、金子篤。

5、契約の方法、随意契約。

提案理由。上記財産の取得については、条例第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本件は、住民基本台帳ネットワークシステムの関連機器を更改するもので、その取り扱う情報の重要性、機密性から、競争入札には適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約としています。

また、住民基本台帳ネットワークシステムは、既存の総合行政システムと密接不可分の関係にあり、本県の機器の更改を総合行政システムを運用している今回の契約相手方以外の事業者任せると、これらの情報システムの運用、特に何らかの障害時の復旧で支障が生じるおそれがあります。このようなことから、現状では、ほかの事業者から今回の機器を購入することは難しく、よって、契約の相手方が特定していることから、山都町財務規則第86条第1項第1号の規定により、一社からの見積りとしています。

次のページをお願いします。契約の概要です。前と重なるところは省略します。

1、本件は住民基本台帳ネットワークシステムに必要な機器の更改にかかるもので、システムの安定運用のために、5年から6年程度で定期的に行っています。前回の更改は令和元年7月でした。

3、規格及び数量、別紙のとおり。

4、納入場所、役場本庁及び清和・蘇陽各支所。

5、開札年月日、令和6年11月26日。

6、予定価格、1,262万8,000円。

9、財源は全額一般財源です。

1 ページ飛ばしまして、4 ページをお願いします。物品売買仮契約書です。これも前と重なるところは省略します。

3、納入期限、令和7年3月31日。

5、契約保証金、免除。

6、連帯保証人、免除。

山都町と株式会社RKKCSとは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、上記の契約の仕様及び以下の条項によって契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月29日、発注者、山都町長、受注者、熊本県熊本市中央区九品寺1丁目5番11号、株式会社RKKCS、代表取締役、金子篤。

次のページをお願いします。機器の一覧です。

緑色の欄の項目で、上からコミュニケーションサーバとは、本町の住民基本台帳システムと全国の住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするための装置です。

次の項目のファイアーウォールとは、通してはいけないデータを止める装置で、不正アクセスによるデータの改ざんや情報漏えいを防ぐものです。

次のページをお願いします。

次の項目の周辺機器は、無停電電源装置などとなります。

次の項目の統合端末とは、住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバの端末機能と、マイナンバーカードで使用する公的個人認証サービスの端末機能を統合したものです。

次の項目のタッチパネルディスプレイは、マイナンバーカードの発行や更新などの際に、住民の方が使用するものです。

なお、項目には挙げていませんが、機器の輸送、搬入、設定、構築も含めての契約です。

次のページをお願いします。今回購入予定の主な機器の画像です。

次のページをお願いします。住民基本台帳ネットワークシステムの概要図であり、今回該当するのは、赤い丸で囲った部分になります。

CSとはコミュニケーションサーバ、FWとはファイアーウォールになります。

次のページをお願いします。これまでの住民基本台帳ネットワーク機器の更改の状況です。

平成14年に全国で一斉に導入され、これまで3回の更改がされています。第1回の本町の更改の時期は、記録がなく不明ですが、平成18年から平成20年の間に行われています。第2回が平成25年、第3回が令和元年、そして、第4回が今回になります。

第1回機器更改から第4回機器更改まで、見出しの右に示している期間は、住民基本台帳ネットワークシステムの運営をしている、地方公共団体情報システム機構が求める機器更改の期間になります。今回は、令和6年11月から令和7年11月までの間に、機器を更改することが求められ

ています。

なお、前回の更改時と比べて、契約金額が大幅に増えていますが、これは主な機器であるコミュニケーションサーバや統合端末が前回の2倍から3倍の価格となっており、そのほかの関連機器も値上がりしているためです。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第90号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 随意契約提案理由というのはちょっと分かりましたけども、これ6年に1回ずつぐらい更新していくわけですよ、ずっと随意契約していくてなって、その辺ちゃんとですね、大体このくらいだろうという金額が提示されたことで、随意契約になっとは思いますが、そこがちゃんとできとるか。だけん、もしかしたら随意契約ということで、向こうの言い値というか、そういう関係になりやせんかという心配をします。これがずっと6年に一度、1,000万から超える金額が発生していくということであれば、その辺はちゃんと、何というか、適正な価格になるように、見る必要もあるだろうし、そういったことができとるかどうかをお伺いします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。本件は住民基本台帳ネットワークシステムを運営する地方公共団体情報システム機構が示した本システム特定の仕様になっています。また、住民情報を扱い、それが全国のネットワークにも影響することから、ほかの方法を取ることが困難なこともあり、やむを得ないものと思っています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） さきの質問のですね、何ですかね、趣旨というか、本筋は、見積りで提示された価格がですね、果たして適正なのかどうかというのを、どのようにして判断してるのかということだと思うんですよ。なので、何というですかね、仕様とかなんとかは提示されたもの、それは仕方がないと思いますし、随意契約ということも理解はするんだけど、見積りで提示された金額が果たして適正な金額かどうかというのを、どのようにして判断してますかという、そういう質問だったと思うので、もう一度そのところを御答弁お願いします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。価格が適正かということになるかと思いますが、もちろん、こちらの積算基礎をするときにはですね、情報を集めております。それと見比べて妥当であると判断しております。この件は、住民データを保護して、高度の暗号技術を使い、サイバー攻撃を防ぎ、全国のネットワークにシステム障害が及ばないようにするためには、やむを得ないものと思っています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 同じようなことを疑問に思っていたんですが、付け加えてですね、これについては、メンテナンス料というか、何か不具合が起きたときに修理に来ていただくとか、そういうことについての保守料かな、も入ってるんですか。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。機器の保守料も含んでおります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器一式）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第91号 財産の処分について（旧御岳グラウンド）

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第91号「財産の処分について（旧御岳グラウンド）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第91号、財産の処分について。

次のとおり、町有財産を処分することとする。

令和6年12月5日提出、山都町長。

- 1、処分する財産、旧御岳グラウンド。
- 2、物件の所在、熊本県上益城郡山都町野尻字尻原986番外。
- 3、処分対象物件、土地。

次のページを御覧ください。

表は地目ごとに分けた形で作っておりますけれども、1番の986番は一筆丸ごと。2番は各地番の一部であるため、同じ雑種地ですが表を分けております。3番は旧里道。4番は旧水路です。現況を見ますと、里道及び水路は存在しておらず、表題登記及び保存登記の事務手続を行ってい

ます。合計しまして、8,185.69平米です。

前のページにお戻りください。

4、売却予定価格、982万2,828円。

5、契約の相手方、熊本県上益城郡御船町大字辺田見169番地、上益城消防組合消防本部、管理者、藤木正幸。

6番、契約の方法、随意契約。

提案理由です。町有財産を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3ページ目をお願いします。航空写真に地番や境界を重ねたものになります。

赤線内が売却予定地で、旧第1御岳グラウンドのほぼ全面となります。

次のページを御覧ください。評定価格算定資料です。

1、概要です。

申請者、購入申出者ですが、上益城消防組合であり、当該物件について、払下げ後、新山都消防署庁舎を建設される予定です。

また、上益城消防組合の取得に関しては、地元区長及び隣接地権者からの同意を得ており、異議はいただいておりません。

なお、本件議決をいただければ、普通財産の売払いに際して、随意契約により行うことができる場合を定める規則第3条第6号に基づき、随意契約を行う予定です。

2、評定価格の算定です。

土地の売払い価格を算出する場合、当該申請の近傍地における同条件物件の不動産鑑定によるデータがある場合は、当該データを基に申請物件の価格算定を行うこととしており、直近で、上益城消防組合において同地の不動産鑑定評価がなされていることから、当該不動産鑑定評価書を基に算定しております。

次のページを御覧ください。

上益城消防組合の依頼のもと、令和6年1月31日付で提出された、株式会社九州不動産鑑定所の不動産鑑定評価書です。ちなみに、九州不動産鑑定所は、3年ごとに行っております固定資産税評価業務にも携わられておりまして、本町の土地を熟知されていることから、適正な評価がなされているものと捉えています。

次のページを御覧ください。

(2)、鑑定評価額、平米単価1,200円です。

1ページ飛ばしまして、次のページをお願いいたします。

対象不動産の概要となります。

黄色で着色してある筆が売却対象地となります。

次のページをお願いします。

赤線内が売却予定地です。青線は、町道椎原1号線から入る取付け道路で、消防組合において

6メートルの公衆用道路として整備される予定です。

4ページ目にお戻りください。

2、評定価格の算定、2行目を御覧ください。

鑑定評価単価、1平米当たり1,200円、譲渡申請面積、8,185.69平米、掛け合わせまして、982万2,828円を評定価格としました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第91号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 評定価格とかそういう部分については、何もないんですけど、どうもこの航空写真見るとですね、真ん中の一番いいところだけが、この売却ということで、じゃあ、この残った周りはどうするんだと。そういったところに何か計画をされとるかどうかですね、その辺をちょっと。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。確かに議員のおっしゃるとおり、特に第2グラウンドのほうは、ほぼ手つかずの状態となります。

ちなみに、この部分につきましては、消防組合にも打診しながら、何かこう使えないかということで、協議はしてるんですけども、今現在全く白紙の状態です。

また、当該土地がですね、国指定景勝地であります聖滝の近くにございまして、細川家の領内名勝図巻に書かれている当時の風情を保持する必要があるんですけども、聖滝の展望所から聖滝を見たとき、第2グラウンドの一部がですね、視界にちょうど入りまして、何かこう、例えば構造物を建てようとしたときに、恐らく制限がかかると。あと、その辺を踏まえますと、なかなかこう使い勝手がですね、こう今、非常に悩んでおりまして、もしいろんな活用提案がございましたら、ぜひ御提案をいただければと思うところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） その残った土地ですね、今後何かをしようとするときに、この消防組合の土地を通らんと、何もできんていう話になりやせんかと思うんですけど。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。先ほどお示ししました資料の中の測量図ですけども、この青線部分がですね、公衆用道路になってまして、北側のほうから回り込む道はできますので、行けることになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号「財産の処分について（旧御岳グラウンド）」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第92号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第92号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第92号について御説明いたします。

議案第92号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、R6教生工第5号。

工事名、山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事。

工事場所、山都町長原地内。

契約金額、1億3,489万9,600円、税込みです。

契約相手方、熊本市南区流通団地1丁目15番地3、株式会社熊栄電設、代表取締役、日置正信。

入札の方法、指名競争入札。

令和6年12月13日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料①を御覧ください。工事請負契約概要です。

入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和6年12月4日。

財源内訳、全体で1億3,489万9,600円。交付金6,000万円、社会資本整備総合交付金。起債6,000万円、過疎対策事業債を充てることとしております。一般財源は1,489万9,600円。

工事内容について。

受電設備の高圧受電設備1基、非常用発電1基。

照明設備、駐車場投光器3台、ベンチ周り灯1台、トイレ常夜灯1台、ランニングコース灯10

台、コンセントボックス4面。

放送設備、拡声設備で1台、ワイヤレス受信機等1式、防災放送設備1式。

指名業者は記載しております10社です。

資料②を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しです。

工期以下を説明します。

工期は令和6年12月16日から令和7年3月31日まで。

請負代金額、1億3,489万9,600円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社熊栄電設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年12月10日、発注者、山都町長、受注者、株式会社熊栄電設、代表取締役、日置正信。

資料③を御覧ください。入札結果となります。

12月4日の開札で、予定価格、税抜で1億3,330万円、最低制限価格、税抜1億2,263万6,000円。10社を指名しまして、1社が最低制限価格以下で失格、ほか9社のうち8社が最低入札額で同額でありましたので、次の資料④のとおり、くじ引により、株式会社熊栄電設株式会社が落札いたしました。

資料⑤を御覧ください。位置図です。

山都町運動公園内中央に位置します。

資料⑥を御覧ください。中央グラウンド照明配線図の計画平面図です。

9月定例会におきまして、中央グラウンドナイター照明設備整備工事を発注しておりますが、先の工事では、ナイター照明のコンクリートポール、投光機設置の8基までとなっており、今回は、電気受電設備地中埋設配線管配線工事、ハンドホルルの設置、駐車場及びランニングコース灯の照明及び放送設備の整備を行うものです。

資料⑦を御覧ください。ランニングコース・駐車場照明の設置及び配線図です。

駐車場に3基、トイレ及びかまどベンチ周りに各1基、ランニングコースに10基の照明を設置いたします。

資料⑧を御覧ください。放送設備配線図です。

大会の開会式等、現地で放送する機会がありますので、放送設備を設けます。スピーカーは平面図上部Aコート側と、図面下部のBコート側中央グラウンドとサッカー場側に設置をいたします。災害時の緊急放送等にも活用いたします。

資料⑨を御覧ください。屋外防災放送設備配線図です。

サッカー場・ちびっこ運動広場用、中央グラウンド用、芝生広場用の三つの方向に向けた防災

用スピーカーを設置いたします。

資料⑩を御覧ください。中央グラウンド受電設備単線結線図です。

次の資料⑪を御覧ください。放送設備アンプ収納ボックスと照明自動点灯盤照明図です。

資料⑫を御覧ください。投光機ポールの各種器具取付け詳細図です。

資料⑬から⑮までは投光機照明設備図で、設置箇所ごとのタイプ別照明設備となります。

資料⑯を御覧ください。高圧受電設備・非常用発電機配置図でございます。

資料⑰を御覧ください。高圧受電設備図です。

資料⑱を御覧ください。上空写真で、今回、赤枠内が整備範囲となっております。

下段のほうで、赤の太枠表示はランニングコースを示しております。ほか赤枠で表示する施設を表示しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第 92 号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番、眞原誠君。

○3 番（眞原 誠君） 多分こういう質疑は飛んでくるだろうなと思ってらっしゃると思うんですけども、何とかならないのかなと思うんですよね。前回は多分質疑したと思います、私。これくじですよね、くじ引ですよね。入札システムというか、入札の方法なんで、そういう方法でいくしかないというところなのかなと思うんですけれども。どうなのでしょうね、例えばほかの町営住宅とかのですね、プロポーザルで提案があったときなどは、選定する業者によって、そのクオリティーというか、提供されるものが変わってきたりするかもしれませんけれども、今回、これ、仕様も全部出ていて、最終的にはくじで決められるわけですよね。そうすると、町民側としては、同じコストで最大限の施設を提供してもらうという判断にはならない話なのかなと思うんです。やはり町内にも業者さんがある中で、これだけの金額の発注を町外の業者様に出さざるを得ないというのは、どうにかならないのかなと思うんですけれども、その辺りいかがお考えなのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。毎回工事も含めてですね、いただいている質問ではございますけれども、おっしゃる趣旨は理解いたしますけれども、公正な入札の観点から、やっぱり複数の業者さんに入札いただいて、応札いただいて、落札決定させていただくという形をとるのが、やっぱり一番最適かなと思ってるところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3 番、眞原誠君。

○3 番（眞原 誠君） もう言うだけ言わせてください。分かります。そのね、仕組みというかいうのは分かるんですけれども、ただですよ、複数入札でとはいうものの、仕様は同じ、提供される価格も一緒、最終的にはくじで決めるという話になるわけじゃないですか。なので、そも

そも複数の業者さんを指名して競争入札にしているという、ていをはたしてないと、僕は思っているんですよね、こういう状況になってくればですよ。なので、何かいい方法がないのか、今後考えていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 道の駅のときも一緒だったですよ。同札で入札して地元が取れなかったと。くじだから仕方がないと。しこたま怒られましたよ。何で議会で賛成したかと。何のため議会あつとかと。町民の事業者がいるんですよ、町内にですね、それも同札で入れとる。これには、私は納得できないし、指名に何でできんだったかということですね。地元には業者がいるんですよ。こういうところはやっぱり指名してほしい。そういうことを思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 私も同じようなことを思っておるんですがございますけれども、特に電気のことで、故障だったり、いろんなことがあったときに、すぐ地元の業者さんだったら、すぐ駆けつけてくださって、仕様が分かっているわけだから、対応が早くできるんじゃないだろうかというふうにも思うわけです。もしここになったときにですね、その後のいろんな対応については、地元の方をお願いするとかいうふうにはできないものなんですか。それも全部、こちらの業者さんが熊本市内から駆けつけて、いろんな対応をされるのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今回、市内の業者が受注されて、今後の話でちょっとどうなるか分かりませんが、2次下請の場合がありまして、それが地元になる可能性もあるわけですが、そうした場合は地元が駆けつけて来られますけど、異常があるときは基本的には、やはり本件を落札した業者が、やはり出向いて対応していただくということになるかと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 議員全員、同じ気持ちでいると思います。昔から出ている問題ですけども、以前、地域貢献などの総合評価方式という話も以前させていただいておりましたので、やはりこの問題はですよ、やっぱり町民から見ても非常に違和感があるというふうに言われますので、そこ辺のところもですね、やはり何らかの形で改善のできるような方法を、やはり町独自でも考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。これまでも同様の御意見をいただいております。私も全く皆様方がおっしゃるとおりだというふうに思っております。ただ、この規模の事業になりますと、ある程度この事業を施工する業者さんというところを、しっかりとした施工でなければ

いけないというふうに思います。また、町内にそういった業者さんが複数ないということもあります。できる限り町内の業者が受けていただければいいんですけれども、それこそうそこに関して随意契約というよりも、やはり競争性は、私は必要だと思いますので、そういった意味で競争性を働かせながら、よりよい工事を行うためには、競争入札というのはやむを得ないというふうに考えております。ただ、先ほどから御意見がありました。また、これまでも私もですね、お答えしてきたというふうに思いますけれども、今後、皆様方の御意見をいただきながら、何らかのそういった対処方法がもしあるのであればですね、そこに関しては、今後も引き続き検討していきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） いろいろあると思いますけれども、やっぱり地元優先にするという考えを持っていたきたい。それだけですよね。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 地元優先だけがいいというふうに、私は言うつもりはございません。やはり適正な競争入札の中でしていただきたいと思いますけれども、私も以前のときに、総合評価を入れていったらどうかとか、やっぱり同点になった場合のですね、特別な、特別なというか、そのときの評価の在り方とかいうのを検討していただきたいというのも、本当、ほかの議員の方からも随分何度も言われてきてることがですね、やはり今回のお答えは、今後検討していくでは、ちょっと納得がいけないなという部分がございます。

もう一つ、もう1回お尋ねしたいんですけど、地元の業者の方も、何というかな、今回は地元からも出ているわけで、ちゃんとしたこの工事を請け負うだけの力量を持つてるといことで出されてるわけですから、その辺でしていただきたいし、やっぱり、特にいろんなところで、あとのメンテとか保守は大事なところだと思うんですけど、特に電気については、私も一刻も早くというのがあると思うので。ここは防災施設でもあります。なので、その点でどうだったのか、検討されたのか、もう一度お尋ねしたいと思いますし、そういうことが総合評価に入ってくると思うんですよね。

それと、すいません、予算の面でいきましても、ちょっと不安なのが、随分、この総合運動公園の予算の中で、たくさんのが工事請負契約なされてる中で、昨日の質疑にもありました財源がですね、社会資本整備総合交付金がやっぱり満額取れないといったときの、次どうするかということが出てくると思いますし、今回は、まだこれ決定じゃないですよ、交付金額。今後どうなるかなというのも心配しております。見通しがあればお伝えください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。前段の部分のお尋ねの件につきまして、今回指名審査に当たりまして、メンテナンスを含めたところでの審査は行っておりません。でも、実際の電気工事の単体の工事に関する審査ということで、メンテまでは担当課からも示されていなかった

たということです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。財政計画での御質問だったと思いますけど、今、社交金の事業計画が令和2年度から令和6年度の5年間でございます。今年が最終年度でございました。その中で交付決定をいただいた中で減額もあったんですけど、それについては、また来年度、残工事もちょうと残りましたので、それについては、また他の補助事業をちょっと今考えておりますので、それに向けてやりたいと思います。また、財政計画的には、一般財源も充てながらやるということで、足りない分は、それも財政計画に今年度見越しておりますので、その辺は大丈夫かと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 質疑じゃないばってんですね、これどうも腹ん立つな。道の駅ばしたときに、今後そういうことがないようにということで、言っているんですよね。また、やるんですかこれ。そしてですね、地元の業者も使うんですよ。従業員も、そのグラウンド使うんですよ。そういうことを考えてみれば、やっぱりやっぱり地元を優先にするというのが、私は当たり前だと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 3回目なので、もう1回だけ言わせてください。

町長にもう1回伺いたいんですけども、先ほど競争性をね、保ちたいというふうにおっしゃったじゃないですか。そこは私もそう思うんです。ところが、今回、これ競争になってないじゃないですか。金額も一緒だし、こういう金額で来るだろうなということは、恐らく皆さん、制度上分かってらっしゃるんでしょう。だから、こうみんなそろそろわけじゃないですか。予定価格がとか、そういう話ですよ。競争性がもう制度的にというか、もう担保されていない状況があるという中で、いや、まあ、だから、今ね、皆さん申し上げてるとおりですよ。本当に、今2番議員もおっしゃったように、ここの施設というのは、もう当然町民、皆さん使いますし、特に私も、こういう運動公園の整備などはですね、児童生徒、若い人たちが使う施設なので、ここの整備に関しては、もろ手を挙げて応援したいし、じゃんじゃんやってほしいですし、いち早く整備が終わるようにということで言えば、こういう計画や上がってくる議案に対して、反対なんか絶対したくないんですよ。でも、こういう状況になると、やっぱりこう引っかかってきますよね、どうしても。なので、そこを皆さん、恐らくここに議場にいらっしゃる皆さん、同じ気持ちだと思うんですけど、制度的にどうにかならないのかという話なんですよ。その辺りもう一回、町長のお考えとか、今後、もしかしたら、こういう制度に変えられるかもしれないとか、そういうの何かあれば、御答弁お願いします。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今、皆様方からいろんな御意見をいただきました。

確かに道の駅のときにも、そういう御意見がありました。総合評価方式をこの入札に取り入れることができないかというような御意見も、確かにこれまでもあっております。町といたしましては、これまでの道路改良工事も含めてですね、いろんな工事で、できる限り町内の業者さんに受けていただきたいということで、指名競争入札を、町内業者が複数ある場合には、できる限り町内業者に限って指名競争入札も行っているところでございます。その中で、今回の電気工事につきましては、確かに1社入っていただいておりますけれども、1社だけの入札ということは、やっぱり競争原理が働かない。そのためにはやっぱりある程度、それだけのこれまで実績のある企業に入っていただきまして、入札に加わっていただくということで考えております。今回、確かに最低価格での入札がですね、もうほとんどのといいますか、1社を除けば全部そういうことになりました。これにつきましては、町としてそれを想定してるものではございません。もちろん、それぞれがそれぞれの計算式でいったところがですね、そこに至ったということでございますので、もともとその最低価格で入るということを、町としては前提とはしておりませんし、それに関しては、町がコメントするところではないというふうに考えております。ただ、くじになった場合に、町内優先でということになりますと、町外からの指名をした業者さんたちからがですね、また別の意味で、いろんなところで不信感を抱く町になってしまうというふうに私は考えます。ですから、競争原理をしっかりと働かせながら、できる限り町内業者に取っていただけるようなところはですね、町としても思いながら、現在は、公平公正な入札を行うために行ってるということで理解しておりますので、今回のこの入札につきましても、ぜひ御理解いただければというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） どちらのですね、町の今のお考えも十分分かりますし、議員全員ですね、全員ではありませんが、今質問された議員さんが、くじになったときは地元優先にできないかというのも重々分かります。だけれども、よくよく考えてみますと、例えば今度みたいに、最低制限価格でほとんどの方が、業者が入れてこられるということが、じゃあ、それでくじをしてこうなりましたと。くじをして、もうくじ制にしないでですね、地元優先、金額が一緒だったら、同じように、みんな同じ金額でしてきたんだから、じゃあ、地元を取りなさいというふうにしたら、今度は、ほかの町外の業者さんがですね、これは山都町の工事に入札、応札をしたら、みんな最低制限価格で出したら、どうせ取れないんだというのが分かれば、もう応札してこなくなると思うんですよね。その危険性があります。そしたらもう入札の意味がなくなって、結果的には随契みたいですね、1社だけが、町内の業者だけが応札をする。これまでも、庁内のいわゆる建設関係のときも、これまでいろいろあってきました。例えば蘇陽地区であるときは、矢部の業者さんは全部もう辞退する。辞退だけ、辞退がそんなに続くんだったら、もう指名するなということもありました。例えば、いっぱいこう工事を抱えておいてできないならば、辞退というのは分かるけども、ずっと見てきたら、矢部があるときは、蘇陽の業者さんは辞退するというのがありましたので、そういうこともいけないんじゃないかというのもありました。ですか

ら、いろんなことを、これまでの、この入札のことを考えてみますと、最初私が言いましたように、もうちょっと入札の在り方を検討していただきたい。先ほど言いましたように、最低制限価格で全部出してきて、町内業者が優先だってなったら、町外の業者はもう最初から応札してこないという危険性もありますので、ここは重々ですね、検討していただきたいと思います。その地元優先というのがですね。ですから、先ほど9番議員もおっしゃいましたが、地元貢献とか、そういう違った面のところの入札条件というか、そういうのを点数の中に入れてくるというのも一つだと思いますので、そこら辺を今後の課題としてですね、していただきたいと思います。もう入札が働かなくなると大変なことでございますので。

それから、放送設備をこうされますけども、いわゆる管理棟みたいな、どこから放送を流すのかというのが、この図面でちょっと分かりづらかったので、管理棟があるのかないのか、これから造るのかどうかというのを御説明ください。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。放送施設、マイクはですね、体育館内の事務所に置きます。そこから一斉放送の場合はやります。個別に必要なときは、大会等はグラウンド内で、また、そこに機材を置いて、そこから、スピーカーもありますし、そこにマイクも置きますので、そこから放送もできるようにします。2段構えでやります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 大本の放送設備は体育館というのは分かりますけども、じゃあ、例えば、ここのグラウンドでですね、「はい、次は何コートで、何試合ですよ」という放送をしなくちゃなりません、そこはどこでどういうふうにするのかという、この位置図の中に、ちょっと私見つけきれませんでしたので、どこから、例えばサッカーとかグラウンドゴルフとか、それぞれに個別の大会でされるのかなと思いますので、そこをどこでどういうふうにするのかというのをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 今回の中央グラウンドにつきましては、資料8でですね、グラウンドの北側のちょうど角、角のほうにですね、バックネットの裏のほうに放送設備のアンプ等を置きます。そこにアンプ収納ボックスを置きます。サッカー場については、図面ちょっとないんですけど、ここについてもワイヤレスの施設を設けておりますので。申し訳ございません。芝生広場については、もう既に、そこに収納アンプとかありますので、そこはそこでまたできます。緊急時の放送は体育館の事務所があります。そこにまたアンプを設けて、そこから放送できるようにしております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数。

したがって、議案第92号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド電気設備工事）」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務住民課長から発言の申出がっております。これを許します。

税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） 議長のお許しがありましたので、発言をさせていただきます。

先ほどの議案第90号の答弁に誤りがありましたので、訂正をお願いします。

西田議員から、機器の保守を含んでいるかとお尋ねに対し、含むとお答えしましたが、確認したところ、含まれていません。年間120万ほど別に保守料を見込んでいます。おわびして訂正をします。申し訳ありませんでした。

日程第5 議案第93号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第93号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 議案第93号について説明いたします。

議案第93号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、R 6 教生工第6号。

工事名、山都町運動公園中央グラウンド整備工事。

工事場所、山都町長原地内。

契約金額、1億7,663万8,880円、税込み。

契約相手方、上益城郡山都町下市242－1、株式会社坂本建設、代表取締役、橋本博美。

入札の方法、指名競争入札。

令和6年12月13日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料①を御覧ください。工事請負契約概要です。

入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和6年12月4日。

財源内訳、全体で1億7,663万8,880円。交付金8,000万円、社会資本整備総合交付金です。起債8,000万円、過疎対策事業債を充てます。一般財源は1,663万8,880円。

工事内容について説明いたします。

土工、撤去工、L型擁壁工、ブロック積工、排水工、暗渠排水工、舗装工、ゴムチップ舗装工、張芝工、フェンス工の項目となっており、項目、明細、数量は御覧のとおりです。

指名業者は記載しております12社です。

資料②を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しです。

工期以下を説明いたします。

工期は令和6年12月16日から令和7年3月31日までです。

請負代金額、1億7,663万8,880円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社坂本建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年12月10日、発注者、山都町長、受注者、株式会社坂本建設、代表取締役、橋本博美。

資料③を御覧ください。入札結果となります。

12月4日の開札で、予定価格、税抜き1億7,601万7,000円、最低制限価格、税抜き1億6,034万9,354円。12社を指名し、7社が辞退、ほか5社から応札があり、3社が失格、最低制限価格に一番近かった株式会社坂本建設が落札いたしました。

資料④を御覧ください。位置図です。

山都町運動公園内中央部に位置します。

資料⑤を御覧ください。撤去工位置図です。

グラウンド外周擁壁コンクリート、ダッグアウト進入口のアスファルト舗装、フェンス、U字溝等の撤去対象を示しております。

資料⑥を御覧ください。中央グラウンド擁壁部の撤去断面図です。

撤去します既存の擁壁及びダッグアウトを表示しております。青で表示しておりますのは、新たに整備しますランニングコースの断面図を入れております。

資料⑦を御覧ください。整地横断位置図です。

赤ラインの断面が次の資料の⑧、⑨の断面図となっております。

資料⑩を御覧ください。中央グラウンド擁壁横断図です。

標準的な断面A、B、Cとしており、ランニングコースの有効幅員は2.7メートルとしております。

資料⑪を御覧ください。擁壁工位置図です。

図面中央部のブロック積みの延長と、ランニングコース沿いに幅員等確保のため、L型擁壁を施工いたします。

資料⑫から⑭は、グラウンド周辺のL型擁壁展開図等です。

図面の左側の町道沿いの高さ1から1.5の擁壁展開図及び構造図です。

資料⑮は、ブロック積延長箇所の展開図及び断面図です。

資料⑯から⑲は、排水計画図です。

資料⑲は、グラウンド仕上げ図及び暗渠排水の位置図です。

本中央グラウンドは、矢部町史によりますと、昭和41年に町営グラウンドが完成してありまして、グラウンド表面の砂層の圧をですね、数か所調査しましたところ、全面的に流出しており、少ないところでは僅か2センチ程度となっており、また、暗渠排水もなく、大規模災害時には、ここが駐車泊等の避難場所にもなり得ることから、しっかりとした排水対策及び地盤面の強化を図りたいと存じます。

資料⑳は、駐車場側溝、集水桝構造図です。

資料㉑は、駐車場及びランニングコースの舗装箇所図です。

特にランニングコースにはクッション性のあるゴムチップ舗装としております。

資料㉒は、中央グラウンド競技配置図です。

野球グラウンドのメインは西側となっております。

資料㉓は、管理施設構造図で、メッシュフェンス、境界ブロック図面です。

㉔は、現在の芝生広場の完成の北側にあります、当初のエリアにはですね、計画はありませんでしたが、そのままではくぼ地となってしまう、水がたまるおそれがありましたので、土地の有効利用を図るため、国交省から残土を引き受けて埋め上げを行っておるエリアでございます。

ここにつきましては、これまでに暗渠排水等の基盤整備まで行っておりますので、今回、中央グラウンドにより発生する残土を活用しながら、最終的に芝を張って、現在の芝生広場を拡張することとしております。

資料㉕は、上空からの写真で、今回の施工エリアを赤で示しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第93号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10 番（吉川美加君） 着々とですね、完成に近づいていくなという感じがしています。個人的にはランニングコースが大変気になりますので、多分これ、工事期間は3月31日ということですが、繰り越していくんだらうなというふうには思っていますが、今のところ見通しとしては、全体の完成予想というか、いつ頃までなるのかなというふうなことを思っています。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今回の契約工期では3月31日までとなっておりますが、入札前の施工条件明示書におきまして、これには、関係機関、国の繰越し承認であったり、また、議会の承認が得られた場合は、令和7年の12月22日まで延期するということとしております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第94号 工事請負契約の締結について（一の瀬川⑥河川災害復旧工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第94号「工事請負契約の締結について（一の瀬川⑥河川災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 議案第94号について説明いたします。

議案第94号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

1、工事番号、5 災補河第24号。

2、工事名、一の瀬川⑥河川災害復旧工事。

3、工事場所、山都町御所地内。

4、契約金額、7,577万6,800円、税込みです。

5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町杉木781-3、三栄総合建設株式会社、代表取締役、後藤正先。

6、契約の方法、指名競争入札。

令和6年12月13日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。資料①になります。

工事請負契約概要について説明します。

4番の入札年月日から説明します。

入札年月日、令和6年12月4日。

5、財源内訳、全体事業費として7,577万6,800円。国庫負担金7,335万1,000円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金です。補助率は96.8%です。起債210万円、災害復旧事業債。一般財源32万5,800円です。

6、工事概要、復旧延長としまして162.3メートルです。工区数は3工区です。主な工種としまして、掘削工689立米、盛土工73立米、張芝工52平米、ブロック積工750平米、小口止工5.6立米、すりつけ工27平米、仮設道路工266メートルです。

7、指名業者について、記載しています12社です。

次のページ、②をお願いします。公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号、5災補河第24号。

2、工事名、一の瀬川⑥河川災害復旧工事。

3、工事場所、上益城郡山都町御所地内。

4、工期、令和6年12月16日から令和7年3月31日まで。

5、請負代金額、7,577万6,800円。

上記工事について、発注者山都町と受注者三栄総合建設株式会社は、おののおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年12月6日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町杉木781-3、三栄総合建設株式会社、代表取締役、後藤正先。

次のページ、資料③をお願いします。入札結果になります。

12月4日開札で、予定価格、税抜き6,958万4,000円、最低制限価格、6,305万5,656円。12社を指名し、9社が辞退、3社から応札があり、三栄総合建設株式会社が落札しています。

次のページ、資料④をお願いします。位置図になります。

5年災に被害が多かった町の北部になります。

次のページ、資料⑤をお願いします。航空写真に工区ごとに位置を示したものです。

一の瀬川については、県道稲生野甲佐線沿いに位置し、資料の左側から右側に向かって河川が

流れています。下流側より1工区から3工区を示しております。100メートル以内に工区が連続しているため、1か所工事として採択を受けております。

次のページ、資料⑥をお願いします。工事平面図になります。

資料の左側から1工区となっております。黒色網掛け着色が復旧箇所、仮設道路として河川内に大型土のう、堤内及び河川内に仮設道路の位置を破線で示しております。

次のページ、資料⑦-1から⑦-3は現場写真となります。

写真⑦-1は両岸復旧の箇所です。写真⑦-2は写真右側の宅地側上の復旧となります。右側の復旧となります。資料⑦-3は両岸復旧の位置を示しております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第94号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 横断写真の⑦-2のところで、宅地で言いなつたですね。この写真、宅地でしょう。そこの下がえぐれて崩れとつとは、今度の災害ですか。今度の災害でこしこえぐれたってことですか。だったら、やっぱり住む人も不安だろうけんが、これやっぱ、なんか、仮の住居とか見つけてやっとなががよかつじやなかかなと思うばってんですね。まあ、自主避難しなはってには思うばってんですたい、やっぱ町のほうからも、これだけやっぱえぐれとならですね、雨んときは、ちょっと心配じゃないかなと思っておりますが。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 資料の⑥、平面図を御覧ください。

ナンバー4というところに赤線で横断面を入れとります。ここの間に道路が入っておりまして、宅地との間にはちょっと距離がございますので、町としましては、すぐすぐ宅地に影響があるというふうには考えておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これは道はなかでしょう。なん、資料⑦-2の横断写真ナンバー4としてあつとこ。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） ちょっと初めから説明しますと、資料⑦-1の写真を御覧ください。それと、平面図をちょっと見比べていただければ、距離が大分あることが、平面図上から分かるかと思ひます。

次に⑦-2を御覧ください。ナンバー4の横断の位置を示しております。それと、平面図のほうをちょっと御覧いただきたい。資料の⑥を御覧ください。

写真ではちょっと近くに見えますけども、この間に、1か所上流に向かって道路が入つとるということで、平面図からいけば、もう直近で迫つとるという位置ではないということになります。

写真ではちょっと近くに見えますけども。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） ちょっとお尋ねします。

これ、この工事だけじゃなくてですね、今から、この関係が三つ続くんですけども、どういう工事をされるか、原形復旧なのか。それから、この岩、河川に落ちとる岩、こういったのがどうなるのか、その辺の工事内容をちょっと教えてください。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 今回の令和5年災において、1件だけ改良復旧ということで、下名連石の五老ヶ滝川、これについては、もう流下断面が足りないということで、改良復旧を予定しとります。残りにつきましては全部原形復旧で、もともとブロック積み、石垣、土羽の位置にブロックと土羽において復旧を全て計画しとります。現場に巨石であったり石があるものについては、河川を阻害する断面は除去しますが、残りについては、ブロック積みの前に、植石をやったり、現場の自然環境を残すような形で復旧を考えとります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号「工事請負契約の締結について（一の瀬川⑥河川災害復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第95号 工事請負契約の締結について（一の瀬川④河川災害復旧工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第95号「工事請負契約の締結について（一の瀬川④河川災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 議案第95号について説明いたします。

議案第95号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

- 1、工事番号、5 災補河第25号。
- 2、工事名、一の瀬川④河川災害復旧工事。
- 3、工事場所、山都町御所地内。
- 4、契約金額、1 億1,958万1,000円、税込みです。

5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町杉木781－3、三栄総合建設株式会社、代表取締役、後藤正先。

6、契約の方法、指名競争入札。

令和6年12月13日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。資料になります。

工事請負契約概要について説明します。

4番から説明します。

入札年月日、令和6年12月4日。

財源内訳、全体事業費として1億1,958万1,000円。国庫負担金1億1,575万4,000円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金です。補助率は96.8%です。起債340万円、災害復旧事業債。一般財源42万7,000円です。

工事概要、復旧延長313.9メートル、工区数11工区です。主な工種としまして、掘削工747立米、盛土工231立米、張芝工228平米、ブロック積工1,203平米、小口止工15立米、すりつけ工42平米、仮設道路工630メートルです。

7、指名業者として、記載しています12社です。

次のページ、資料②をお願いします。

公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号、5 災補河第25号。

2、工事名、一の瀬川④河川災害復旧工事。

3、工事場所、上益城郡山都町御所地内。

4、工期、令和6年12月16日から令和7年3月31日まで。

5、請負代金、1億1,958万1,000円です。

上記工事について、発注者山都町と受注者三栄総合建設株式会社は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約書の効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年12月6日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町杉木781－3、三栄総合建設株式会社、代表取締役、後藤正先。

資料③をお願いします。入札結果になります。

12月4日開札で、予定価格、税抜き1億981万2,000円、最低制限価格9,987万1,335円。12社を指名し、9社が辞退、3社から応札があり、三栄総合建設株式会社が落札しています。

資料④をお願いします。位置図になります。

資料⑤をお願いします。航空写真になります。工区ごとの位置を示したものです。

議案第94号の下流側に位置します。一の瀬川について、県道稲生野甲佐線沿いに位置し、資料の左から右側に向かって河川が流れています。下流側より1工区から11工区の位置を示しております。100メートル以内に工区が連続しているため、1か所工事として採択を受けています。

資料⑥をお願いします。工事平面図になります。

資料⑥－1は、左側より1工区から5工区、資料⑥－2は、左側より6工区から9工区、資料⑥－3は、左側から10工区と11工区になります。黒色網掛け着色が復旧箇所、仮設道として河川内に大型土のう、堤内及び河川内に仮設道路の位置を破線で示しています。平面図の余白部に代表的な標準断面図を示しております。

次のページ、資料⑦－1から⑦－10は現場写真になります。

⑦－1でいきますと両側復旧、⑦－2はブロック積みがないところと両岸の復旧ですね。⑦－3についても両岸復旧、⑦－4については写真の右側の復旧、⑦－5についても両岸復旧、⑦－6についても両岸復旧になります。写真⑦－7は写真の左側の復旧、⑦－8は写真の正面護岸の復旧になります。写真⑦－9は正面護岸の復旧、⑦－10も正面護岸の復旧になります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第95号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号「工事請負契約の締結について（一の瀬川④河川災害復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第96号 工事請負契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第96号「工事請負契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 議案第96号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

1、工事番号、5災補河第151号。

2、工事名、水の宇土川③河川災害復旧工事。

3、工事場所、山都町御所地内。

4、契約金額、1億613万5,700円、税込みです。

5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町杉木465－1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

6、契約の方法、指名競争入札。

令和6年12月13日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。資料①になります。

工事請負契約概要について説明します。

4番から説明します。

4、入札年月日、令和6年12月4日。

5、財源内訳、全体事業費として1億613万5,700円。国庫負担金1億273万9,000円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金、補助率96.8%です。起債300万円、災害復旧事業債。一般財源39万6,700円です。

6、工事概要、復旧延長334メートル、工区数14工区です。主な工種としまして、掘削工920立米、盛土工83立米、張芝工88平米、ブロック積工1,033平米、小口止工12立米、すりつけ工77平米、仮設道路工588メートルです。

7、指名業者について、記載しています12社です。

次のページ、資料②をお願いします。

公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号、5災補河第151号。

2、工事名、水の宇土川③河川災害復旧工事。

3、工事場所、上益城郡山都町御所地内。

4、工期、令和6年12月16日から令和7年3月31日まで。

5、請負代金、1億613万5,700円。

上記工事について、発注者山都町と受注者大栄企業株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年12月6日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町杉木465－1、大栄企

業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

次のページ、資料③をお願いします。入札結果になります。

12月4日開札で、予定価格、税抜9,845万7,000円、最低制限価格、8,945万6,414円。12社を指名し、9社が辞退、3社から応札があり、大栄企業株式会社が落札しています。

次のページ、④をお願いします。位置図になります。

資料⑤をお願いします。航空写真に工区の位置を示したものです。

赤枠で囲んだ部分が、今回、議案第96号の箇所になります。県管理河川の東御所川を含め、位置を示していますが、被害の大きかったことが伺えます。水の宇土川について、東御所川の支流に位置し、資料の上から下に向かって河川が流れております。赤枠で下流側より1工区から14工区の位置を示しております。100メートル以内に工区が連続しているため、1か所工事として採択を受けております。

資料⑥をお願いします。工事平面図になります。

資料⑥－1は左側より1工区から3工区、資料⑥－2は左側より4工区から8工区、資料⑥－3は左側より9工区から14工区の位置になります。旗揚げ箇所が復旧範囲で、仮設道として河川内に大型土のう、堤内に仮設道路の位置を、今回は実線で示しております。平面図の余白部に代表的な標準断面図を示しております。

次のページ、資料⑦－1から⑦－9は現場写真になります。

被災して復旧する部分を赤色破線でそれぞれ示しております。この現場の特徴といたしまして、護岸のみの被災ではなく、背後の耕作地まで被害が及んでいる状況です。農地の配慮については、農災のほうで採択を受けております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第96号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） すいませんね、何回も。

前々から申しておるようにですね、こういう工事の場合に、農災と河川と別々に工事するよりも、一緒に工事ができないかて、これ町河川ですから、その辺がうまく一緒にできないかというのと、もう一つは、この河川、川の掘削したやつをわざわざどっかに捨てにいくよりも、ここなんか特にそうですけども、だんだんだんとあっとだけん、ここの下の段ば埋めて、そこに捨てて、広げてという感じでしたら、農災も一緒にできるし、また、その田んぼ自体も、前よりも今後つからんで済むていう、そういうふうなことが考えられるので、それがうまい具合できないかということ。業者さんとの兼ね合いもあるばってん。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 資料⑤の航空写真を見ていただきたいんですけども、これには県河川も含めた位置図を示しとります。東御所川で県と頭に付いとる分が県の災害。この位置を県と共有しとります。今回、これだけの大規模災害だったものですから、まず発注の方法といたし

まして、県管理河川を先に発注していただこうと。それで、受注者が決まったら、指名競争入札ではございますけども、町のほうが発注していくと。

農災につきましては、町の発注が終わるまでには、発注を待っていただいているという状況です。今回、同じ川で全ての業者さんが落札してるかという、そういうもんでもございません。ほかの業者さんも入られてます。ということで、一応は、大きい県管理河川から発注しまして、町管理河川を発注して、その分は農災を次に発注していこうと。あくまでも指名競争入札にはなると思いますけども。

残土の処理につきましては、まず発注時におきましては、今不法投棄とかを防止するために、あらかじめ位置を示して、この位置まで運ぶということで発注をしております。あとは受注された業者さんが、例えば地元と調整されて、近くになるとかということは、それは変更は可能でございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号「工事請負契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第97号 工事請負変更契約の締結について（中央体育館解体工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第97号「工事請負変更契約の締結について（中央体育館解体工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第97号について説明いたします。

議案第97号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年第2回山都町議会臨時会において議決された、中央体育館解体工事請負契約のうち、請負代金額「1億250万4,600円」を「8,951万8,770円」に変更することとする。

令和6年12月13日提出、山都町長。

提案理由です。本件工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料①を御覧ください。工事請負変更契約概要です。

工事番号、R 6 教生工第11号。

工事名、中央体育館解体工事。

工事場所、山都町下市地内。

当初契約年月日、令和 6 年 6 月 5 日。

財源内訳、起債額変更前 1 億250万円が、変更後8,950万円で、減額1,300万円となりました。過疎対策事業債を活用しております。一般財源で、変更前4,600円が、変更後 1 万8,770円で、増額 1 万4,170円となりました。合計で減額の1,298万5,830円となっております。

6 の工事内容、7 の施設概要、8 の契約の相手方は、当初のとおり変更ございません。

資料②を御覧ください。変更数量増減表です。

工事費精算に伴いまして、産業廃棄物管理表、マニフェストの伝票確認を行い、実施数量を基に、それぞれの数量が減となったものです。

資料③を御覧ください。工事請負変更仮契約書の写しです。

4 の変更契約事項から説明いたします。

変更工事請負額、減額1,298万5,830円。

令和 6 年 6 月 5 日付けで請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和 6 年12月 3 日、発注者、山都町長、受注者、上益城郡山都町千滝222－ 1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

資料④は位置図となっております。

資料⑤は解体前と解体後の現況写真でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（藤澤和生君） 議案第 97 号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号「工事請負変更契約の締結について（中央体育館解体工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第3号 山都町教育委員の任命について同意を求める件

○議長（藤澤和生君） 日程第10、同意第3号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 同意第3号について説明をいたします。

同意第3号、山都町教育委員の任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので、同意を求める。

令和6年12月13日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町城原159番地6－3、氏名、豊田亜矢子氏。生年月日、昭和48年9月5日、満51歳。

提案理由です。教育委員を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意を提出する理由です。

豊田亜矢子氏は、平成22年から山都町立図書館に勤務され、司書資格を生かし、本を通して人の心を豊かにする手伝いをしたいという思いで、献身的に業務に当たられ、本や図書館の魅力を多くの人に広められてこられました。また、平成30年度には、山都町PTA連絡協議会母親部長を務められ、保護者や教育関係者と連携し、子どもたちの健やかな成長を支えてこられました。教育委員は地域の教育の質を高め、子どもたちの未来を築く重要な役割を担う存在です。豊田氏の誠実さ、そして、豊富な経験と知識を生かし、教育施策に真摯に取り組んでいただけるものと確信し、任命の同意をお願いするものであります。

なお、任期は前任者の残任期間となりますので、本年12月16日から令和8年3月25日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 同意第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第3号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第3号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第11 委員会報告 請願付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、請願付託報告についてを議題とします。

請願第3号「地方たばこ税を活用した公共施設喫煙所の整備、ならびに新型自動販売機購入時助成に関する請願書」について報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 報告を行います。

令和6年12月13日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員長、飯開政俊。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、事件の番号。請願第3号。

2、付託年月日。令和6年12月5日。

3、件名。地方たばこ税を活用した公共施設喫煙所の整備、ならびに新型自動販売機購入時助成に関する請願書。

4、請願者。上益城郡山都町下市33、山都町商工会内、矢部たばこ販売協同組合、理事長、酒田篤彦他。

5、紹介議員。眞原誠。

6、審査結果、一部採択。

7、審査意見。現在、「道の駅通潤橋」に喫煙所がなく路上での喫煙を余儀なくされ、受動喫煙が心配されていることから、整備は必要と思われる。

なお、運動公園、総合体育館敷地内への喫煙所整備については、現在事業継続中であることから、全ての施設の完成を見据えて、今後検討することが望ましい。

令和8年4月より、新たな成人識別装置付き自動販売機への切り替えが必要となることから、新機能の自動販売機購入に対する助成金の要請である。

たばこ販売店の経営の現状にも配慮することが求められるが、社会の風潮は禁煙を促す意見もあることから、現段階では厳しいと思われる。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 紹介議員でもありますので、質問を許してください。

一部採択ということでの御意見で賜っております。

最後にですね、御報告いただきました自動販売機の切替えの助成の部分に関しての質問なんですけれども、請願の趣旨としましては、たばこ販売業者の方々の置かれてる境遇、社会の風潮の件にも言及いただいておりますけれども、確かにそうではあるのですが、販売業者としてはです

ね、そうしたたばこにまつわる社会の情勢の中から、事業として苦しいお立場をこの後見据えざるを得ない。高いんですね、自動販売機が。それ、そういうことでの請願だったろうと思ってありますが、そうした販売業者の方々へのですね、事業とか思いなどへの寄り添いというのは、総務委員会の中では意見としてどのようなだったのか、お聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 今報告を行いましたように、今たばこを吸われる方が、やはり健康被害とかいろいろなことがありますけれども、話が出たのが、たばこを吸われる方は、やはりストレスなどをためたときに、たばこを吸うことによって解消されるということで、いい部分もあります。ところが、先ほど申しましたように、たばこの害というのは、やはり肺がんとか肺気腫とか、病気にかかれた方々の多くが、たばこを吸われる方が半分以上と言われるように、健康被害もあるわけです。そういった中で、今道の駅をはじめ多くのところで販売されておりますけれども、やはりこれをですね、やはり助成をするということになれば、大変な資金も要りますし、8,000万の今税収があるわけですが、もう一つ考えれば、たばこによる病気に対する保険を使われる、町のいろんなですね、そういう使われる部分もあるということで、やはり今の世の中の流れを見れば、やはりそこまではすべきだろうかという話は出ましたが、やはり委員全員で、これはもうやはり今の段階では厳しいという意見で、今回は認められないということになりました。気持ちは分かりますけれども。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） じゃあ、最後に一つだけ確認させてください。

請願なさってるですね、たばこ販売業者の方々、そうしたその事業に対する支援といいますか、事業を頑張っていただきたいという、その思いは総務委員会のほうでは確認とれたという認識でよろしいのでしょうか。いろいろな事情で、請願の中身に関しては厳しいと御判断なさったけれども、たばこ販売事業に関してはですね、寄り添うようなそういう御意見だったという認識で大丈夫でしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 今ですね、商工会の人たちの話を聞けば、やはり今商店街が非常に厳しい経営をほとんどの方がされていると。やはり何らかの形での助成はですね、町も向き合っていくことがやはり大事ではないかという話は出ましたし、今回、この自動販売機に限った助成というのはですね、やはり自動販売機というのは非常に多くの自動販売機がありますけれども、やはり今までされたことはないということもありますので、今回は見送らせていただいたということで、非常に申し訳ないとは思いますが、御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は一部採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号「地方たばこ税を活用した公共施設喫煙所の整備、ならびに新型自動販売機購入時助成に関する請願」は、一部採択することに決定いたしました。

日程第12 委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、経済建設常任委員長から、経済建設常任委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りします。

経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13 特別委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第13、特別委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出のとおり、会議規則第75条の規定により、山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について検討する特別委員会委員長から、山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について検討する特別委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について検討する特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について検討する特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第14 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第14、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続審査の申出がありました。

申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。これで令和6年第4回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時10分

令和6年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第81号	専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第4号） の報告並びにその承認を求めることについて	12月5日	原案承認
議案第82号	山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部改正について	12月5日	原案可決
議案第83号	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴 う関係条例の整備について	12月5日	原案可決
議案第84号	山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正につ いて	12月5日	原案可決
議案第85号	山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につい て	12月5日	原案可決
発議第2号	山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について	12月11日	継続審査
議案第86号	令和6年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	12月12日	原案可決
議案第87号	令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について	12月12日	原案可決
議案第88号	令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について	12月12日	原案可決
議案第89号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規 約の一部変更について	12月13日	原案可決
議案第90号	財産の取得について（住民基本台帳ネットワーク機器一式）	12月13日	原案可決
議案第91号	財産の処分について（旧御岳グラウンド）	12月13日	原案可決
議案第92号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウン ド電気設備工事）	12月13日	原案可決
議案第93号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウン ド整備工事）	12月13日	原案可決

議案第94号	工事請負契約の締結について（一の瀬川⑥河川災害復旧工事）	12月13日	原案可決
議案第95号	工事請負契約の締結について（一の瀬川④河川災害復旧工事）	12月13日	原案可決
議案第96号	工事請負契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）	12月13日	原案可決
議案第97号	工事請負変更契約の締結について（中央体育館解体工事）	12月13日	原案可決
同意第3号	山都町教育委員の任命について同意を求める件	12月13日	原案同意

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
